

御 浜 町 地 域 防 災 計 画

一 風 水 害 等 対 策 編 一

令和 5 年 3 月改定

御浜町防災会議

目次

第1部 総則	3
第1章 計画の目的・方針等	4
第1節 計画の目的・方針	4
第2章 防災関係機関等の責務等	6
第1節 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割	6
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	8
第3章 御浜町の特質及び風水害等の状況	15
第1節 御浜町の特質	15
第2節 本町における既往の風水害等の状況	17
第2部 災害予防・減災対策	21
第1章 自助・共助を育む対策の推進	22
第1節 住民及び地域の防災力向上	22
第2節 防災人材の育成・活用	24
第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化	25
第4節 ボランティア活動の促進	27
第5節 企業・事業所の防災対策の促進	29
第6節 児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策等の推進	30
第2章 安全な避難空間の確保	32
第1節 避難対策等の推進	32
第3章 風水害に強いまちづくりの推進	38
第1節 水害・高潮被害予防対策の推進	38
第2節 地盤災害防止対策の推進	39
第3節 農地等の防災対策の推進	42
第4章 緊急輸送の確保	43
第1節 輸送体制の整備	43
第5章 防災体制の整備・強化	44
第1節 災害対策機能の整備及び確保	44
第2節 情報収集・伝達機能の整備及び確保	46
第3節 医療・救護体制及び機能の確保	48
第4節 応援・受援体制の整備	50
第5節 物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備	51
第6節 消防、救急・救助体制の強化	53
第7節 ライフラインにかかる防災対策の整備	55
第8節 防災訓練の実施	57
第9節 災害廃棄物処理体制の整備	59
第6章 特定自然災害への備え	61

第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策	61
第3部 台風接近時等の減災対策	67
第1章 災害対策本部機能の確保	68
第1節 準備・警戒体制の確保	68
第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保	76
第2章 避難誘導體制の確保	85
第1節 避難所の確保及び早期避難の促進	85
第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護	87
第3節 学校・保育所等における児童生徒等の安全確保	88
第3章 災害未然防止活動	90
第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保	90
第2節 水防活動体制の確保	92
第3節 住民・企業等による安全確保	93
第4部 発災後の応急対策	97
第1章 災害対策本部活動の実施	98
第1節 災害対策活動の実施体制の確保	98
第2節 通信機能の確保	99
第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等	101
第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用	107
第5節 広域的な応援・受援体制の整備	111
第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等	113
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策	116
第1節 緊急の交通・輸送機能の確保	116
第2節 水防活動	121
第3節 ライフライン施設被災時の応急対策	122
第4節 公共施設被災時の応急対策	124
第5節 農林水産施設及び農地・森林等の復旧・保全	126
第6節 県防災ヘリコプターの活用	128
第3章 救助・救急及び医療・救護活動	130
第1節 救助・救急及び消防活動	130
第2節 医療・救護活動	132
第4章 緊急避難対策	134
第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保	134
第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策	142
第3節 小中学校・保育所等における児童生徒・園児等の避難対策	144
第5章 特定自然災害対策	146
第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策	146
第5部 被災者支援・復旧対策	153

第1章 災害対策本部活動体制の確保	154
第1節 災害対策本部の継続・廃止	154
第2節 災害救助法の適用	155
第2章 避難者支援等の確保	158
第1節 避難所の運営	158
第2節 緊急輸送手段の確保	160
第3節 救援物資等の供給	162
第4節 給水活動	165
第5節 ボランティア活動の支援	167
第6節 防疫・保健衛生活動	169
第7節 災害警備活動	171
第8節 行方不明者の捜索及び遺体の取扱	173
第3章 社会基盤施設等の復旧・保全	175
第1節 公共施設等の復旧・保全	175
第2節 農作物等の被害軽減対策	177
第3節 ライフライン施設の復旧・保全	179
第4節 流木等漂着物対策	181
第4章 復旧に向けた応急対策	182
第1節 廃棄物対策活動	182
第2節 住宅の保全・確保	186
第3節 文教等対策	188
第4節 中小企業・農林漁業復旧対策	191
第5節 災害義援金等の受入・配分	192
第5章 復旧・復興対策	193
第1節 災害復旧事業にかかる財政支援	193
第2節 被災者の生活再建に向けた支援	197
第6部 事故等による災害対策	207
第1章 重大事故等対策	208
第1節 危険物施設等の事故対策	208
第2節 航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策	210
第3節 流出油事故等への対策	212
第2章 火災対策	218
第1節 大規模火災・林野火災の対策	218

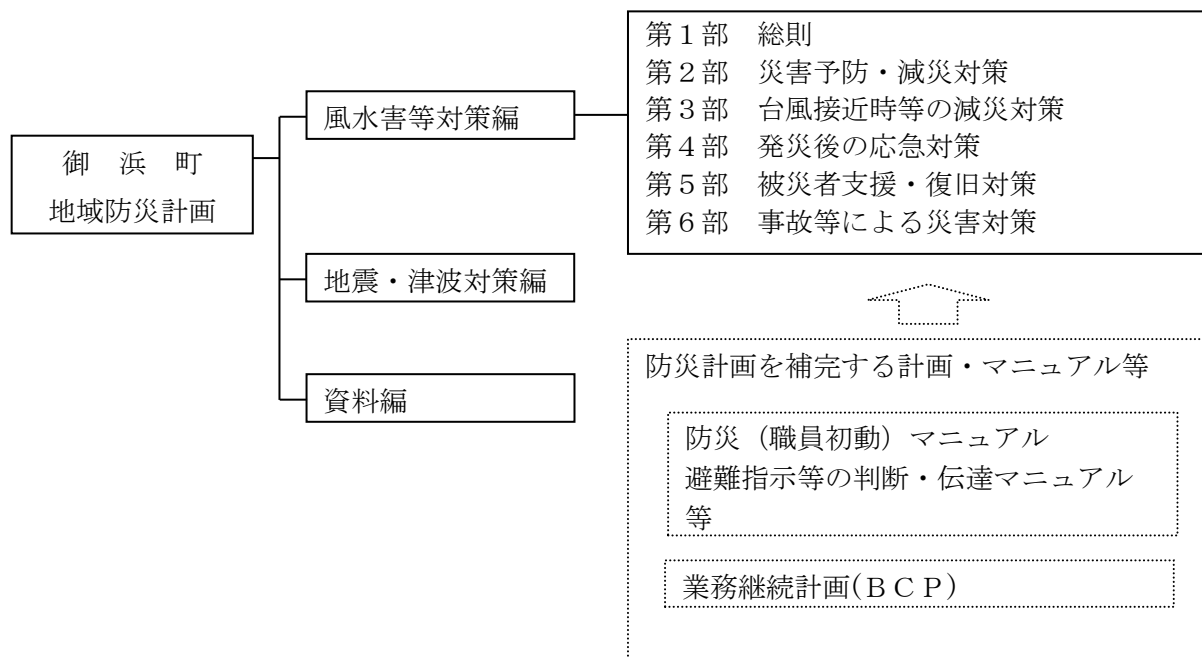
第 1 部 総 則

第 1 部 総則

この計画は、御浜町地域防災計画の「風水害等対策編」であり、第 1 部の総則、第 2 部の災害予防・減災対策、第 3 部の台風接近時等の減災対策、第 4 部の発災後の応急対策、第 5 部の被災者支援・復旧対策及び第 6 部の事故等による災害対策で構成します。また、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げています。

なお、災害発生時に迅速な応急対応ができるよう個別の活動等についてまとめたマニュアル並びに業務継続計画（BCP）等により防災計画を補完します。

御浜町地域防災計画の全体構成



第 1 部 総則の構成

章	節
第 1 章 計画の目的・方針等	第 1 節 計画の目的・方針
第 2 章 防災関係機関等の責務等	第 1 節 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱
第 3 章 御浜町の特質及び風水害等の状況	第 1 節 御浜町の特質 第 2 節 本町における既往の風水害等の状況

第 1 章 計画の目的・方針等

第 1 節 計画の目的・方針

第 1 項 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、御浜町防災会議が作成する計画であり、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び住民が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な風水害等対策の推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

第 2 項 計画の基本方針

この計画は、町及び各防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的事項を定めるものです。

なお、各防災関係機関は、具体的な活動計画を別に定めるものとします。

第 3 項 計画の修正及び習熟

この計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正します。

また、町の全職員及び関係公共的団体その他防災に関し重要な施設の管理者に対し、計画内容を周知徹底させるとともに、地域住民、町内の企業、団体等への周知を図ります。

第4項 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 県 災 対 本 部 | ……三重県災害対策本部をいう。 |
| 2 | 地 方 部 | ……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。 |
| 3 | 町 災 対 本 部 | ……御浜町災害対策本部をいう。 |
| 4 | 県 水 防 本 部 | ……三重県水防本部をいう。 |
| 5 | 県 水 防 支 部 | ……三重県水防本部の支部をいう。 |
| 6 | 防 災 関 係 機 関 | ……県、市町、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。 |
| 7 | 基 本 法 | ……災害対策基本法をいう。 |
| 8 | 救 助 法 | ……災害救助法をいう。 |
| 9 | 要 配 慮 者 | ……高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。 |
| 10 | 避難行動要支援者 | ……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。 |
| 11 | その他の用語については、基本法の例による。 | |

第2章 防災関係機関等の責務等

第1節 町・県・防災関係機関・住民等の実施責任及び役割

1 町

町は、防災の一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施します。

また、町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進します。

2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進するとともに、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施します。

また、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関にかかる防災対策の調整を行います。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、町、県及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施するとともに、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとります。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び県の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、町、県及びその他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力します。

6 住民・自主防災組織・事業者

(1) 住民

ア 住民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭等における防災・減災対策を講じるよう努めます。

イ 住民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、地域の安全は皆で守る共助の取組に努めます。

(2) 自主防災組織

ア 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努めます。

イ 自主防災組織は、地域において県、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努めます。

(3) 事業者

ア 事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努めます。

イ 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努めます。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域にかかる風水害対策に関し、本町及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

1 町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄・整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難指示等
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入に関する措置
- (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (14) 被災町営施設の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備
- (4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置

- (10) ボランティアの受入に関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 災害時の交通及び輸送の確保
- (15) 自衛隊の災害派遣要請
- (16) 災害復旧の実施
- (17) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (18) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (19) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (20) その他災害の発生・拡大の防御及び拡大防止のための措置

3 消防（熊野市消防本部・熊野市消防署及び御浜・紀和・紀宝分署・あすか救護センター）

- (1) 火災の予防・警戒・鎮圧
- (2) 災害の防除及び被害の軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等

4 警察（紀宝警察署）

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集・連絡等
- (3) 救出救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

5 自衛隊

- (1) 要請に基づく災害派遣
- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

6 指定地方行政機関

(1) 中部地方整備局（紀勢国道事務所 熊野維持出張所）

- ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- イ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- ウ 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
- エ 道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- カ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- キ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- ク 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- ケ 所管施設の緊急点検の実施
- コ 情報の収集及び連絡
- サ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施
- シ 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- ス 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施

(2) 東海農政局

- ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る。）等の国土保全対策の推進
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
- ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
- エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
- カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
- キ 町の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等の実施
- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
- ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
- コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置

(3) 近畿中国森林管理局三重森林管理署

- ア 防災を考慮した森林事業
- イ 国有林、治山施設等の整備
- ウ 国有林における予防治山施設における災害予防
- エ 国有林における荒廃地の復旧
- オ 災害対策用復旧資機材の供給

(4) 第四管区海上保安本部尾鷲海上保安部

- ア 情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。
- ウ 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。
- エ 船舶交通の障害の除去に関すること。
- オ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。
- カ 法令の海上における励行に関すること。

(5) 津地方气象台（尾鷲測候所）・和歌山地方气象台（潮岬測候所）

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達
- ウ 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力
- エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等
- オ 県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

7 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（阿田和・市木・尾呂志・神志山郵便局）

- ア 災害時における郵便業務の確保
 - （ア）郵便物の送達の確保
 - （イ）窓口業務の維持
- イ 郵便業務に係わる災害特別事務取扱及び援護対策
 - （ア）被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡の無償交付
 - （イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - （ウ）被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人、又は団体にあてた援助用の現金書留郵便物等の料金免除
 - （エ）被災者の援助を行う団体が被災者に配分する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金の配分

(2) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配
- イ 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
- ウ 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免
- エ 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止・調査
- オ 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理
- カ 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理
- キ 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理
- ク 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守

(3) 西日本電信電話株式会社三重支店

- ア 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
- イ 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- ウ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- エ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

(4) 株式会社NTTドコモ東海支社三重支店

- ア 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
- イ 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
- ウ 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
- エ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置

(5) KDDI株式会社中部総支社

- ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- ウ 被災通信設備の早急な災害普及措置

(6) ソフトバンク株式会社

- ア 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置
- イ 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定
- ウ 被災通信設備の早急な災害普及措置

(7) 日本赤十字社三重県支部

- ア 災害時における医療、助産及びその他の救助
- イ 救援物資の配分
- ウ 災害時の血液製剤供給
- エ 義援金の募集及び配分
- オ その他災害救護に必要な業務

(8) 日本放送協会津放送局

- ア 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害制御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を適切に編成して、災害時の混乱を防止し、人心安定と復旧に資するものとする。
- イ 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めます。
- ウ 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知
- エ 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道

(9) 関西電力送配電株式会社和歌山支社

- ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
- イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
- エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
- オ 電力供給施設の早期復旧の実施
- カ 被害状況、復旧見込、二次災害防止など広報活動の実施

8 指定地方公共機関

(1) 公益社団法人三重県医師会（紀南医師会）

- ア 医師会救護班の編成並びに連絡調整
- イ 医療及び助産その他の救護活動

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社等）

- ア 災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送

(3) 一般社団法人三重県トラック協会

災害応急活動のための県災害対策本部からの車両借上要請に対する即応体制の整備並びに配車

(4) ガス事業者（（一般社団法人）三重県LPガス協会）

- ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
- イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

(5) 公益社団法人三重県歯科医師会（南紀歯科医師会）

ア 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整

イ 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施

(6) 一般社団法人三重県建設業協会

ア 応急仮設住宅の建設への協力

イ 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）

災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資斡旋に対する協力

(2) 危険物施設等の管理者

町等の防災機関と密接な連絡、並びに危険物等の防災管理の実施

(3) 御浜土地改良区

御浜土地改良区所管の農地及び農業施設の復旧と防災管理

(4) 防災上重要な施設の管理者

所管にかかる施設について防災管理を行うとともに、有事に際しては防災に関する保安措置、応急措置を実施し、当該施設にかかる災害復旧を実施

第3章 御浜町の特質及び風水害等の状況

第1節 御浜町の特質

1 地質及び構造地盤

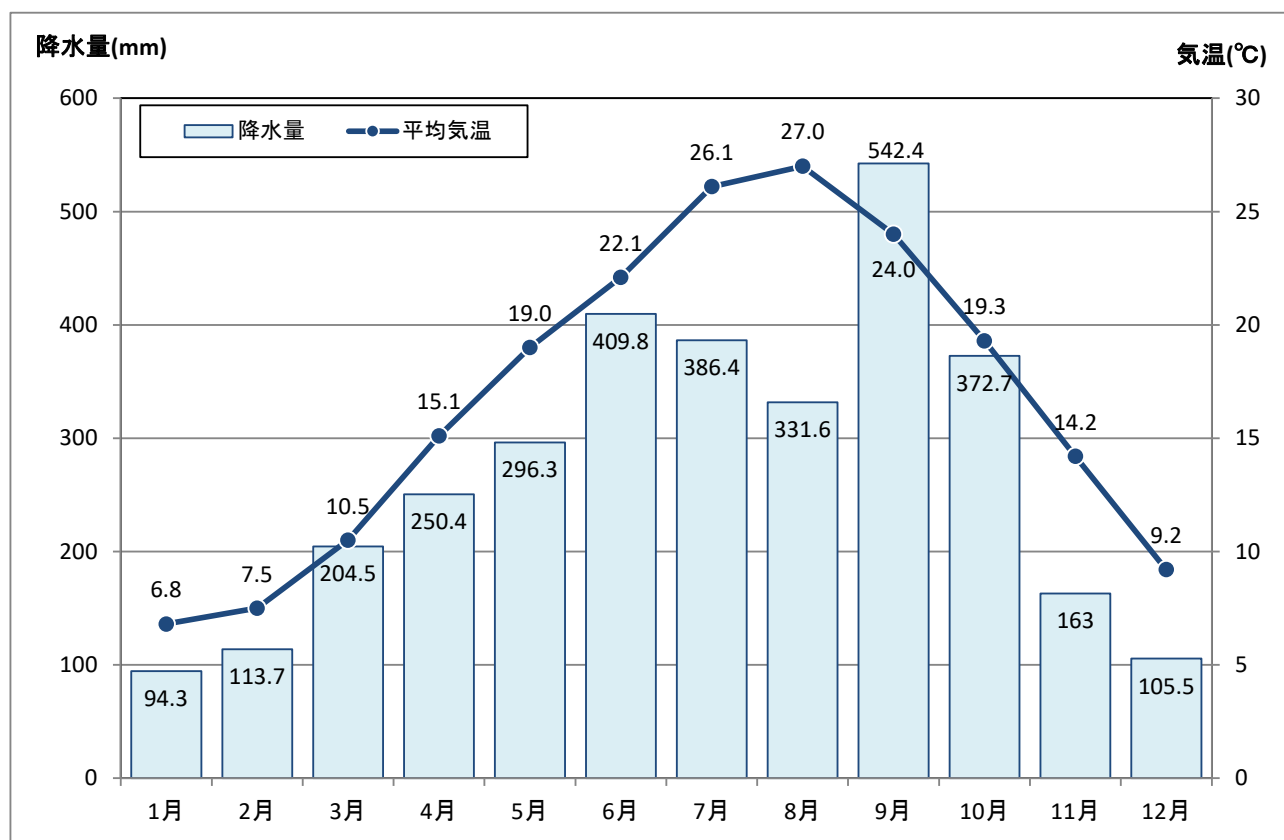
これまでの調査によると、本町の沿岸部は、最新世及び現世の砂礫及び粘土の層となっており、尾呂志川の西部では熊野酸性岩類の黒雲母花崗斑岩で占められています。また、北部は石英を主成分とする熊野酸性岩類、中部では中新世のシルト砂岩、礫岩等、南部では古代三紀の砂岩及び泥岩がその地質の特徴となっています。

2 気候

気候は典型的な海洋性気候で、過去30年間の平均は16.8℃と温暖な気象条件に恵まれています。が、反面、台風常襲地帯であることからその被害も大きくなっています。

雨量は背後に大台ヶ原山を中心とする紀伊山地があるため、過去30年間の平均は3,270.6mmとなっており、特に、9月の降水量が多く、短時間の強雨が多いことが特色となっています。

なお、降雪はほとんどありません。



※降水量：気象庁データ

※平均気温（参考数値）：三重県農業研究所・紀南果樹研究室データ

3 社会的条件

災害被害を拡大する社会的要因は、主として次のような点が指摘されています。

- (1) 生活環境の近代化が進み、電気、水道、ガス、電話等は欠かせないものとなっており、これらに被害が発生した場合の情報不足等による生活面での不安が増大し、心理的危険性が予想されます。
- (2) 令和2年度の国勢調査では、本町の総人口は8,079人であり、そのうち65歳以上高齢者数は3,304人（高齢化40.9%）となっています。また、総世帯3,711世帯のうち、65歳以上単独世帯は847世帯となり、高齢化の進行により、自力で避難行動をとることが困難なため避難行動に特に配慮を要する住民や単独世帯への対応が必要となっています。
- (3) 観光の繁忙期や週末など多数の観光客の訪問が見込まれる時期に大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定されます。
- (4) 情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大しており、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定されます。
- (5) 東日本大震災では、女性や障がい者等の多様なニーズへの配慮が課題とされ、災害が発生した際の多様なニーズを反映するため、防災対策の推進にあたって女性や障がい者等の積極的な参画を促進することが求められています。

第2節 本町における既往の風水害等の状況

1 災害条件

本町の地域は、8～10月頃発生する大型台風の被害を受けやすく、これまで数多くの風水害が発生しています。特に主産業である柑橘等に対する被害が大きくなっています。

原因別の災害の概要と将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりです。

(1) 風水害

度重なる風水害により護岸工事等が進められているので、多雨地帯ではあるが雨のみによる被害は比較的少なくなっています。

しかし、大型台風が接近すると、山（谷）あいの風により風速が加速し、気象データ以上の規模となります。強風と集中豪雨による家屋、農作物、耕地等の流埋没あるいは道路橋梁等に甚大な被害を受けた例が多く、将来においてもこうした被害の発生が予想されます。

(2) 火災

火災発生件数は比較的少ないですが、家屋の密集した地区が多く、強風時等に出火すると大火災となるおそれがあります。

(3) 高潮

満潮又は低気圧による潮位の上昇と台風等の強風が重なると高潮が発生しやすくなっています。

海岸の護岸工事は進められてはいますが、高潮が発生すると排水の悪い箇所が浸水するおそれがあります。

2 本町の既往災害

主な台風・豪雨記録

災害発生日時	災害名	災害・罹災内容	備考
平成2年 9月17日～20日	台風19号	降雨量 489 mm 建物全壊 4 棟 半壊 5 棟 床下浸水 11 棟	
平成13年 9月30日～10月1日	集中豪雨	降雨量 374 mm 最大時間雨量 133 mm 建物半壊 2 棟 床上浸水 45 棟 床下浸水 55 棟	局地激甚災害
平成23年 9月2日～5日	台風12号	降雨量 1,043 mm 最大時間雨量 92.5 mm 死者 1 名 床上浸水 69 棟 床下浸水 105 棟	激甚災害 (紀伊半島大水害)
平成29年 10月21日～23日	台風21号	降雨量 650 mm 最大時間雨量 73.5 mm 床上浸水 11 棟 床下浸水 2 棟	

第2部 災害予防・減災対策

第2部 災害予防・減災対策

第2部の災害予防・減災対策の構成

章	節
第1章 自助・共助を育む 対策の推進	第1節 住民及び地域の防災力向上 第2節 防災人材の育成・活用 第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化 第4節 ボランティア活動の促進 第5節 企業・事業所の防災対策の促進 第6節 児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策等の推進
第2章 安全な避難空間の 確保	第1節 避難対策等の推進
第3章 風水害に強いまち づくりの推進	第1節 水害・高潮被害予防対策の推進 第2節 地盤災害防止対策の推進 第3節 農地等の防災対策の推進
第4章 緊急輸送の確保	第1節 輸送体制の整備
第5章 防災体制の整備・ 強化	第1節 災害対策機能の整備及び確保 第2節 情報収集・伝達機能の整備及び確保 第3節 医療・救護体制及び機能の確保 第4節 応援・受援体制の整備 第5節 物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備 第6節 消防、救急・救助体制の強化 第7節 ライフラインにかかる防災対策の整備 第8節 防災訓練の実施 第9節 災害廃棄物処理体制の整備
第6章 特定自然災害への 備え	第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

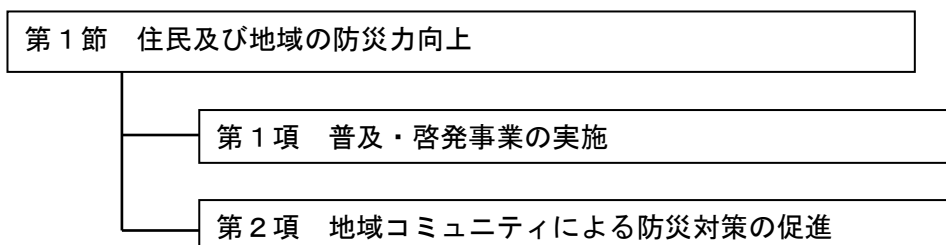
第1章 自助・共助を育む対策の推進

第1節 住民及び地域の防災力向上

【主幹課】 総務課

“災害から命を守るため”の防災知識の普及・啓発や災害に強い町を支える人づくりなど、各地域での防災対策事業を推進し、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、減災に向けた住民運動を展開し、防災風土の醸成を図ります。

【施策の体系】



第1項 普及・啓発事業の実施

1 住民等に対する普及・啓発

町は、住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、防災・減災対策及び適切な発災時の防災行動等について、住民等に具体的な防災情報を伝え、防災関係機関の協力を得ながら、多様な手段を用いて普及・啓発活動を実施します。

また、防災知識の普及・啓発にあたっては、災害時の様々な要配慮者の視点や男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

(1) 普及・啓発の内容

町は、防災についての正しい知識、防災対応等について次の普及・啓発を推進します。

- ア 気象情報全般に関する知識等の普及・啓発
- イ 特別警報に関する知識等の普及・啓発
- ウ 避難所及び避難生活に関する知識等
- エ 災害伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等
- オ 出火防止や救助活動への協力、要配慮者への支援など、災害発生時にとるべき自助、共助の防災活動に関する知識等
- カ 応急手当看護に関する知識
- キ 各地域に伝承されている災害教訓等
- ク 発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発

ケ その他、災害に関して住民に伝えるべき知識や対策

(2) 普及・啓発の方法

自主防災組織等が実施する研修会・講演会等のほか、ハザードマップ、広報紙、町ホームページ等の様々な媒体を通して、普及・啓発を図ります。

また、消防機関と連携し、危険物を有する施設、病院、福祉施設、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を促進します。

2 土砂災害・洪水対策の周知徹底

町は、住民等に対しハザードマップ等を活用して、土砂災害・洪水の知識（土砂災害危険箇所、浸水洪水想定区域等）や、高齢者避難・避難指示・緊急安全確保の発令・発表等にとるべき避難行動等の周知徹底を図ります。

3 “発災後 72 時間生き延びるための” 個人備蓄の促進

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭、職場等において 3 日間程度（できれば 1 週間程度）の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の個人備蓄の促進を啓発します。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄の啓発に努めます。

4 自宅や通勤・通学先等の風水害時の被害想定把握

町が提供する洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所マップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等が風水害時に受ける可能性がある被害を把握し、必要に応じて洪水や土砂災害等災害種別ごとの指定緊急避難場所を確認します。

5 家族防災会議の開催

非常時の連絡方法等を家族間で共有し、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・とるべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に行い、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努めます。

第 2 項 地域コミュニティによる防災対策の促進

町は、地区防災計画の策定など、地域における自発的な自助・共助による防災活動を促進し、地域の防災力向上を図る取組を支援します。

- (1) 地域における災害教訓の伝承を継続させるための支援
- (2) 地域の実情に応じた各避難所ごとの避難所運営マニュアル作成支援
- (3) 自然災害リスクの確認や避難経路作成が可能となる「My まっぷラン+（プラス）」等を活用した避難計画及び地区防災計画の作成の促進
- (4) 地域独自の防災訓練実施等への支援

第2節 防災人材の育成・活用

【主幹課】 総務課

「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、女性や若者の防災人材や災害ボランティアの育成に努めます。

【施策の体系】

第2節 防災人材の育成・活用

第1項 防災人材の育成及び活用

第1項 防災人材の育成及び活用

1 住民等を対象とした人材育成等

町は、避難所運営等における女性への配慮等や継続した防災人材の確保を踏まえ、女性や若い世代の防災人材の育成に努めていきます。

2 自主防災組織員を対象とした教育・啓発

町は、自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的行います。

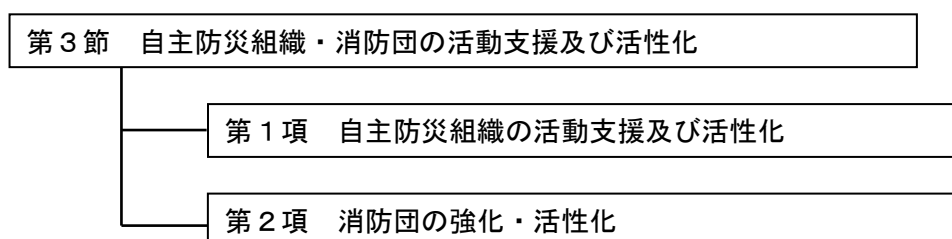
また、県が実施する自主防災組織交流会や防災人材育成事業等を活用するなどして、自主防災組織の相互連携を促進します。

第3節 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

【主幹課】	総務課
【関係機関等】	消防団

「自分たちのまちは自分たちで守る」ため、地域及び事業所単位で自主防災組織の育成・強化を推進します。また、消防団の装備・施設の充実等により消防団の強化を図ります。

【施策の体系】



第1項 自主防災組織の活動支援及び活性化

1 自主防災組織への支援

町は、各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう支援するとともに、組織の活性化に向けた以下の支援に努めます。

- (1) 自主防災組織による地区防災計画や個別避難計画等の作成を支援します。
- (2) 女性や若年層の参画など組織の活性化を促進します。
- (3) 県及び防災関係機関等が実施する人材育成研修を活用し、自主防災組織リーダーの育成を促進します。
- (4) 自主防災組織連絡会議等の活動等を通じて、相互に連絡が取り合えるネットワーク化を推進するとともに、避難所運営等地域単位の課題解決について支援します。
- (5) 訓練等の自主防災活動について支援します。

第2項 消防団の強化・活性化

1 消防団の強化

町は、住民の消防団活動への参加を促進し、消防団員の確保に努めます。

また、消防技術の向上を図るとともに、団員等による住民に対する啓発や訓練指導を推進します。

あわせて、消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。

2 住民に対する消防団活動の周知

町は、広報紙、各種イベント等を活用し、消防団活動の意義や重要性の周知を図り、住民の理解・協力を促進します。

3 自主防災組織等との連携

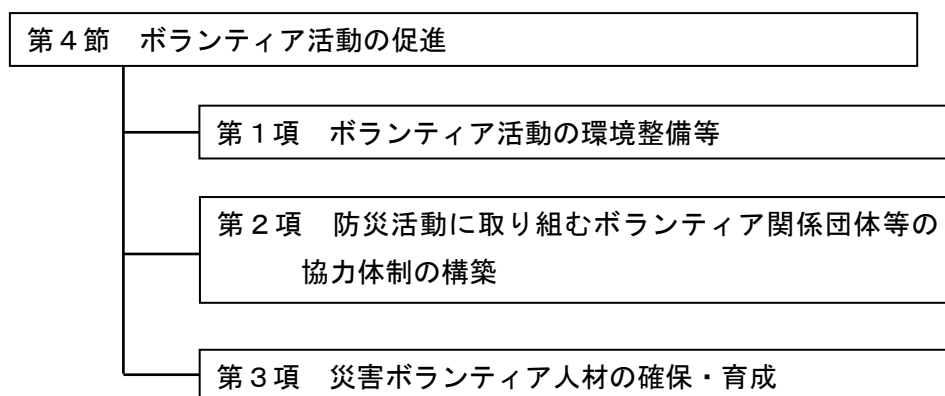
消防団は、自主防災組織リーダーと連携し、自主防災組織を構成する住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を推進します。

第4節 ボランティア活動の促進

【主幹課】	健康福祉課
【関係課】	総務課
【関係機関等】	社会福祉協議会

大規模災害が発生した場合、膨大な各種援護が必要となり、ボランティアの積極的な参加が期待されます。ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、防災活動に取り組むNPO・ボランティア等が自らの力を十分発揮しながら被災地支援に取り組める環境整備を行います。

【施策の体系】



第1項 ボランティア活動の環境整備等

1 災害ボランティアセンターの活動環境や活動条件の整備

町は、災害時に円滑なボランティア活動ができるよう、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置や運営マニュアルの整備により、ボランティアの受入体制や発災時に担う役割の整備を図ります。

2 ボランティアの受入等にかかる協力関係・連携体制の構築

町は、町社会福祉協議会と連携し、町域を超えたボランティアの受入や活用にかかる協力・連携体制を構築するため、県や県社会福祉協議会などの関係機関が実施する会議や研修会、訓練等を通じ平時より情報の共有を図り連携の構築に努めます。

第2項 防災活動に取り組むボランティア関係団体等の協力体制の構築

町は、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアにかかる情報提供や研修会の実施等により、平常時におけるボランティア等の活動支援に努めます。

また、常時に多様な活動を展開しているボランティア等に対し、情報提供や検討会の実施等により、災害時にもその専門性を活かしたボランティア活動が積極的に行えるように働きかけ、災害時の町内における協力体制の整備に努めます。

第3項 災害ボランティア人材の確保・育成

町は、町社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの確保・育成を図ります。

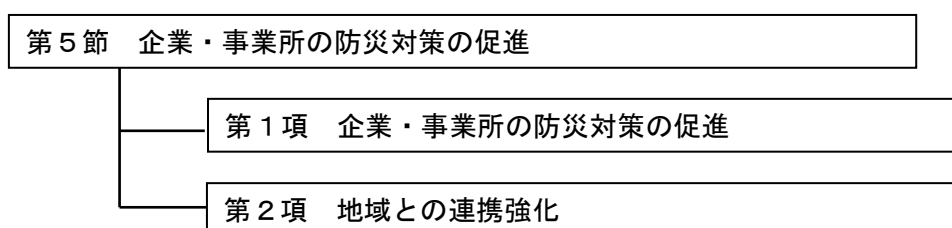
- (1) 知識や経験、資格等を持った専門職ボランティアの登録促進
- (2) 災害ボランティアセンターを運営支援するボランティア等の人材育成
- (3) 災害ボランティア活動の広報・啓発等による、住民及び事業所の災害ボランティア等への参画促進

第5節 企業・事業所の防災対策の促進

【主幹課】	総務課
【関係課】	企画課
【関係機関等】	消防本部、消防団

町は、町内の企業・事業所に対し、町や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図り、企業・事業所及び従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等の要請に努め、総合的な地域防災力の向上を図ります。

【施策の体系】



第1項 企業・事業所の防災対策の促進

1 企業・事業所の防災教育の推進

(1) 防災教育の推進

町は、企業による従業員等の防災教育、防災訓練等を支援し、防災意識の高揚と防災力向上の促進に努めます。

(2) 防災上重要な施設の管理者に対する防災教育

危険物施設や不特定多数の者が出入りする大規模商業施設、宿泊施設等防災上重要な施設の管理者に対し、消防機関と協力して防災訓練、安全講習会等への参加を促します。

2 防災計画、事業継続計画（BCP）の作成促進

町は、災害時における顧客・従業員等の安全確保とともに、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画、事業継続計画（BCP）の作成を促進します。

3 自衛消防組織の活動支援

町は、企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援に努めます。

第2項 地域との連携強化

町は、自主防災組織等が行う行事や防災訓練等に企業・事業所が積極的に参加するよう促し、災害の予防及び発災時の対策に備えた連携強化に努めます。

また、災害時に町や各種団体が企業・事業所と協働で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等に関する協定の締結に努めます。

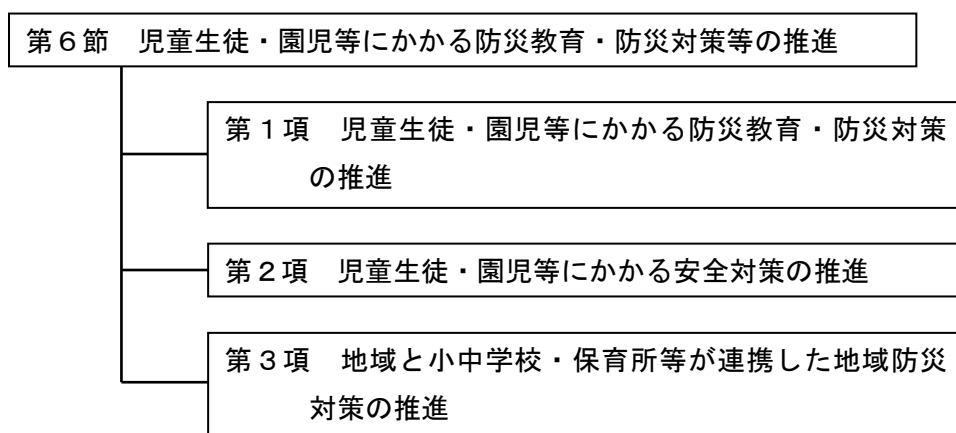
第6節 児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策等の推進

【主幹課】 教育委員会、健康福祉課

小中学校や保育所等において必要な災害対策を進めるとともに、防災教育の充実により、児童生徒・園児等の安全確保と家庭や地域への防災啓発を図ります。

また、学校・保育所等と地域社会の連携による防災対策を促進します。

【施策の体系】



第1項 児童生徒・園児等にかかる防災教育・防災対策の推進

1 防災体制の整備及び避難計画等の策定

小中学校・保育所等では、平素から災害に備えた防災体制を整備し、各教職員・保育士等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めるとともに、防災人材の育成に努めます。

また、小中学校では校長、保育所等は所（園）長が実施責任者となり、伊勢湾台風や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえ、立地状況に応じた災害時の職務担当、避難の指示方法、具体的な避難場所・経路・誘導方法を定めた避難計画等を策定します。

2 防災訓練の実施

小中学校・保育所等では、児童生徒・園児等の安全を確保するために、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう毎年1回以上、避難訓練等を実施し、必要に応じて避難計画等を修正します。

3 小中学校における防災教育の充実

小中学校では、将来の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすこととなる小中学校の児童生徒に対して、県配布の「防災ノート」を活用するなど学校教育における系統的・計画的な防災教育の充実・向上を図ります。

第2項 児童生徒・園児等にかかる安全対策の推進

1 施設の安全対策

町は、小中学校・保育所等施設の安全対策の充実を図るとともに、必要な施設・設備等の整備を推進します。

2 児童生徒・園児等の安全確保

小中学校・保育所等では、登下校時等の児童生徒・園児等の安全を確保するため、情報収集伝達、児童生徒・園児等の誘導、保護者との連携、その他登下校（園）時の危険を回避するための方法等について対策を検討します。

第3項 地域と小中学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進

1 地域との合同防災訓練の実施

小中学校・保育所等では、保護者、自主防災組織等及び防災関係機関等との連携を図りながら、地域との合同の防災訓練、避難訓練等を実施し、災害時に小中学校・保育所等と地域が担う役割分担などを整理し、相互が確認に努めます。

2 学校が避難所となった際の対策の地域と学校の共有化

小中学校では、災害時に学校が避難所となった際の設置や運営方法等について、地域と学校が事前に調整し、対策の共有化を図ります。また、学校と地域との連携により、児童生徒等による地域防災活動への参画や共助を通じた地域社会への貢献などを促進します。

第2章 安全な避難空間の確保

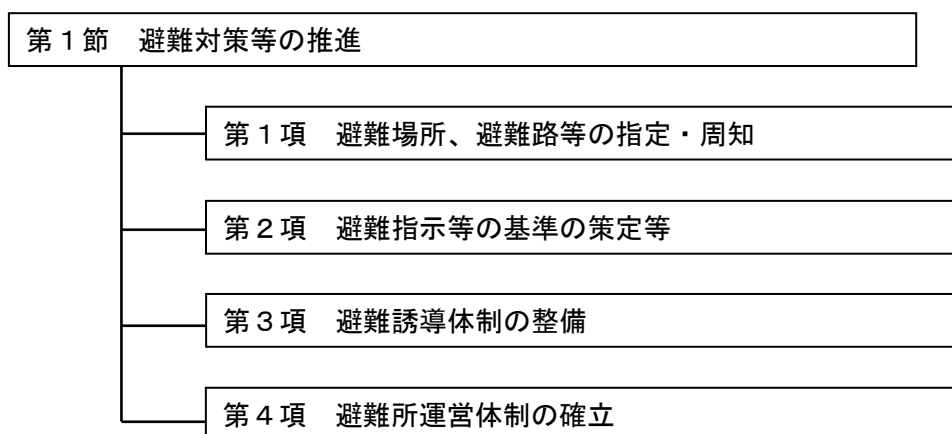
第1節 避難対策等の推進

【主幹課】	総務課
【関係課】	企画課、税務課、住民課、健康福祉課、生活環境課、建設課、教育委員会
【関係機関等】	消防団

風水害等が発生したとき、住民等が安全に避難できるための避難場所・避難所、避難路、避難施設等を点検、整備するとともに、住民が迅速な避難活動ができるようこれらの施設を住民等に周知します。

また、避難指示等の基準、避難誘導体制及び避難所の運営管理体制を確立します。

【施策の体系】



第1項 避難場所、避難路等の指定・周知

町は、基本法第49条の4に定める指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）、同法第49条の7に定める指定避難所（以下「避難所」という。）、並びに避難路をあらかじめ指定します。なお、指定にあたっては、必要に応じて管内の警察・消防等の防災関係機関と協議して定めます。

1 避難場所の指定・周知

（1）避難場所の指定

町は、切迫した災害から住民等が緊急的に避難する場所について、内閣府令で定める基準に適合するものを避難場所として指定・周知します。

（2）避難場所の周知

指定後は避難経路等を表示した案内図や案内標識等を設置し、住民及び観光客等に対する周知を図ります。

2 避難所（福祉避難所含む。）の指定・周知

（１）避難所（福祉避難所含む。）の指定

町は、被災者が一定期間滞在する避難所について、安全に一定の生活環境が確保される等内閣府令で定める基準の適合を考慮し、避難所を指定・周知します。また、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の収容施設として、必要に応じて避難所に併設して、又はあらかじめ協定を締結した社会福祉施設等を活用し、福祉避難所の確保に努めます。

（２）指定にあたっての留意事項

ア 長期にわたる避難を想定したうえで適切な施設等を選定し、平常時から防災施設としての整備を図ります。

イ 被災者の安全を確保し、避難生活のために必要な設備・物資の整備を図ります。

ウ 避難所のバリアフリー化のほか、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ります。

エ 被災地内外を問わず宿泊施設を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討します。

オ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ります。

3 避難場所・避難所、避難路、避難施設の整備

住民等の安全を確保するための避難場所や避難所等の避難施設、また、それらの場所へ安全に移動できる避難路を整備します。

第２項 避難指示基準の策定等

1 避難指示等基準の策定

町は、避難指示等を発令する場合に備え、避難指示等の基準や伝達手段について、あらかじめ避難指示等の判断・伝達マニュアルに定めます。

2 避難指示等の伝達

町は、避難指示等の判断・伝達マニュアルに基づき、住民等が適時適切な避難行動がとれるよう努めます。

風水害等発生時は、防災行政無線等をはじめ、多様な情報伝達手段を活用し、避難行動要支援者にも対応できるよう情報伝達を行うものとします。

第３項 避難誘導体制の整備

1 災害時の地区防災計画の策定と実践

町は、自主防災組織等と協力し住民等が自ら作成する地区防災計画づくりを支援し、住民等の避難対策の推進に努めます。

また、計画は、避難行動要支援者をはじめとした様々な要配慮者に対応したものとし、日頃の防災訓練等を通じて、災害避難行動等の徹底に努めます。

2 個別避難計画づくりの促進

町は、自宅や学校、職場等をはじめ、日常的な行動範囲が洪水・土砂災害の危険が及ぶ地域にある場合は、自主防災組織等と連携し、各々の場所の洪水・土砂災害からの避難ルート等を勘案した個別避難計画づくりを促進し、日頃の防災訓練等による災害避難行動等の徹底に努めます。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

災害発生時の避難に特に支援を要する者について、「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切になされるよう、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努めます。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町長は、基本法第 49 条の 10 第 1 項に基づき、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成します。

(2) 避難支援等関係者及び名簿の提供

町長は、基本法第 49 条の 11 第 2 項に基づき、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとします。ただし、町条例に特別の定めがある場合、又は基本法第 49 条の 11 第 3 項に該当する場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人（重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等）の同意が得られていない場合は、この限りではありません。なお、避難支援等関係者とは以下の団体及び個人とします。

ア 消防機関

イ 警察機関

ウ 民生委員

エ 社会福祉協議会

オ 自主防災組織

カ その他の避難支援等の実施に携わる関係者及び団体で町長が特に必要と認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者、かつ、災害時に避難行動を要する者のうち、以下の要件に該当するものとします。

ア 要介護認定 3～5 を受けている者

イ 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障がい者であって、心臓・じん臓機能障害のみで該当する以外の者

ウ 療養手帳 A を所持する知的障がい者

エ 精神障害者保健福祉手帳 1 又は 2 級を所持する精神障がい者

オ 障害支援区分認定 4～6 を受けている者

カ 上記以外の者で町長が支援の必要があると認める者

(4) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町においては、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握する町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めます。また、難病患者にかかる情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要と認められる場合は、基本法第49条の10第4項に基づき、知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報提供を求めることができますが、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面を持って明確にするものとします。

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(注) エの「住所」とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。また、「居所」とは人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所を指す。

なお、町長は基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとします。

(5) 名簿の更新と情報の共有

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町長は名簿が最新の状態になるよう避難行動要支援者の把握及び更新に努めます。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたとき、また、転居や入院、社会福祉施設等への入所により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、町と避難支援等関係者間で情報を共有し、避難支援体制の適正化を図ります。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町長が求める措置及び講ずる措置

町長は、避難行動要支援者から同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する際は、以下の措置を講ずる、又は避難支援等関係者に求めることで情報漏えいの防止を図ります。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。

ウ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 上記以外に情報漏えいを防止するために必要な指導をするものとする。

(7) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

第5章第2節第1項3(2)のとおり、避難のための情報伝達については、要配慮者に配慮した様々な手段を活用して行うこととしますが、その情報を十分に活用できるよう平常時から要配慮者には避難について理解を得るよう努めます。

特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の提供にかかる同意を得る段階で、避難することについての理解を得ておき、災害時に避難行動要支援者名簿を活用して迅速に避難ができる体制を整備するとともに、避難支援等関係者の安全対策を図ります。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者については、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮します。

また、地域においても避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合いを行い、避難支援のルールを決めるなど、地域住民全体で避難支援等関係者が安全に避難支援できるよう検討し、必ずしも災害時に避難支援等関係者の支援が受けられるものではないことについて、一人ひとりの避難行動要支援者の理解を得られるよう推進します。

4 小中学校・保育所等における避難体制の整備

小中学校・保育所等では、児童生徒・園児等の安全な避難体制を整備するとともに、大規模災害により学校が避難所となった場合について体制整備を図ります。

(1) 児童生徒・園児等の安全な避難

児童生徒・園児等の避難誘導、安否確認、保護者への連絡及び引渡等安全な避難体制を確立します。

(2) 避難所の運営等

学校が避難所となった場合の避難所運営における教職員の関わり方や備品等の整備について検討します。

5 観光客、帰宅困難者等の避難対策の推進

町は、町内で被災した観光客、帰宅困難者等を迅速に避難誘導するために観光関連事業者・団体と連携を密にし、避難体制を確立します。

6 集客施設における避難体制の整備

町は、集客施設の管理者が、災害時の安全な避難が行えるよう、施設・設備の安全対策を実施するとともに、従業員に対し避難誘導方法等の教育を行うよう支援します。

第4項 避難所運営体制の確立

町は、自主防災組織等と協力し、地域住民が避難所を円滑に運営できるよう、各地域において避難所運営マニュアルの検証・更新を推進するとともに、マニュアルに基づいた避難所運営訓練の実施を図ります。

また、下記の項目において十分な配慮に努めます。

1 避難所外避難者対策

町は、車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進します。

2 感染症対策

災害時には、特に避難所において、飛沫感染や空気感染による感染症の拡大リスクが高まる事が予想されることから、衛生状態保持や、手洗い、咳エチケットなどの感染予防対策を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、各地区避難所運営マニュアルの別冊として、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を作成します。

3 ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペットを同行している避難者の受入体制について検討します。

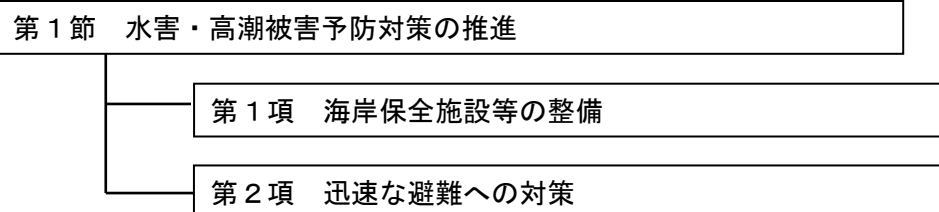
第3章 風水害に強いまちづくりの推進

第1節 水害・高潮被害予防対策の推進

【主幹課】	建設課
【関係課】	総務課

河川や海岸保全施設を適切に整備することで、水害・高潮被害の軽減を図ります。町と国・県における避難判断時における連携体制が確立し、非常時に避難指示等を適切に発令できる体制の整備を行います。

【施策の体系】



第1項 海岸保全施設等の整備

1 河川

(1) 計画的な河川整備

近年でも台風等に伴う豪雨により、浸水等の被害が発生していることから、緊急度を検討のうえ計画的な整備を国、県に働きかけ浸水被害の軽減を図ります。

(2) 河川のソフト対策の推進

近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、従来から実施しているハード対策に加え、町や住民の避難判断の参考となる雨量・水位情報の確実な発信に努めるなどソフト面からの減災対策を図ります。

2 海岸保全施設

防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、緊急度を検討のうえ計画的な整備を国、県に働きかけます。

第2項 迅速な避難への対策

1 避難判断情報の収集

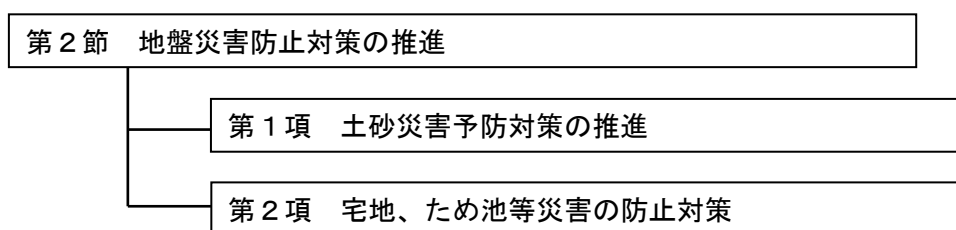
町は、国及び県から、河川の水位情報や高潮情報等、町が避難指示等を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努めます。

第2節 地盤災害防止対策の推進

【主幹課】	建設課
【関係課】	総務課

土砂災害等に対する整備を着実に進めるとともに、災害発生危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難指示や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備を図ります。

【施策の体系】



第1項 土砂災害予防対策の推進

1 土砂災害危険箇所の把握及び住民への周知

町は、県から危険箇所にかかる資料の提供を受けるとともに、県に協力して危険箇所の現況を調査のうえ、土砂災害（特別）警戒区域等の指定を促進し、当該現地に標識等を順次設置するよう努めます。

また、町内における指定された砂防指定地等の区域及び指定区域外の危険な箇所については、当該危険箇所内の住民等に対して、災害の危険性について防災マップ等の印刷物の配布その他の必要な対策を進め、周知徹底を図ります。

2 土砂災害警戒区域における対策

町は、警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定めます。

- (1) 避難所の設置
- (2) 避難指示等の発令時期決定方法
- (3) 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の連絡方法
- (4) 避難誘導責任者
- (5) 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知
- (6) 土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握と住民への周知
- (7) 土砂災害危険箇所等のパトロール
- (8) その他必要事項

特に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」による土砂災害警戒区域に指定された区域については、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、警戒区域における円滑な警戒避難体制が行われるための必要な事項について住民に周知させ

るよう努めます。

3 土砂災害危険箇所の災害防止対策

町は、県及び関係機関の協力を得て、次の対策を実施します。

(1) 土石流対策

- ア 砂防指定を要する箇所の指定促進
- イ 砂防堰堤の築造、溪流保全工の施工等、砂防事業の県への要請
- ウ 開発等にかかる行為の制限等、指定地内の管理

(2) 地すべり対策

危険箇所については、必要な防災工事を県へ要請します。

(3) 急傾斜地崩壊対策

緊急度の高い箇所から防止工事を県へ要請します。

(4) 治山事業

山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区及び崩壊土砂流出危険地区といった山地災害危険地区について、土砂流出防止、土砂崩壊防止及び水源かん養等森林のもつ国土保全機能の高度発揮を図り、山地に起因する災害の未然防止のため、計画的に事業を県へ要望します。

4 総合的な土砂災害対策

町は、土石流、地すべり及びがけ崩れといった土砂災害から人命を守るため、従来から実施してきた施設整備などのハード対策だけでなく、警戒避難体制を支援するシステムの整備や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定などソフト対策をあわせて推進します。

5 土砂災害関連情報の収集

町は、气象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるための発災時における連絡体制の整備に努め、適切な避難指示の発令に努めます。

6 要配慮者利用施設の土砂災害対策

町は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を町地域防災計画に定めます。

また、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して指示を行います。

第2項 宅地、ため池等災害の防止対策

1 宅地災害予防対策

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業の推進

土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域又は建築基準法第40条の適用区域にある危険な既存不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。

(2) 被災宅地危険度判定体制

災害時に被災宅地危険度判定活動を的確に行えるような体制を整えるため、十分な人数の被災宅地危険度判定士を養成していくことについて、県と町が連携して施策を推進します。

2 液状化対策

町は、地震発生時の地盤液状化の危険性を住民へ周知します。

3 ため池対策

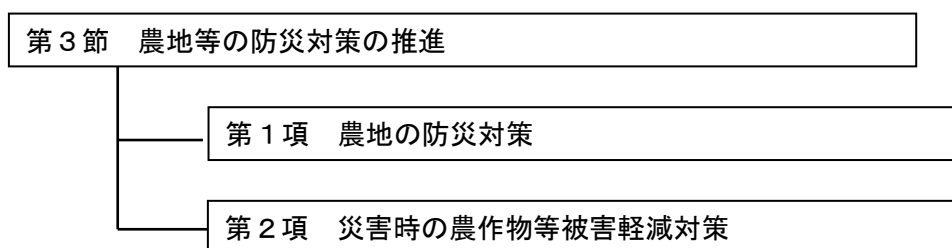
町は、老朽化したため池が決壊の危険性を有していることから、ため池ハザードマップ等による住民への周知を図ります。

第3節 農地等の防災対策の推進

【主幹課】 農林水産課

風水害等の発生があっても被害の軽減が図れるよう、農地等の防災対策を進めます。

【施策の体系】



第1項 農地の防災対策

1 農業水利施設の保全対策

土地改良事業で造成された農業水利施設について、御浜土地改良区や地元農家組織とともに、保全対策を実施し、施設管理の合理化に努めます。

第2項 災害時の農作物等被害軽減対策

1 稲種子の確保

稲種子の確保については、伊勢農業協同組合に協力を要請します。

2 病虫害防除用農薬の確保

柑橘や水稻などの病虫害防除に備え、伊勢農業協同組合と連携し、防除に必要な農薬（殺菌剤及び殺虫剤）の確保に努めます。

3 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

紀州家畜保健衛生所と連絡を密にし、同所の指示に基づき災害発生時に多発が予想される家畜伝染病の調査を行うとともに、家畜伝染予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づく伝染病の発生、予防及びまん延防止のための必要な措置（防疫薬剤の確保、注射、検査、消毒等）を実施します。

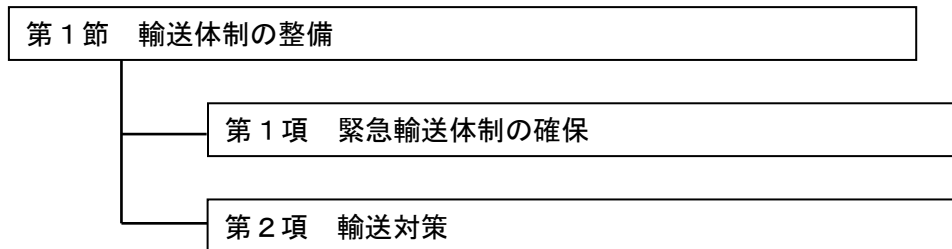
第4章 緊急輸送の確保

第1節 輸送体制の整備

【主幹課】 総務課 建設課

広域的な応援・受援計画、救援物資等の供給計画等に基づき、風水害時における陸上及び海上、航空輸送にかかる緊急輸送体制の整備を図ります。

【施策の体系】



第1項 緊急輸送体制の確保

緊急輸送活動のために確保すべき道路等、防災上の拠点及び輸送拠点について定め、それらが発災時にも機能するよう関係機関等に要請します。

第2項 輸送対策

1 陸上輸送対策

(1) 緊急輸送道路機能の確保

町及び道路管理者は、建設業者と連携した迅速な道路啓開の体制整備を推進し、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保を図るとともに、発災後交通規制が実施された場合の一般車両運転者の責務等について、平常時から周知します。

(2) 運送事業者等との連携体制の構築

町は、あらかじめ（一社）三重県トラック協会をはじめとする運送事業者等との緊急輸送にかかる協定を締結しておく等、運送事業者等との連携体制の構築に努めます。

2 航空輸送対策

町は、道路等の寸断に備え、ヘリコプター離着陸場を孤立のおそれのある地区に指定するとともに、災害時に有効に利用できるように関係機関や住民等へ周知を図ります。

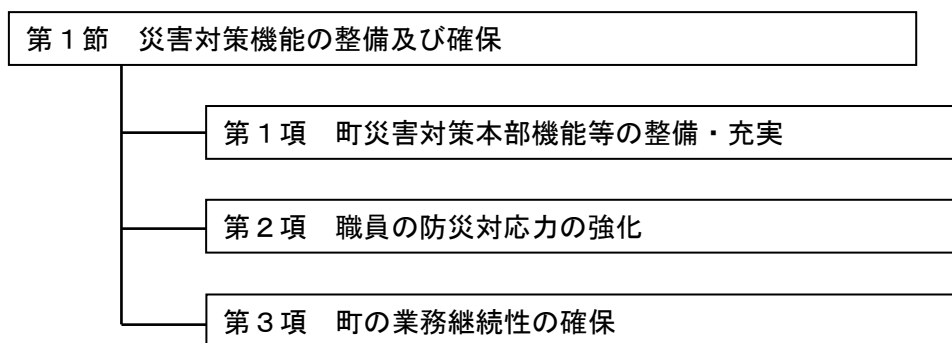
第5章 防災体制の整備・強化

第1節 災害対策機能の整備及び確保

【主幹課】	総務課
【関係課】	全課

町は、災害対策本部機能等の整備・充実や、災害時における職員等の対応力を強化する対策を進めます。

【施策の体系】



第1項 町災害対策本部機能等の整備・充実

1 町災害対策本部機能等

(1) 施設及び設備の整備

発災時、迅速に災害対策本部を設置できるよう、施設・設備の耐震化、自家発電設備等の整備による非常電源、情報通信手段（衛星携帯電話等）の確保などの対策を進めます。

(2) 物資・資機材等の備蓄

発災時に必要な物資・資機材等のほか、町災害対策本部要員用の食料、飲料水や仮設トイレ、寝袋等物資を計画的に備蓄します。

2 現地災害対策本部

町は、必要に応じて町本庁舎以外に災害発生現場に近い施設を現地災害対策本部として活用し、機動的な災害対策活動が行えるよう、施設、人員、備蓄物資を含めた体制の整備を検討します。

3 災害対策本部要員

(1) 職員参集体制の整備

町は、災害発生時の迅速な初動体制を確保するため職員参集体制の整備を推進します。

(2) 災害対策要員の確保

退職した町職員や消防団員等の災害対策要員としての活用を検討します。

第2項 職員の防災対応力の強化

1 町職員への防災教育等の実施

(1) 町職員は、防災に関する知識と適切な判断力が求められるので、町は、次の事項を中心とした職員研修の充実による風水害等対応の教育の徹底を図ります。

ア 風水害等に関する一般的な知識

イ 風水害等が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 風水害等対策として現在講じられている対策に関する知識

エ 今後風水害等対策として取り組む必要のある課題

オ 町職員が果たすべき役割（災害時の初動体制等の具体的事務マニュアル）

カ 避難行動要支援者をはじめ要配慮者に関する避難、誘導、受入等の思想の普及

(2) 災害時に迅速、的確な行動がとれるよう防災（職員初動）マニュアル等の周知徹底を図ります。

(3) 各課等は所管事項に関する風水害等対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育と周知徹底を図ります。

2 町職員の防災対策の推進

町職員は、住民に求める自助の取組を率先して実行するものとし、風水害等発生時に直接生命に関わる対策は確実に実施し、職員自身及び家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに町の災害対策要員に加われるよう、平常時の備えを徹底します。

第3項 町の業務継続性の確保

1 災害応急対策の実施上重要な施設の対策

町災害対策本部が置かれる町本庁舎並びに災害応急対策の実施上重要な施設等の管理者は、防災関係機関と協力し、防災訓練、安全講習会等を通じて、職員の防災意識の向上を図り、出火防止、初期消火、避難等災害時における的確な行動力を養い、防災体制の整備を図るものとします。
また、非常用電源、通信手段、必要な資機材及び緊急車両等を確保します。

2 業務継続性の確保

町は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要な人員や資機材等を明らかにした業務継続計画（BCP）に基づいた災害時における業務の継続性を確保します。

第2節 情報収集・伝達機能の整備及び確保

【主幹課】 総務課
【関係課】 企画課、住民課、健康福祉課

町は、どの時間帯に災害が発生しても、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、必要な情報収集ができる体制整備を進めるとともに、住民等が迅速に避難できるよう、多様な伝達手段を確保します。

【施策の体系】

第2節 情報収集・伝達機能の整備及び確保

第1項 町及び防災関係機関における情報収集・伝達体制の整備

第2項 放送及び通信等の情報インフラの確保

第1項 町及び防災関係機関における情報収集・伝達体制の整備

1 災害情報収集・伝達体制の整備

(1) 県防災通信ネットワーク

町、県及び防災関係機関が災害時に迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、防災行政無線（衛星通信及び地上系）とケーブルテレビ網を利用したネットワーク（有線系）によって高速データ通信を運用します。

(2) 消防無線

熊野市消防本部・熊野市消防署・分署は、迅速な避難誘導、消火、救急・救助活動を実施するため、消防無線の適正な維持と整備を図り、設備の被害防止に努めます。

2 被害情報収集・伝達手段の整備

(1) 町防災行政無線等

ア 町は、風水害等に関する情報等、一刻を争う情報を住民等に迅速に伝達し、早期に防災体制を配備し、避難行動が速やかに行えるよう防災行政無線等多様な通信手段の整備を行います。

イ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）と接続することで国が発表する緊急情報を瞬時に伝達します。

ウ 町防災行政無線等の保守点検や設備更新、非常用電源の確保等適切な管理に努めます。

(2) 被災者安否情報提供窓口の設置等

ア 町は、県及び防災関係機関との連携により、被災者の安否情報の収集及び提供体制の整備に努めます。

イ 災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、被災者安否情報提供窓口の設置等により照会者に対する回答を行う体制の検討と推進を図ります。

3 避難行動要支援者等や孤立地区に配慮した多様な通信手段の整備

- (1) 町は、外部との連絡を行う衛星携帯電話や非常用発電機の整備を進めるなど、避難行動要支援者等や孤立地区に配慮した多様な通信手段の確保を進めます。
- (2) 避難行動要支援者をはじめ、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者にも対応したわかりやすい情報伝達・収集の手段及び体制の整備を図ります。

第2項 放送及び通信等の情報インフラの確保

1 情報通信ネットワークの多重化や衛星の活用

町は、県、防災関係機関及び電気通信事業者と連携し、情報通信ネットワークの多重化を図ります。

2 通信設備の優先利用

町は、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について最寄りの西日本電信電話株式会社三重支店、その他通信関係事業者とあらかじめ協議を行い、使用手続を定めます。

3 個人、企業等が保有する独自の通信ネットワーク等の活用

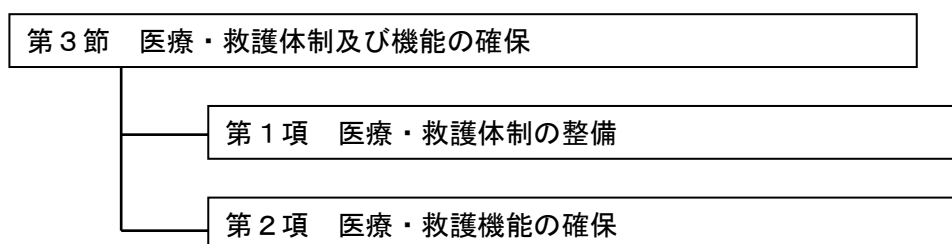
町は、個人、企業等が保有する独自の通信ネットワーク、アマチュア無線、インターネット、無線LAN等の活用に努めます。

第3節 医療・救護体制及び機能の確保

【主幹課】	健康福祉課
【関係課】	総務課

大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、町は、医療機関・団体、消防、警察、保健所等と連携し、これに対応できる医療・救護体制を整備します。

【施策の体系】



第1項 医療・救護体制の整備

1 救護体制の整備

(1) 救護所の体制整備

町は、救護所候補地を事前に選定するとともに救護所の設置、医療救護班の編成等について地元医師会と協議しておきます。

(2) 自主救護体制の確立

軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応援救護や医療救護班等の活動支援等について、自主救護体制の確立に努めます。

2 応急医療体制の整備

町は、県及び近隣市町と連携し、応急医療を迅速かつ円滑に行うため、初期医療体制、後方医療体制を明確にし、連絡体制を強化します。

(1) 初期医療体制の整備

大規模災害発生時には、被災地が広範に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、災害現場におけるトリアージ体制の整備に向け、消防団員等によるトリアージが実施できるよう教育、研修体制の検討を行います。

(2) 後方医療体制の整備

災害時に多数の人命の救助、医療救護を可能にするため、救護所等におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制の整備を図ります。

(3) 医療情報の収集、連絡体制の整備

各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防、自衛隊、警察等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行います。

3 広域医療体制等の整備

(1) 広域的な連絡体制の強化

町は、災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、平素から近隣及び広域の医療機関との連絡体制を強化します。

(2) 広域的な救急搬送体制の確立

EMIS（広域災害救急医療情報システム）の運用を行っている県、消防機関等との連携を進め、災害時の広域的な救急搬送体制の確立を図ります。

4 医薬品等の確保・供給

(1) 町は、薬剤師会・医師会等の協力を得て、必要な医薬品・衛生資機材等を確保する体制を構築します。

(2) 保健所が備蓄している医療品・衛生資機材等について町内の医療機関及び救護所等への供給を要請します。

(3) 救護所等で使用する医薬品等の調達方法をあらかじめ確認しておきます。

5 住民等への災害時医療・救護体制等の周知

町は、災害時の救護所等の設置場所や医療機関等の診療方針等について、訓練などを通じてあらかじめ住民に周知を図ります。

また、慢性疾患等に対し、必要な医薬品等については、数日分を確保しておくよう促します。

第2項 医療・救護機能の確保

1 医療機能の確保

(1) 自家発電設備等の整備

町は、救急医療機関の保有する施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備を促進します。

(2) 水の優先的供給等

医療機関及び救護所等に対する水の優先的な供給やライフラインの確保について支援します。

第4節 応援・受援体制の整備

【主幹課】 総務課、健康福祉課

町は、大規模災害時等に迅速に応急対応を行えるよう、県内外他市町や防災関係機関並びに各種事業者（民間企業）、団体と応援協定の締結を促進し、広域的な協力体制を整備するとともに、応援が円滑に受けられるよう、受援体制の整備を図ります。

【施策の体系】

第4節 応援・受援体制の整備

第1項 応援・受援体制の整備

第1項 応援・受援体制の整備

1 県内市町間の応援・受援にかかる計画の策定及び体制の整備

「御浜町災害時受援計画」に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施、協力に努めます。

2 応援体制の整備（県外市町村との災害時連携体制の構築）

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築を図ります。協定の締結にあたっては、近隣の市町村に加え、遠方の市町村との締結を検討します。

また、既に締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図ります。

3 防災関係機関等の受援体制の整備

町は、「御浜町災害時受援計画」に基づき、国、県、他市町村及び協定締結団体からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリコプター離着陸場、物資搬送拠点等の救援活動拠点の確保や、救援物資の受入体制の整備等、受援に必要な対策について検討します。

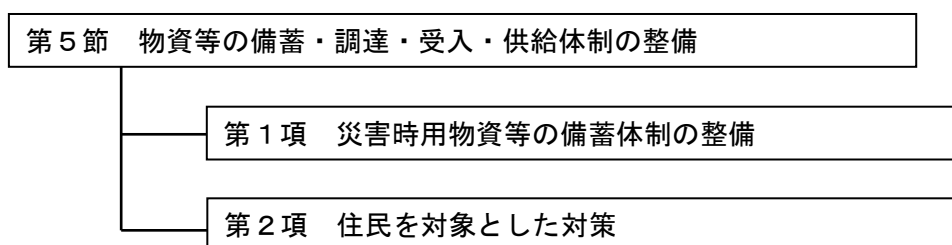
平常時から連携体制の強化に努め、共同の防災訓練等を通じて要請の手順や連絡先や要請内容の確認を図ります。

第5節 物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備

【主幹課】	総務課
【関係課】	住民課、健康福祉課、生活環境課、建設課

平常時から災害時に必要となる物資等の備蓄体制を計画的に整備します。あわせて緊急輸送ネットワークについて、被災地域や広域支援を想定した対策を検討し、国、県、近隣市町や民間運送事業者等との連携・協力体制を整備します。

【施策の体系】



第1項 災害時用物資等の備蓄体制の整備

1 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の構築

町は、「御浜町災害時備蓄計画」に基づき、防災用資機材、飲食料・医薬品等が災害時に有効に利用できるよう、平常時から物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の整備を図ります。なお、物資や資機材等の管理は、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を活用します。

2 避難所等にかかる災害時用物資等の備蓄

避難所の場所等を勘案し、地域内輸送拠点（町物資拠点）を確保するとともに災害時用物資の備蓄を図ります。

3 緊急支援物資の確保・調達等にかかる協力関係の整備

町は、「御浜町災害時備蓄計画」に基づき、災害時に必要な食料や生活必需品を扱う事業者や事業者団体等と災害対策物資等の供給協定を締結し、物資等の調達や荷役・仕分け、搬送等にかかる協力体制を整備します。

第2項 住民を対象とした対策

1 家庭における災害用備蓄の促進

住民に対して各家庭における発災後3日間程度（できれば1週間程度）の食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を啓発します。

2 地域における災害用備蓄の促進

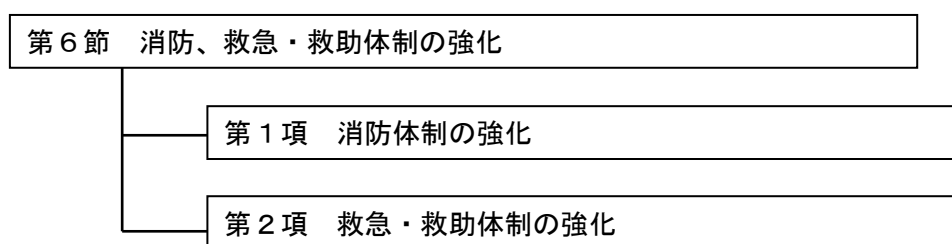
避難所や避難場所など、避難先に食料や飲料水及び必要な物資等の備蓄を図るよう自主防災組織等へ働きかけます。

第6節 消防、救急・救助体制の強化

【主幹課】	総務課
【関係機関等】	消防本部、消防団

災害発生時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を徹底するため、消防体制を強化します。また、災害等による多数の死者・行方不明者や負傷者が発生することが予想され、救急・救助体制の強化を図ります。

【施策の体系】



第1項 消防体制の強化

1 火災予防対策の推進

(1) 火災予防対策の推進

町及び消防機関は、住民に対する防災啓発の促進とともに、災害発生時における出火防止及び延焼防止を図るため、家庭に消火器等の備えと取扱を指導します。

また、住宅用防災警報器の設置について周知、指導等の徹底を図ります。

(2) 防火管理者制度の徹底

防火管理者を選任しなければならない防火対象物（消防法第8条第1項）については、予防査察を計画的に行うとともに、施設の管理者に対し、防火管理者の選任、消防計画の作成、計画に基づく訓練の実施を指導します。

(3) 危険物の取扱作業従事者の資質向上

危険物の取扱作業従事者（消防法第13条第3項）の資質向上を図るため、施設の管理者に対し、自主的な保安教育の実施や、火災発生・延焼を防止するため、洪水等による流出油被害が発生しないよう対策の推進を指導します。

2 消防力の強化

(1) 消防施設・組織の整備充実

町及び消防機関は、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」及び「消防水利の基準」に沿って消防力の充実強化を図るとともに、消防用施設等の整備を推進します。

(2) 消防団の強化

消防団員の加入促進に努めるとともに、消防団員が災害時に迅速かつ適切な活動が行えるよう、平常時から組織強化に向けた取組を推進します。

第2項 救急・救助体制の強化

1 救急・救助体制の強化

(1) 応急手当等の普及啓発

町及び消防機関は、住民等に応急手当の普及啓発を図るとともに、消防団員及び町職員の救急・救助訓練を実施して、救急・救助体制の強化を図ります。

(2) 民間事業者等との連携

建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救命のための要員の確保や必要資機材の配備等の充実に努めます。

2 大規模な災害に備えた救急・救助体制の強化

町及び消防機関は、近隣市町との相互応援の促進、緊急消防援助隊の充実等の広域的な応援体制の強化に努めます。

また、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）等との連絡体制を強め、近隣市町と共同訓練を検討するなど、一層の対処能力の向上に努めます。

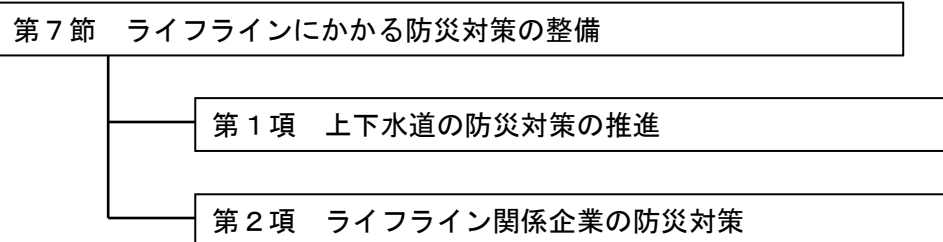
第7節 ライフラインにかかる防災対策の整備

【主幹課】 生活環境課

【関係課】 総務課

上下水道、電気、鉄道等のライフラインの被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、県及び防災関係機関と連携し、災害時に強い施設（代替性、多重化等）の整備を促進します。

【施策の体系】



第1項 上下水道の防災対策の推進

1 上水道

町は、災害等による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図ります。また、発災時には「三重県水道災害広域応援協定」に基づき水道施設の復旧等を図るための協力体制を確立します。

2 下水道

町は、災害等による被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の対策を推進します。

(1) バックアップ施設の整備

停電等に対して早期の機能回復を図るため、自家発電装置など災害に強い下水道の設備整備を行います。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備、保管を図ります。

(3) 非常時の協力体制の確立

ア 町は、「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール（H16.7.22 施行）」に基づき、下水道施設の復旧等を図るための協力体制を確立します。

イ 施設の点検・応急復旧のための要員を確保するために県及び近隣市町、関係事業者等との協力応援体制を確立します。

第2項 ライフライン関係企業の防災対策

1 ライフライン関係機関との連絡体制の確立

町は、災害等による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図ります。

町は、電気事業者、LPガス事業者、鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者等のライフライン関係機関との連絡体制を整備し、相互の連絡窓口、連絡方法等の連絡体制を確立します。

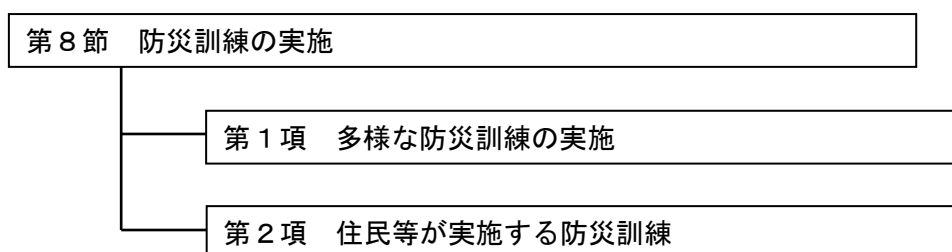
なお、ライフライン企業による、設備面での災害予防や災害対策体制の整備、防災広報活動等の防災対策は、県地域防災計画に定めるとおりとなっています。

第8節 防災訓練の実施

【主幹課】 総務課
【関係課】 全課

町は、台風の大型化や局地的大雨など様々な風水害を想定して、実践的な避難訓練の実施を促進します。

【施策の体系】



第1項 多様な防災訓練の実施

町の各地域の特性に応じた被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証します。訓練を実施するにあたっては、避難行動要支援者・要配慮者や児童生徒・園児等、事業所など、多様な主体の参画に努めます。

1 訓練の種類

(1) 基礎訓練

防災関係機関は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、各種警報等の情報収集・伝達、その他の訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力等を養います。

(2) 総合防災訓練

町及び関係機関は災害時にその機能が十分発揮できるよう、防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努めます。

2 訓練の方法

(1) 実施訓練

災害想定に即応した応急対策が円滑的確に発揮できるよう、防災技術の錬磨を図るためのものであり、訓練課題には次のものが考えられます。

ア 警報の伝達及び通信訓練

イ 救急・救助訓練

ウ 災害応急復旧訓練

(2) 図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、地図上で応急対策活動の演習を行います。その訓練実施項目はおおむね次のとおりです。

- ア 災害応急対策に従事し、又は協力する者の動員及び配置計画
- イ 災害応急対策用資機材及び救助物資等の緊急輸送対策
- ウ 災害時を想定した当該地区の緊急避難訓練等
- エ 災害対策本部の活動訓練等

3 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善を行います。

第2項 住民等が実施する防災訓練

町は、住民等が作成する地区ごとの地区防災計画や個別避難計画による避難訓練を支援します。

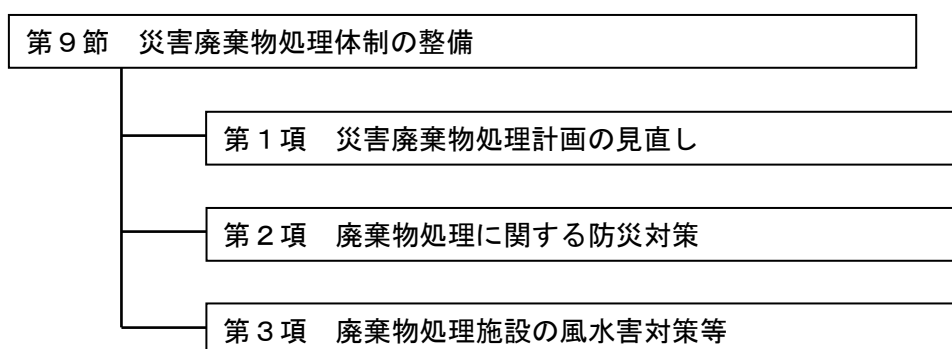
訓練の実施にあたっては、土砂災害や浸水等による被害を防止するため、住民等一人ひとりが災害の危険性や対処方法などの基礎知識を学ぶ、実践的な避難訓練に努めます。

第9節 災害廃棄物処理体制の整備

【主幹課】 生活環境課

大規模災害時には被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき等）が大量に発生することが想定されます。町は、広域的な大規模災害を想定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、生活ごみやし尿を含めた廃棄物の処理体制を整備します。

【施策の体系】



第1項 災害廃棄物処理計画の見直し

町は、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国・県、近隣市町・民間事業者及び関係団体との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記している「災害廃棄物処理計画」の定期的な見直しを図ります。

第2項 廃棄物処理に関する防災対策

1 三重県災害等廃棄物処理応援協定

町は、災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物処理を円滑に実施するための応援活動について県と締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき、広域的な協力体制に努めます。

2 応援体制の整備

- (1) 町は、災害による処理施設、資機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、県外からの応援体制の整備を推進します。
- (2) 民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を推進します。

3 仮置場候補地の選定

町は、災害廃棄物を一時的に集積するための仮置場候補地を事前に選定しておきます。

4 環境保護面についての配慮

町は、国、県、近隣市町、民間事業者及び関係団体と協力体制を構築し、災害廃棄物等の分別、中間処理、最終処分について検討を行い、リサイクル対策やアスベストの飛散防止、ダイオキシンの発生防止等の環境保護面についての検討と対策に努めます。

5 仮設トイレ等の配備対策の推進

- (1) 町は、被害想定をもとに状況に応じた仮設トイレを配備し、ポータブルトイレの備蓄等の対策にあたっては要配慮者に対応したものとします。
- (2) 県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

第3項 廃棄物処理施設の風水害対策等

1 廃棄物処理施設の風水害対策と管理体制の整備

- (1) 町は、阿田和クリーンセンターの耐水化を行います。
- (2) 災害に備えて、資機材・予備部品等の備蓄を確保します。
- (3) 被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図ることとし、そのために必要なBCP（下水道業務継続計画）の見直しを随時行います。

第6章 特定自然災害への備え

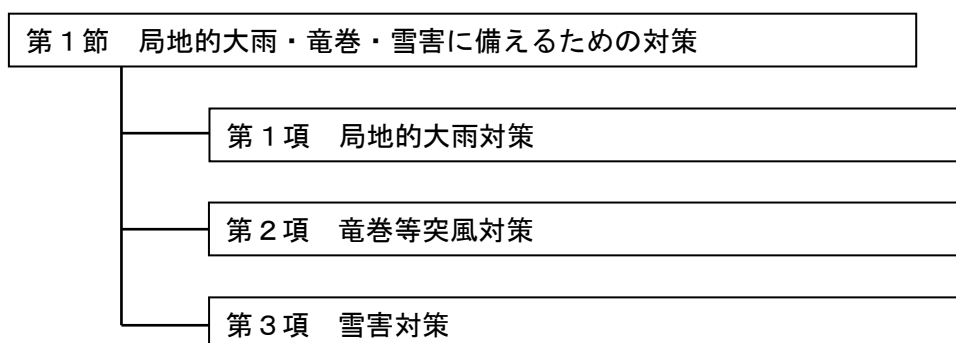
第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

【主幹課】 総務課

【関係課】 建設課、農林水産課

町は、局地的大雨や竜巻等に対する公助としての事前の防災・減災対策を適切に進めるとともに、災害が発生した際に、住民や事業者が適切な行動をとるための備えを促進します。

【施策の体系】



第1項 局地的大雨対策

町は、局地的大雨が発生すると、狭い範囲に非常に激しい雨が降ることにより、短時間での急激な河川の水位上昇や、道路の冠水、土砂災害の発生など、局所的に災害の危険性が高まることから、以下のとおり予防・減災対策を図ります。

1 河川、道路の適切な維持・管理

町管理河川の有堤区間については、背後地の利用状況等を考慮した適切な維持・管理を実施し、機能を確保します。

町管理道路については、豪雨等による災害を未然に防止するため、道路防災対策を推進するとともに、定期的な点検など、適切な維持・管理を実施し、道路利用者の安全を確保します。

また、浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備等による安全確保対策を講じます。

2 情報収集・伝達体制の整備

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常的气象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討します。

また、これらの情報の庁内での共有や、県・防災関係機関等への情報伝達体制の整備等について検討します。

3 洪水ハザードマップの作成・活用

県が作成する浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供や避難・誘導訓練等への活用を図ります。

4 土砂災害ハザードマップの作成・活用

県が指定する土砂災害警戒区域等をもとに土砂災害ハザードマップなどを作成し、住民等への情報提供や避難・誘導訓練等への活用を図ります。

5 都市型水害に強い土地利用の推進

浸水等のおそれのある区域については、都市的土地利用を誘導しないなど、水害に強い土地利用の推進に努めます。

6 局地的大雨対策に関する知識の啓発

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページや広報紙、防災パンフレット等を通じて啓発を図ります。

7 農林業への被害防止

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努めます。

8 住民等への意識啓発

地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認や局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得について啓発を行います。

第2項 竜巻等突風対策

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻き状の上昇気流で、地上で強い竜巻が発生すると、猛烈な風により短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす場合があることから、以下のとおり予防・減災対策を図ります。

1 関係機関・県との情報伝達体制の整備

津地方気象台及び県から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を住民等に的確に伝達することができるよう、体制を整備します。

2 農林業への被害防止

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努めます。

3 住民等の意識啓発

住居・施設等の予防対策や竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得について住民等に啓発を行います。

第3項 雪害対策

大雪による雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を図ります。

1 農林業への被害防止

降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努めます。

2 住民等の意識啓発

降雪時において車両を使用する住民・事業者等は管理する車両への冬期用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図るよう住民等への啓発を行います。

第3部 台風接近時等の減災対策

第3部 台風接近時等の減災対策

第3部の台風接近時等の減災対策の構成

章	節
第1章 災害対策本部機能の確保	第1節 準備・警戒体制の確保 第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保
第2章 避難誘導體制の確保	第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護 第3節 学校・保育所等における児童生徒等の安全確保
第3章 災害未然防止活動	第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保 第2節 水防活動体制の確保 第3節 住民・企業等による安全確保

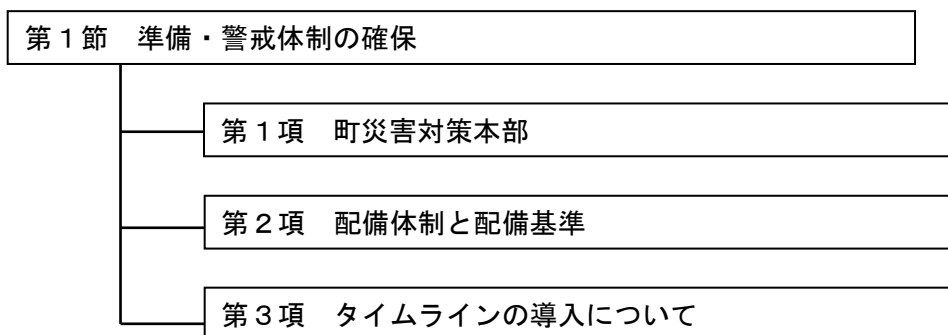
第 1 章 災害対策本部機能の確保

第 1 節 準備・警戒体制の確保

【主 幹 課】 災害対策本部事務局、総務課（総務部）
【関係課】 全課

“災害から命を守るため”の防災知識の普及・啓発や災害に強い町を支える人づくりなど、各地域での防災対策事業を推進し、住民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、減災に向けた住民運動を展開し、防災風土の醸成を図ります。

【対策の体系】



第 1 項 町災害対策本部

町災害対策本部は、町の地域に影響を与える災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、基本法第 23 条第 1 項の規定に基づき設置する特別の組織であり、その大綱は、御浜町災害対策本部条例（平成 24 年御浜町条例第 14 号）の定めるところによります。

なお、町災害対策本部を設置した場合は、町水防本部の活動を包括するものとします。

1 町災害対策本部の設置基準

- （１）町内に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風、暴風雪、大雨（大雪）、高潮、洪水警報が発表されたとき。
- （２）町内に気象業務法に基づく大雨（雪）、高潮、洪水注意報が発表された場合において、町長が必要と認めるとき。
- （３）町内に大規模な水害等が発生し、町長が必要を認めたとき。
- （４）その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で町長が必要と認めるとき。

2 町災害対策本部の設置場所

- (1) 町災害対策本部は町本庁舎に設置します。
- (2) 洪水等災害により、道路、橋梁等が損壊し町本庁舎までの経路が遮断された場合等、必要に応じて災害発生現場に近い施設に町本庁舎以外に、現地災害対策本部の設置を検討します。

3 町災害対策本部の廃止基準

本部長（町長）は、町の地域について、災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止します。

4 組織の概要

- (1) 町災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員、部長、班長及び班員を置きます。
- (2) 本部長は町長、副本部長は副町長、本部員には教育長及び防災特命監をもって充てます。
- (3) 部長、班長は各課長等をもって充てます。
- (4) 町災害対策本部の組織及び所掌事務は、おおむね次のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各部の相互応援体制をとります。
- (5) 本部長（町長）不在時の指揮命令系統は、次の順位とします。

第1順位：副本部長、第2順位：本部員、第3順位：その場における最高責任者

5 町災害対策本部組織図

(1) 第1～3配備の場合

部長等は、各課（室・局）長をもって充てます。（第1～3配備の場合）

本 部 会 議					
○本部長：町長 ○副本部長：副町長 ○本部員：教育長、防災特命監					
■本部事務局：防災係					
	<table><tr><td>総 務 部</td><td>総務班（班長：総務課）＊総務係 広報班（班長：企画課） 救助班（班長：税務課）</td></tr><tr><td>（部長：総務課長）</td><td></td></tr></table>	総 務 部	総務班（班長：総務課）＊総務係 広報班（班長：企画課） 救助班（班長：税務課）	（部長：総務課長）	
	総 務 部	総務班（班長：総務課）＊総務係 広報班（班長：企画課） 救助班（班長：税務課）			
	（部長：総務課長）				
	<table><tr><td>救 援 ・ 救 護 部</td><td>救援物資班（班長：健康福祉課） 保健救護班（班長：健康福祉課）</td></tr><tr><td>（部長：健康福祉課長）</td><td></td></tr></table>	救 援 ・ 救 護 部	救援物資班（班長：健康福祉課） 保健救護班（班長：健康福祉課）	（部長：健康福祉課長）	
	救 援 ・ 救 護 部	救援物資班（班長：健康福祉課） 保健救護班（班長：健康福祉課）			
	（部長：健康福祉課長）				
<table><tr><td>社会基盤対策部</td><td>建設班（班長：建設課）＊工務係 農林水産商工班（班長：農林水産課） 環境班（班長：生活環境課）＊環境係</td></tr><tr><td>（部長：建設課長）</td><td></td></tr></table>	社会基盤対策部	建設班（班長：建設課）＊工務係 農林水産商工班（班長：農林水産課） 環境班（班長：生活環境課）＊環境係	（部長：建設課長）		
社会基盤対策部	建設班（班長：建設課）＊工務係 農林水産商工班（班長：農林水産課） 環境班（班長：生活環境課）＊環境係				
（部長：建設課長）					
<table><tr><td>被災者支援部</td><td>住民班（班長：住民課） 税務班（班長：税務課） 福祉班（班長：健康福祉課）</td></tr><tr><td>（部長：住民課長）</td><td></td></tr></table>	被災者支援部	住民班（班長：住民課） 税務班（班長：税務課） 福祉班（班長：健康福祉課）	（部長：住民課長）		
被災者支援部	住民班（班長：住民課） 税務班（班長：税務課） 福祉班（班長：健康福祉課）				
（部長：住民課長）					
<table><tr><td>上 下 水 道 部</td><td>上水道班（班長：生活環境課） 下水道班（班長：生活環境課）</td></tr><tr><td>（部長：生活環境課長）</td><td></td></tr></table>	上 下 水 道 部	上水道班（班長：生活環境課） 下水道班（班長：生活環境課）	（部長：生活環境課長）		
上 下 水 道 部	上水道班（班長：生活環境課） 下水道班（班長：生活環境課）				
（部長：生活環境課長）					
<table><tr><td>教 育 部</td><td>学校・社会教育班（班長：教育委員会）</td></tr><tr><td>（部長：教育課長）</td><td></td></tr></table>	教 育 部	学校・社会教育班（班長：教育委員会）	（部長：教育課長）		
教 育 部	学校・社会教育班（班長：教育委員会）				
（部長：教育課長）					

※班長は各課の上位職員を以って充てることとし、部長との兼務はできないこととする。

6 町災害対策本部の所掌事務

(1) 災害対策本部事務局

班	所掌事務
	1 町災害対策本部の総括に関すること。(総務課防災係) 2 町災害対策本部及び現地災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。(総務課防災係) 3 本部長指示等の伝達及び各班との連絡調整に関すること。(総務課防災係) 4 県災害対策本部との連絡調整に関すること。(総務課防災係) 5 消防署、消防団との連絡調整に関すること。(総務課防災係) 6 自主防災組織との連絡調整に関すること。(総務課防災係) 7 地震・津波情報、気象情報等の収集及び伝達に関すること。(総務課防災係) 8 避難指示等避難情報の発令に関すること。(総務課防災係) 9 県・町防災行政無線による通信に関すること。(総務課防災係) 10 災害用臨時電話の手配に関すること。(総務課防災係) 11 自衛隊の派遣要請及び海上保安庁の支援要請、受入れ及び撤収に関すること。(総務課防災係) 12 県防災航空隊の災害派遣に関すること。(総務課防災係)

(2) 総務部

班	所掌事務
総務班	1 職員の非常招集及び解除に関すること。(総務課) 2 他市町、防災関係機関、協力団体との連絡調整（広域受援）に関すること。(総務課) 3 関係機関との連携による交通規制及び交通安全に関すること。(総務課) 4 町有財産の災害対策及び被害調査に関すること。(総務課) 5 町有自動車の配車及び燃料の確保、車両の借り上げに関すること。(総務課) 6 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全等庁舎機能の確保に関すること。(総務課) 7 情報システムの管理に関すること。(総務課) 8 職員の安否確認に関すること。(総務課) 9 職員の公務災害補償に関すること。(総務課) 10 職員への飲料水、食料、健康管理の支援に関すること。(総務課) 11 職員の被災給付に関すること。(総務課) 12 災害関係の予算措置に関すること。(総務課) 13 財政全般の企画及び連絡調整に関すること。(総務課) 14 災害経理（義援金の管理含む。）に関すること。(出納室) 15 災害救助法の適用及び実施に関すること。(総務課) 16 町議会議員との連絡調整に関すること。(議会事務局)
広報班	1 情報環境（インターネット、メール機能等）の復旧及び町ホームページに関すること。(総務課) 2 災害広報及び公聴に関すること。(総務課) 3 住民相談窓口設置に関すること。(企画課) 4 報道機関に対する発表及び要請に関すること。(企画課) 5 被災状況の取材及び資料の収集、陳情資料の編集に関すること。(企画課) 6 被災地視察団等の応接及び渉外に関すること。(企画課) 7 被害状況の把握及び記録に関すること。(企画課) 8 災害情報（ライフライン、交通情報等）の把握に関すること。(企画課)
救助班	1 避難誘導に関すること。(税務課) 2 住民等の救助及び救助実施人員の配備及び輸送に関すること。(税務課) 3 住民の安否確認に関すること。(住民課)

班	所掌事務
救助班	4 応援要請全般に関すること。(総務課)

(2) 救援・救護部

班	所掌事務
救援物資班	1 関係機関、協定締結団体等への協力要請に関すること。(総務課) 2 県、他市町村等からの救援物資の受入に関すること。(健康福祉課) 3 応急食料、燃料、給食原材料の調達配分に関すること。(健康福祉課) 4 救援物資輸送に関すること。(健康福祉課) 5 被服、寝具その他の生活必需品等の調達及び供給に関すること。(健康福祉課)
保健救護班	1 救護所の設置に関すること。(健康福祉課) 2 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること。(健康福祉課) 3 感染症の予防及び防疫活動に関すること。(健康福祉課) 4 被災住民、避難住民の保健指導に関すること。(健康福祉課) 5 患者等の搬送支援にかかる車両等の確保に関すること。(健康福祉課) 6 収容可能病院の把握に関すること。(健康福祉課) 7 医療機関への協力要請に関すること。(健康福祉課)

(3) 社会基盤対策部

班	所掌事務
建設班	1 応急資機材の調達に関すること。(建設課) 2 応急対策要員(人夫等の確保)に関すること。(建設課) 3 応急仮設住宅の建設に関すること。(建設課) 4 町営住宅の応急復旧に関すること。(建設課) 5 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関すること。(建設課) 6 官民境界に関すること。(建設課) 7 水防及び砂防等の応急対策に関すること。(建設課) 8 運行規制に関すること。(建設課) 9 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧に関すること。(建設課) 10 河川及び海岸堤防等の応急復旧に関すること。(建設課) 11 地すべり、崩壊地等の応急復旧に関すること。(建設課) 12 道路啓開等に関すること。(建設課) 13 耕地、農道、ため池等農業施設関係被害調査及び応急復旧に関すること。(建設課) 14 治山、林道、その他林業施設の被害調査及び応急復旧に関すること。(建設課)
農林水産商工班	1 農林水産商工関係の被害調査に関すること。(企画課・農林水産課) 2 被災農作物の応急技術対策に関すること。(農林水産課) 3 被災農作物の種苗対策に関すること。(農林水産課) 4 家畜伝染病予防に関すること。(農林水産課) 5 被災家畜収容に関すること。(農林水産課) 6 海浜等レジャー客に対する災害対策及び観光関係機関との連絡調整に関すること。(企画課) 7 失業者の対策に関すること。(企画課) 8 商工観光関係の災害対策に関すること。(企画課) 9 農林水産商工諸団体との調整に関すること。(企画課・農林水産課)
環境班	1 遺体安置及び埋火葬に関すること。(生活環境課) 2 仮設トイレの設置に関すること。(生活環境課) 3 家庭動物に関すること。(生活環境課) 4 公害防止に関すること。(生活環境課)

班	所掌事務
環境班	5 油の流出など海洋汚染に関すること。(生活環境課) 6 廃棄物処理施設等の被害状況の把握に関すること。(生活環境課) 7 災害廃棄物の収集及び処理に関すること。(生活環境課) 8 国・県及び関係団体への応援要請・調整に関すること。(生活環境課)

(4) 被災者支援部

班	所掌事務
住民班	1 避難所の開設、収容、運営及び管理に関すること。(税務課・住民課・健康福祉課) 2 人的及び家屋等の被害調査及び報告に関すること。(税務課・住民課) 3 被災地、避難所における住民等の心身の安定に関すること。(住民課) 4 帰宅困難者対策に関すること。(企画課・住民課)
税務班	1 被災者台帳の作成及び罹災証明に関すること。(総務課・税務課) 2 町税の減免措置及び税務上の諸証明の発行に関すること。(税務課) 3 固定資産査定及び町税の見直しに関すること。(税務課)
福祉班	1 被災者への炊き出し及び救援物資の配分に関すること。(健康福祉課) 2 被服、寝具その他の生活必需品等の給与及び貸与に関すること。(健康福祉課) 3 日本赤十字、ボランティア団体等との連絡調整に関すること。(健康福祉課) 4 災害ボランティアの受入に関すること。(健康福祉課) 5 避難行動要支援者の支援に関すること。(健康福祉課) 6 災害義援金品の受入及び分配に関すること。(健康福祉課) 7 災害見舞いに関すること。(健康福祉課) 8 被災者生活再建支援金の支給に関すること。(健康福祉課) 9 福祉避難所の開設・運営に関すること。(健康福祉課) 10 保育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。(健康福祉課) 11 園児に対する避難及び保育に関すること。(健康福祉課) 12 園児の健康管理に関すること。(健康福祉課)

(5) 上下水道部

班	所掌事務
上水道班	1 飲料水の供給に関すること。(生活環境課) 2 水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。(生活環境課)
下水道班	1 下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。(生活環境課)

(6) 教育部

班	所掌事務
学校・社会教育班	1 学校の被害調査及び応急復旧に関すること。(教育委員会) 2 児童生徒に対する避難及び授業に関すること。(教育委員会) 3 児童生徒の健康管理に関すること。(教育委員会) 4 災害救助法に基づく教科用図書等の支給に関すること。(教育委員会) 5 災害時における学校給食に関すること。(教育委員会) 6 授業再開に向けての教職員の確保に関すること。(教育委員会) 7 文化財及び社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること。(教育委員会)

第2項 配備体制と配備基準

町災害対策本部は、被害の防御及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、次の基準による配備の体制を整えます。

1 配備体制

配備体制	配 備 内 容	状 況
第1配備 (準備体制)	災害が発生又は予想される場合、速やかに町災害対策本部を設置するための前段階	直ちに第2配備に入れる体制
第2配備 (警戒体制)	災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、町災害対策本部を設置	直ちに第3配備に入れる体制
第3配備 (非常体制)	災害後の応急対策を町の総力をあげて実施する体制	直ちに活動が行える完全な体制

2 職員の動員伝達

本部長（町長）は、職員を招集する必要があるときは、部長等を通じて次の方法により直ちに職員を招集します。

（1）勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、部長等から職員へ伝達するとともに、必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達します。

（2）勤務時間外、休日等の場合

ア 休日、夜間等の勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の職員の招集のための連絡は、緊急連絡網によります。

イ 配備指令の伝達は、電話、防災行政無線、職員参集メール等を活用し、敏速に行います。

3 配備基準

配備体制	招集基準	配備要員
第1配備 (準備体制)	①大雨（大雪）、洪水、高潮注意報のいずれかが発令されたとき。 ②波浪警報が発令されたとき。 ③その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想され、町長が必要と認めたとき。	・総務課担当職員 ・その他職員は自宅待機
第2配備 (警戒体制)	①次の警報の1以上が本町に発表されたとき。 ・暴風（雪）警報 ・大雨（大雪）警報 ・洪水警報 ・高潮警報 ②次の特別警報の1以上が本町に発表されたとき。 ・暴風（雪）特別警報 ・大雨（大雪）特別警報 ・波浪特別警報 ・高潮特別警報 ③その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想され、町長が必要と認めたとき。	・各部長以上から指示のあった職員参集 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員一部を招集
第3配備 (非常体制)	①町下全域にわたって風水害、その他 異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想され、町長（本部長）が必要と認めたとき。	・全職員 ・必要に応じ全消防団員を招集

第3項 タイムラインの導入について

1 町タイムラインの導入について

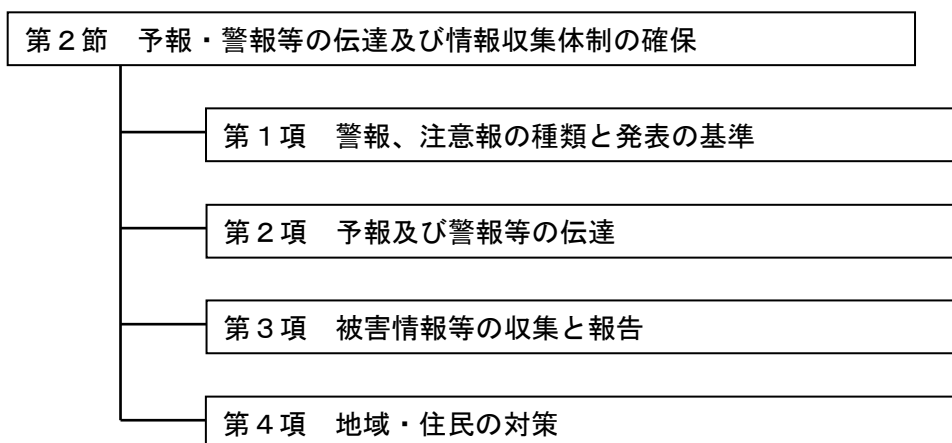
- (1) 町は、本町に影響を及ぼす可能性がある台風接近時や豪雨等の防災対応を定めた防災行動計画（タイムライン）の導入を図ります。
- (2) タイムラインは、町地域防災計画を補完する計画とします。
- (3) タイムラインの導入にあたっては、防災関係機関との連携及び調整により行動項目等の素案を定め、出水期において検証を行います。

第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

【主幹課】 災害対策本部事務局、総務課（総務部）、
税務課（総務部）、住民課（総務部）

気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に収集し、住民等へ提供するとともに、町内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保します。

【施策の体系】



第1項 警報、注意報の種類と発表の基準

1 気象注意報、警報等

気象業務法に基づき津地方気象台が発表します。

警報・注意報発表基準一覧表

発表官署 津地方気象台（令和3年6月8日現在）

御浜町	府県予報区		三重県		
	一次細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		紀勢・東紀州		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	29	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	322	
	洪水		流域雨量指数基準		
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風		平均風速	陸上	20m/s
				海上	25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
				海上	25m/s 雪を伴う

	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	6. 0m	
	高潮	潮位	2. 7m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	19	
		土壌雨量指数基準	122	
	洪水	流域雨量指数基準		
		複合基準	－	
		指定河川洪水予報 よる基準	－	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪	有義波高	3. 0m	
	高潮	潮位	1. 4m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度30％で、実効湿度60％		
	なだれ			
	低温	冬期：最低気温が－5℃以下		
	霜	晩霜期に最低気温 3℃以下		
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	120mm	

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (4) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）

2 キキクル（警報の危険度分布）

気象庁による、大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」のことであり、雨による災害の危険度を5段階で色分けして地図上にリアルタイム表示します。

大雨警報（浸水害）の危険度分布 浸水キキクル	1 時間先までの雨量予測を用いた表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）等の基準に到達したかどうかを地図上に5段階で色分け表示したもの。
洪水警報の危険度分布 洪水キキクル	大雨による中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したもの。

3 特別警報

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表します。

町は、下表の例のように、避難指示の判断材料等に活用するほか、直ちに住民に対し、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール等による伝達周知の措置等により周知を図ります。

気象警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類							
		大雨		暴風	暴風雪	大雪	高潮	波浪	
		(土砂災害 [参考])	(浸水害)						
・担当職員の連絡体制確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回	・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難場所の確認 ・非常持出品の点検	大雨注意報		強風注意報	風雪注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	
・警報の住民への周知 ・避難場所の準備、開設 ・必要地域に高齢者等避難(避難行動要支援者避難) 情報 ・応急対応体制確立 ・必要地域に避難指示 ・避難の呼びかけ ・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ	・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風(雪) 警報については、安全な場所に退避	土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害 [参考])	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	暴風雪警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報
	・直ちに命を守る行動をとる(避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる)		大雨特別警報 (土砂災害 [参考])	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報

4 水防活動に必要な予警報

津地方気象台が気象及び洪水について水防活動の利用に適合するために発表します。

水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代わります。

5 水防警報

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については県水防本部長又は県水防支部長（熊野事務所長）が水防を必要と認め警報を発します。

6 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報します。

7 土砂災害警戒情報

津地方気象台及び県は、共同して降雨の状況等を監視し、町の発表基準を超過若しくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表します。（土砂災害警戒情報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当）

8 火災警報

6の通報を受けた町長が必要に応じて町内に火災警戒を促すために発令するものです。

9 気象情報

台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について、一般の利用に供するため随時津地方気象台が発表します。

例えば、記録的な短時間雨量は県内で1時間に120ミリ以上の雨量をアメダスで観測した場合、あるいはレーダー・アメダス解析雨量で解析された場合に津地方気象台が発表します。

10 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として〔高〕、〔中〕の2段階で発表されます。

気象情報等と警戒レベルとの関係

防災気象情報	とるべき行動
警戒レベル5相当（黒色）	
- 大雨特別警報 - 氾濫発生情報	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。
警戒レベル4相当（紫色）	
- 土砂災害警戒情報 - 危険度分布「非常に危険」（うす紫） - 氾濫危険情報 - 高潮特別警報 - 高潮警報	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。
警戒レベル3相当（赤色）	
- 大雨警報（土砂災害）※1 - 洪水警報 - 危険度分布「警戒」（赤） - 氾濫警戒情報 - 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。
警戒レベル2相当（黄色）	
- 危険度分布「注意」（黄） - 氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。
警戒レベル2（黄色）	
- 大雨注意報 - 洪水注意報 - 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。
警戒レベル1	
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。

※1：夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

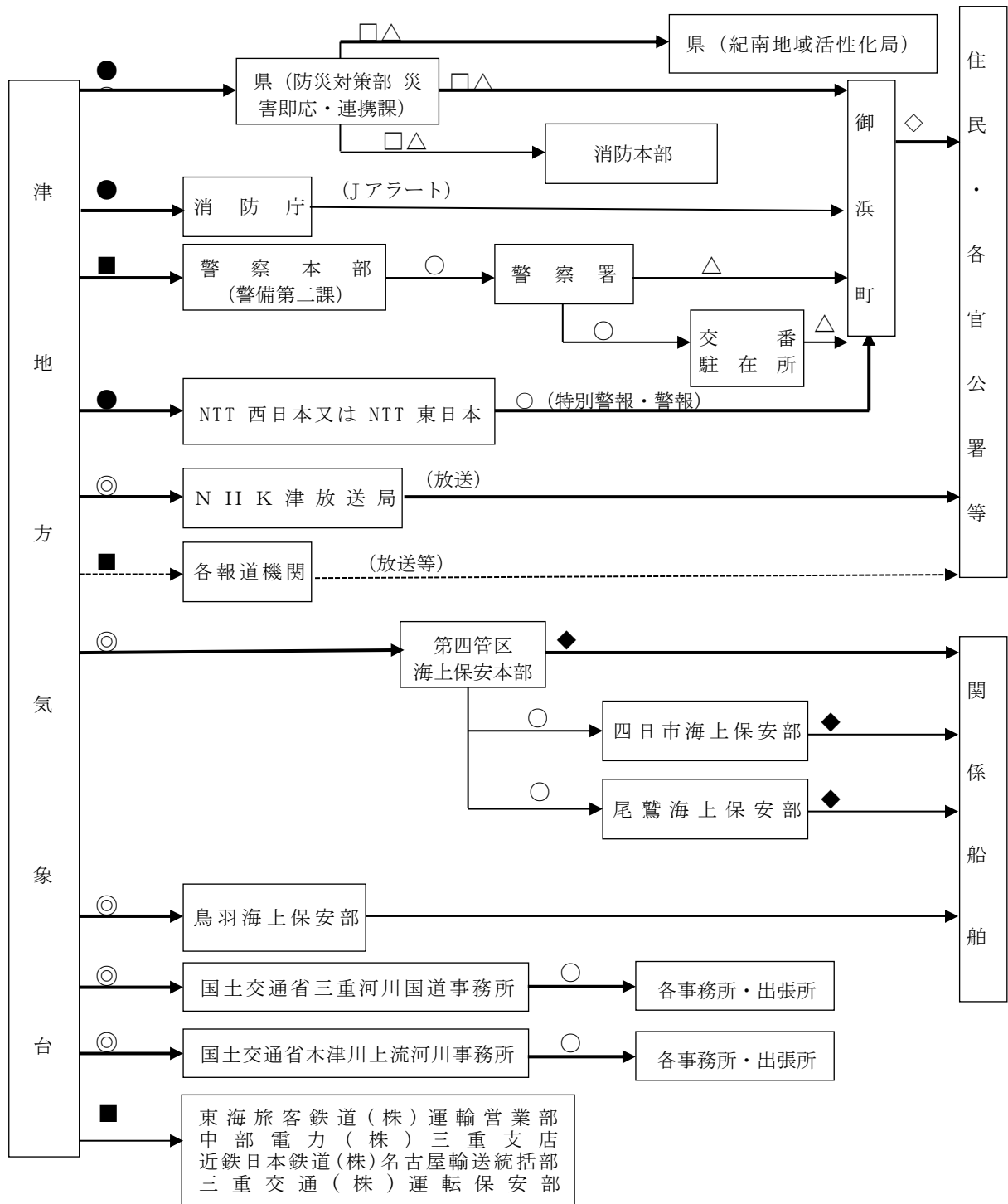
第2項 予報及び警報等の伝達

1 気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項伝達系統（津波警報を除く。）

津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の系統で行います。

なお、県における伝達系統については、「三重県災害対策本部運営要領」によります。

防災気象情報伝達系統図



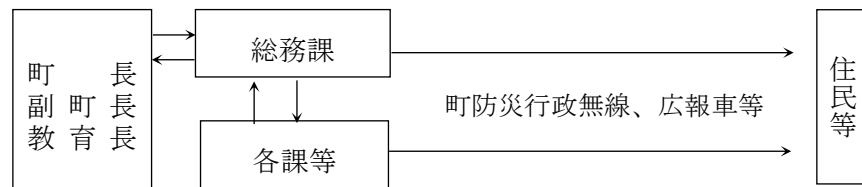
凡	例
	気象業務法第15条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
	気象業務法第15条の法令による通知系統
	気象業務法第13条等の法令による周知系統
	県地域防災計画、町地域防災計画、協定、その他による伝統系統

凡	例
◎	防災情報提供システム（専用回線）
■	防災情報提供システム（インターネット）
●	気象専用回線（ADESS回線等）
○	専用の電話・専用の電話FAX
△	一般の加入電話・加入電話FAX
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	町防災行政無線
◆	無線通報等

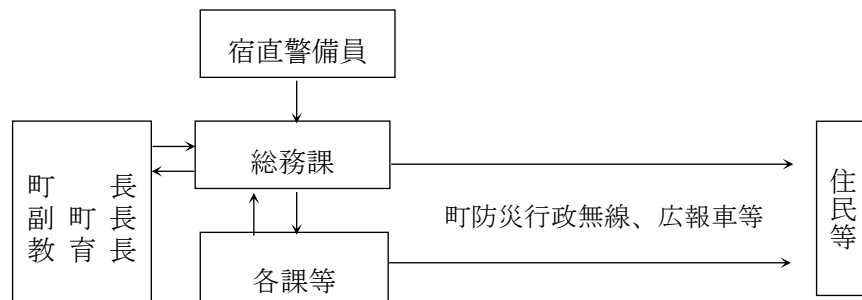
2 町における伝達系統図

町から住民への伝達系統は、次のとおりです。伝達手段としては、可能な限り多くの伝達及び広報手段を用いて住民等へ伝えます。

(1) 時間内



(2) 時間外



第3項 被害情報等の収集と報告

1 被害情報等の収集

消防や警察、自主防災組織、防災関係機関等から管内の被害状況等を把握し、特に要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努めます。

2 被害情報等の報告

地域内に災害が発生した場合は、防災情報システムを通じて県災対本部にその状況等を報告しますが、県災対本部と連絡がとれない状況にあるときは、直接消防庁へ報告します。

【消防庁への連絡先】

①平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

N T T 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

②夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

N T T 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

3 緊急派遣チーム等との連携

県災対本部及び地方部から緊急派遣チーム等の支援要員が派遣されている場合は、必要に応じて情報の収集、報告事務等に有効活用します。

第4項 地域・住民の対策

1 風水害からの自衛措置

（1）気象情報の収集及び避難の準備

住民は、町が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮等の災害によるリスクを把握するとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビやラジオ、インターネットや防災行政無線、メール配信サービス等を通じて、気象情報や町の発令する警戒レベルが付された避難情報の収集に注意を払います。

また、指定緊急避難場所や避難経路だけでなく、日常生活において自らがいることが多い場所（自宅・勤務先・要配慮者利用施設等）の災害リスクを把握し、立退きが必要な場所なのか、上階への移動（垂直避難）等で命に危険が及ぶ可能性がなくなるのか等について確認しておき、自らの判断で主体的な避難行動をとるための準備を行います。

なお、立退き避難を行う場合は、町により洪水等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておきます。

（2）〔警戒レベル3〕高齢者等避難発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に町から〔警戒レベル3〕高齢者等避難が発表された場合は、高齢者や障害のある人等、避難を完了させるまでに時間を要する住民については、その避難支援者とともに、災害が発生する前までに避難を完了できるよう、必要な避難行動をとります。

また、急激な水位上昇のおそれがある中小河川沿いや、浸水しやすい局所的に低い土地等、早めの避難が望ましい場所に居住する住民についても、自主的な避難を開始します。

上記以外の住民についても、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持出品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備えます。

(3) [警戒レベル4] 避難指示発令時の対応

自らが居住等する地域に町から[警戒レベル4] 避難指示が発令された場合、居住者等は危険な場所から全員避難し、災害が発生する前までに避難行動を完了します。

具体的にとるべき避難行動は、立退き避難を基本としますが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できることが確認できれば、自らの判断で垂直避難等により安全を確保します。

(4) [警戒レベル5] 緊急安全確保発令時の対応

自ら居住等する地域に町から[警戒レベル5] 緊急安全確保が発令される状況において、未だ必要な避難行動が完了していない場合は、避難経路が浸水している等、指定緊急避難場所等への立退き避難が安全にできない可能性があるため、自宅等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動するなど、その時点において自らがいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動します。

ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令されるものではなく、また、本行動は避難し遅れた居住者等がとる次善の行動となります。そのため、このような状況に至る前の段階で、必要な避難行動を完了していることが前提であることから、[警戒レベル3] 高齢者等避難や[警戒レベル4] 避難指示が発令されたタイミングで必ず避難できるよう、常に備えておきます。

2 災害に関する現場情報の報告

町からの避難指示等が発令されていない場合において、周辺の河川・海岸堤防等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努めます。

3 被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報します。

また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、町や施設管理者への報告に努めます。

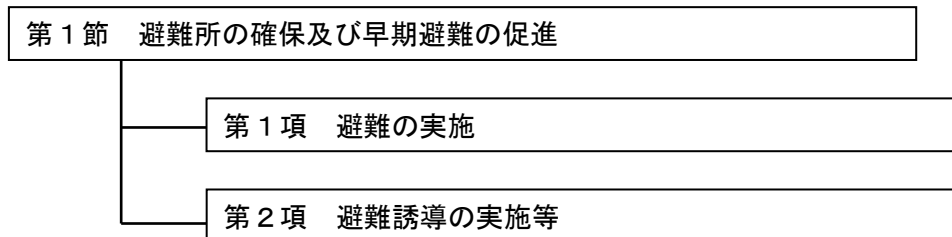
第2章 避難誘導体制の確保

第1節 避難所の確保及び早期避難の促進

【主幹課】 災害対策本部事務局、総務課（総務部）、税務課（総務部、被災者支援部）、住民課（総務部、被災者支援部）、健康福祉課（被災者支援部）

大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される場合には、必要に応じて早期の避難誘導体制及び避難所の確保を確立します。

【施策の体系】



第1項 避難の実施

1 避難実施体制の確立

町は、災害発生の危険等が予測される地域に対し、速やかに避難指示等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立します。

2 避難所の開設

町は、[警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示、[警戒レベル5] 緊急安全確保を発令する必要がある場合等は、あらかじめ指定されている避難所について、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って速やかに避難所を開設し、住民等に周知を図るとともに、以下の事項について直ちに県に報告します。

- （1）避難の種類（自主避難、[警戒レベル3] 高齢者等避難、[警戒レベル4] 避難指示、[警戒レベル5] 緊急安全確保）
- （2）避難所開設の日時及び場所
- （3）箇所数及び収容人員

第2項 避難誘導の実施等

1 避難情報の発令

町は、雨量や河川水位情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布等を確認し、あらかじめ定める避難指示等判断基準に達した場合は、災害発生危険のある地域に対し、速やかに〔警戒レベル3〕高齢者等避難、〔警戒レベル4〕避難指示、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令するとともに、その旨を県に報告します。

■避難情報の発令にあたっての留意点

災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など、避難指示等の判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合などは、避難行動をとりやすい時間帯における早期の避難所開設や、高齢者等避難の発令等を検討します。

2 避難情報の周知

町は、住民等への情報伝達にあたっては、次の項目から必要な情報を明示して行い、同報無線や緊急速報メール、広報車、Ｌアラート、県災対本部を通じた放送関係機関への放送要請等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図ります。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難場所
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等

3 避難行動の周知及び支援

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で、上階への移動や高層階にとどまる等により、計画的に身の安全を確保することについても、住民等に周知を図ります。

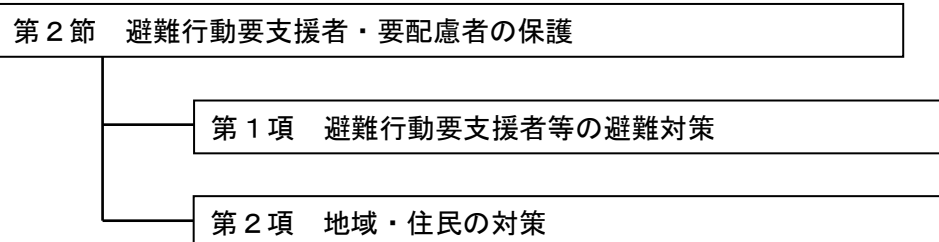
また、避難所への避難は避難者の自力避難を原則としますが、避難者が自力で避難できないなどの場合は、町が手配した車両、船舶等を用いて避難を行います。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者の保護

【主幹課】 災害対策本部事務局、総務課（総務部）、健康福祉課（被災者支援部）、税務課（総務部、被災者支援部）、住民課（総務部、被災者支援部）

避難行動要支援者・要配慮者の避難状況を把握するとともに、福祉避難所等への受入等の調整を図るとともに、避難行動要支援者の避難支援体制の検討を行います。

【施策の体系】



第1項 避難行動要支援者等の避難対策

1 避難行動要支援者の避難支援

〔警戒レベル3〕高齢者等避難等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行います。

2 要配慮者等の避難の受入

町は、要配慮者等を福祉避難所等への受入の必要が生じた場合は、可能な範囲で受入に努めます。

第2項 地域・住民の対策

1 地域や関係機関の連携による避難支援

自主防災組織、町、防災関係機関等は、避難行動要支援者名簿を活用し、介護保険事業者及び社会福祉施設等と連携を図り、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保及び避難行動要支援者の避難行動の支援に努めます。

また、「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施します。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び避難支援等関係者は、個別避難計画等により地域住民等の協力を積極的に求め、その安全を確保します。

第3節 学校・保育所等における児童生徒等の安全確保

【主幹課】 教育委員会（教育部）、健康福祉課（被災者支援部）

大雨・暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校・保育所等における児童生徒等の保護及び登下校や保護者への引渡等に際し、安全の確保を図ります。

また、風雨等が強まる前の段階において、休校を判断するなど、児童生徒等の事前の安全確保対策について検討します

【施策の体系】

第3節 学校・保育所等における児童生徒等の安全確保

第1項 休校（園）措置

第2項 児童生徒・園児等の安全確保

第1項 休校（園）措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、小中学校・保育所等は、休校（園）等の措置をとります。

1 休校（園）措置の判断

町立学校の校長等は、始業（開園）前に暴風警報が発表されるおそれがあるなど、登校（園）に危険が予想される場合は、学校等の防災計画に基づき速やかに休校（園）の措置を行います。

また、始業後に暴風警報が発表され、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時の安全を確認したうえで速やかに児童生徒等を下校させます。

2 休校（園）措置の連絡

教職員等は、休校（休園）措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し速やかかつ確実に措置の内容等を連絡します。

第2項 児童生徒・園児等の安全確保

1 児童生徒等の下校・引渡

児童生徒等を下校させる場合は、通学路等の安全を確認し、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行います。

また、保護者等に直接引き渡すなど、児童生徒・園児等の安全確保に十分配慮します。

2 帰宅困難児童生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童生徒等については、校（園）内や避難場所などの安全な場所において保護します。

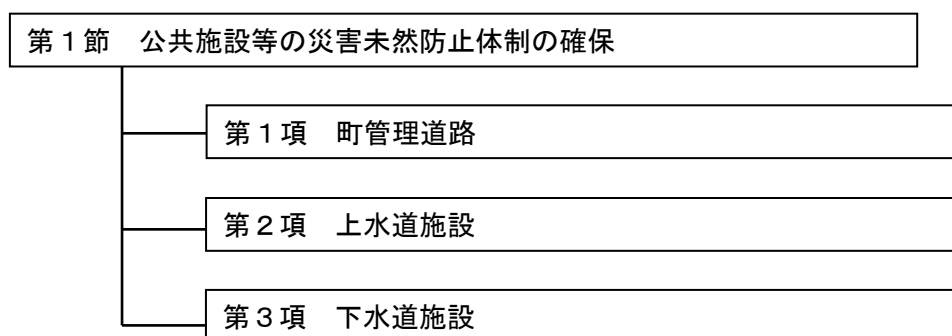
第3章 災害未然防止活動

第1節 公共施設等の災害未然防止体制の確保

【主幹課】	建設課(社会基盤対策部)、生活環境課(上下水道部)
【関係課】	総務課(総務部)

町管理公共施設等の安全確保・被害情報収集体制を確立とともに、町有施設、町管理道路及び上下水道の台風接近前の被害防止体制を検討します。

【施策の体系】



第1項 町管理道路

1 町管理道路における安全確保対策

町は、町管理道路について、浸水時における通行止等安全確保対策を講じます。

2 被害情報等の収集

町は、町管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、インターネットホームページ等での情報提供に努めます。

また、国道・県道等についても、通行規制や被災状況等の情報を収集します。

第2項 上水道施設

1 水道施設における安全確保対策

水道施設について、必要な安全確保対策を講じます。

2 被害情報等の収集・情報提供等

水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、住民等への情報提供に努めます。

第3項 下水道施設

1 下水道施設における安全確保対策

下水道施設について、必要な安全確保対策を講じます。

2 被害情報等の収集

下水道施設における被害情報等を収集し、県災対本部へ報告を行うとともに、住民等への情報提供に努めます。

第2節 水防活動体制の確保

【主幹課】	災害対策本部事務局、建設課（社会基盤対策部）
【関係機関等】	消防団

気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立するとともに、雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討します。

【施策の体系】

第2節 水防活動体制の確保

第1項 水防活動の実施

第1項 水防活動の実施

1 巡視

水防管理者（町）は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、町水防計画に基づき、区域内的の河川等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な措置を求めます。

2 非常警戒

水防管理者（町）は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始します。

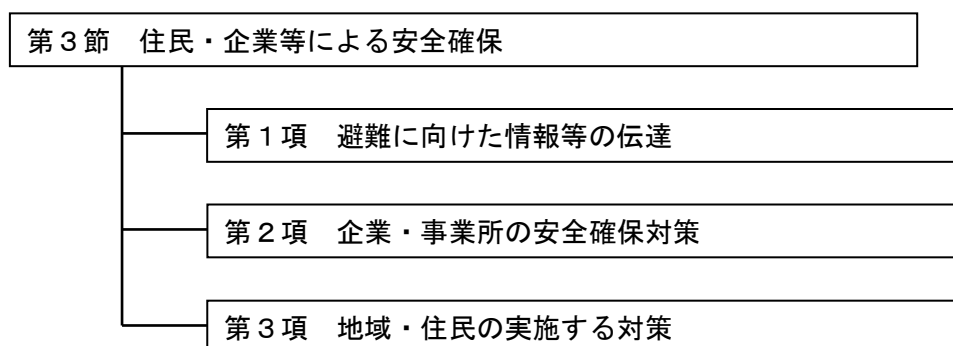
第3節 住民・企業等による安全確保

【主幹課】 災害対策本部事務局、総務課（総務部）、
企画課（社会基盤対策部）

住民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、HPやメール等による気象情報等の提供を行います。

また、台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を住民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討します。

【施策の体系】



第1項 避難に向けた情報等の伝達

1 洪水ハザードマップ、避難所等の情報の提供

住民・企業等が、自らの防災行動や適切な避難行動等の判断材料としての活用を図るため、町ホームページや防災パンフレット等により、町内の洪水時の浸水箇所等を示したハザードマップや、風水害被害等が発生した場合に避難をするための避難所情報等を提供します。

2 避難指示等の伝達・報告

町において、〔警戒レベル3〕高齢者等避難、〔警戒レベル4〕避難指示、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を発令する場合は、防災行政無線、緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて住民等への伝達を行うとともに、速やかに県災害対策本部へ報告を行います。

3 被害情報等の報告

町内で災害による被害等が生じた場合は、速やかに県に対し報告を行います。

また、町ホームページ等において、被害状況の公表に努めます。

第2項 企業・事業所の安全確保対策

1 施設等の安全確保

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じます。

2 従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがあるときは、業務を休止し従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討します。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努めます。

第3項 地域・住民の実施する対策

1 避難所運営への協力

町から要請があった場合は、自治会、自主防災組織等は、避難所運営マニュアルに基づき速やかに避難所を開設するとともに、主体的に運営・管理を行います。

2 自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じます。

3 適切な避難行動の実施

住民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生し得る洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、気象台が発表する気象情報や予警報、町が発令する警戒レベルを付された避難指示等の避難情報の意味をあらかじめ十分に理解しておきます。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ等で最新の気象情報等を把握し、町から避難判断情報が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努めます。

4 危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛します。

また、特に農業及び漁業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設、漁業用施設等を見回りに行き、水路や海等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛します。

第4部 発災後の応急対策

第4部 発災後の応急対策

第4部の発災後応急対策の構成

章	節
第1章 災害対策本部活動の実施	第1節 災害対策活動の実施体制の確保 第2節 通信機能の確保 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等 第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用 第5節 広域的な応援・受援体制の整備 第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策	第1節 緊急の交通・輸送機能の確保 第2節 水防活動 第3節 ライフライン施設被災時の応急対策 第4節 公共施設被災時の応急対策 第5節 農林水産施設及び農地・森林等の復旧・保全 第6節 県防災ヘリコプターの活用
第3章 救助・救急及び医療・救護活動	第1節 救助・救急及び消防活動 第2節 医療・救護活動
第4章 緊急避難対策	第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策 第3節 小中学校・保育所等における児童生徒・園児等の避難対策
第5章 特定自然災害対策	第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策

第 1 章 災害対策本部活動の実施

第 1 節 災害対策活動の実施体制の確保

【主幹課】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）
【関係課】	全課

災害対策本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行います。

大規模災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、災害対策本部の配備体制を強化し、災害対策活動にあたります。

【対策の実施】

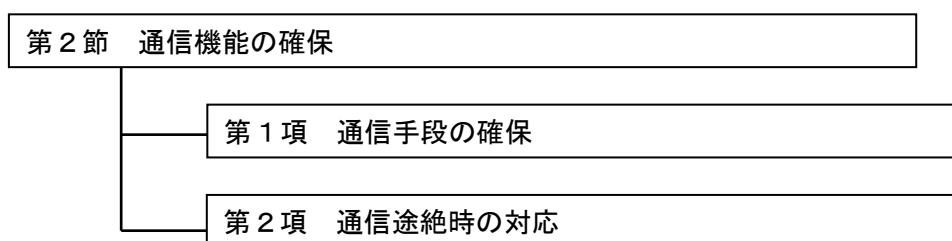
「第 3 部 第 1 章 災害対策本部機能の確保 第 1 節 準備・警戒体制の確保」に準じます。

第2節 通信機能の確保

【主幹課】	災害対策本部事務局
【関係課】	総務課(総務部)

町及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保します。

【対策の体系】



第1項 通信手段の確保

災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、町防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努めます。

また、特に、非常電源の確保に努めるとともに、町は、定期的な点検及び訓練を行い、発災時に備えるよう努めます。

1 町及び防災関係機関の通信手段

(1) 県防災通信ネットワーク

町、県及び防災関係機関が防災行政無線（衛星通信及び地上系）とケーブルテレビのネットワーク（有線系）を利用し、通信します。

(2) 町防災行政無線等

町は、災害に関する予報、警報及びその他災害応急対策に必要な情報を住民等に伝達するため防災行政無線等多様な通信手段を活用します。基地局・中継局及び移動局（車載・携帯）を有機的に利用して災害応急対策を行います。

(3) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）

津波警報や緊急地震速報等の時間的余裕がない場合、国からの情報を町防災行政無線等を自動起動することにより、住民等に緊急情報を直接かつ瞬時に伝達します。

(4) 消防無線等

消防専用無線設備等を利用して通信します。

(5) 公共放送の利用

基本法第56条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には「災害時における放送要請に関する協定書」により、県に対して放送の要請を行います。

2 その他通信手段

(1) 加入電話

町は、災害時の通信の混乱を避け、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するため、電気通信事業法に基づき災害時優先電話を指定し、利用します。

(2) 衛星携帯電話

加入電話、携帯電話等の利用が困難な場合や、通信インフラの整備されていない場所では、通話が可能である衛星携帯電話により通信を確保します。

(3) アマチュア無線

アマチュア無線は、町防災行政無線等が混乱若しくは使用不能となった場合に、有効な通信手段として活用します。

(4) 情報通信ネット（インターネット、携帯電話・スマートフォン、ファックス等）

情報交換が常時可能である特性を生かし、町内の状況を受発信できるよう入力し、国、県及びその他市町村、防災関係機関、住民等との受信情報についても有効利用します。

第2項 通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難指示等の重要な情報を住民に伝達するため、防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図ります。

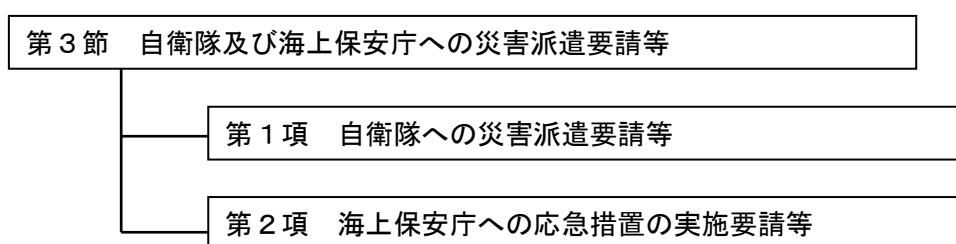
また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図ります。

第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

【主幹課】 災害対策本部事務局

住民の人命、財産を保護するために自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合に、迅速に自衛隊に対し災害派遣を要請及び海上保安庁への支援要請を実施します。

【対策の体系】



第1項 自衛隊への災害派遣要請等

1 災害派遣要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 災害派遣要請の手続

(1) 町長の派遣要請の要求

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書に次の事項を記入し、地域活性化局長を経由して知事（総括班）に派遣要請を求めます。ただし、事態が急を要するときは、直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

また、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事（総括班）に要請の要求を求め、その後必要に応じ、直接自衛隊に対し、事態の状況を通報することができます。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長はその旨及び町の地域にかかる災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知します。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとします。

ア 災害の状況及び派遣要請の事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

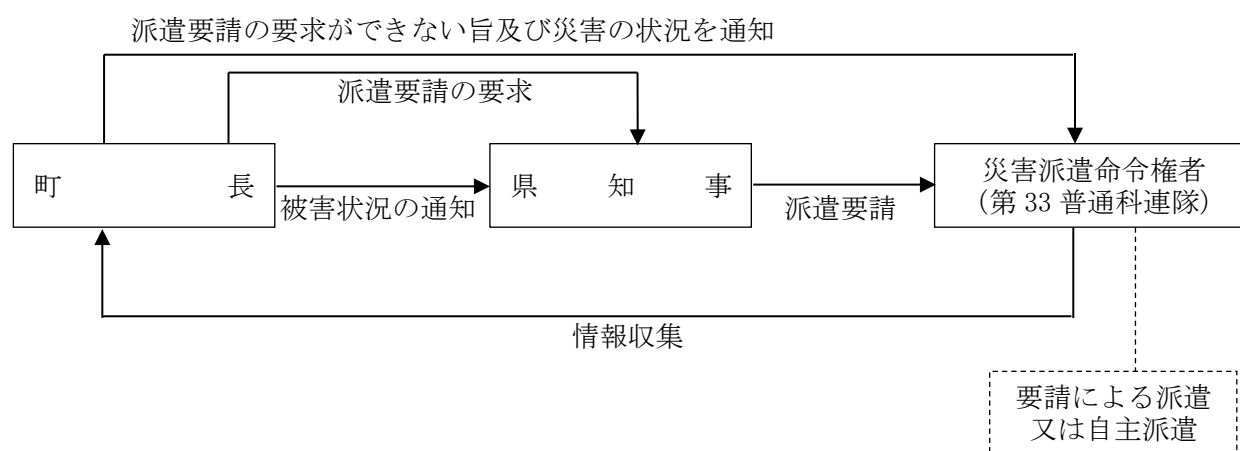
エ 連絡場所及び連絡者

オ その他参考となるべき事項

緊急時派遣要請要求先電話番号

名 称	電 話 番 号
県（防災対策部災害即応・連携課）	059-224-2189 三重県防災行政無線 20-8-2189
陸上自衛隊第33普通科連隊	059-255-3133 三重県防災行政無線 20-4010

災害派遣の要請手続



3 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。（自衛隊法第83条第2項ただし書に規定する自主派遣）

この場合、町長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知します。

4 災害派遣時に実施する救援活動

派遣部隊の活動内容は災害の状況及び他の救援機関等の活動状況により異なりますが、おおむね次のとおりです。

- （1）被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
- （2）避難の援助（誘導、輸送）
- （3）遭難者等の搜索救助
- （4）水防活動
- （5）消防活動
- （6）道路及び水路の啓開（障害物除去等）
- （7）応急医務、救護及び防疫

- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去等

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官等がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができます。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知するものとします。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

6 派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリコプター離着陸場等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

7 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行います。

8 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費は、自衛隊と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上、その運搬、修理
- (4) 県・市・町が管理する有料道路の通行料
- (5) その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

9 航空機による災害派遣とヘリコプター離着陸場の選定取扱

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入のためのヘリコプター離着陸場の取扱については、次のとおりとします。

(1) 航空機派遣要請の受入準備

ア 派遣要請を行う場合は、前記の要請手続によるほか、使用ヘリコプター離着陸場名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、県防災行政無線その他の方法で県（総括部隊＜情報班＞）に連絡を行います。

イ ヘリコプター離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示します。

ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10 メートルの○H印を行い、上空より降下場所選定に備えます。

エ 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）に可搬型の灯火（カンテラ等）により、着陸地点 15 メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行います。

オ 着陸場と町役場及びその他主要箇所と通信連絡を確保します。

(2) ヘリコプター離着陸場の取扱について

ヘリコプター離着陸場として県が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分することとします。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県（防災対策部災害対策課）にその概要（略図添付）を報告します。

（ア）面積を変更した場合

（イ）地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合

（ウ）地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合

（エ）既設建物、電線等が改造施設され、上空からの進入に新しく障害を加えた場合

（オ）グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

設定にあたっては次の事項に注意すること。

①ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約 12 度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

②地面は堅固で傾斜 9 度以内であること。

③四方に仰角 9 度（OH-6 の場合は 12 度）以上の障害物がないこと。また、離着を要する地積は（図 2）に示すとおりである。

④風の方角がわかるよう、ヘリコプター離着陸場の近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は図のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。（図 1）

⑤着陸地点には石灰等を用いて、○Hの記号を標示して着陸中心を示すこと。（図 3）

⑥物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

⑦大型車両等が進入できること。

- ⑧林野火災対策に使用する場合は、面積（100メートル×100メートル以上）、水利（100トン以上）を考慮すること。
- ⑨ヘリコプター離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

10 ヘリコプター離着陸場の設置場所

図1 吹流し

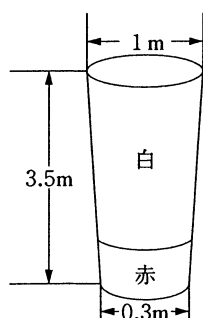
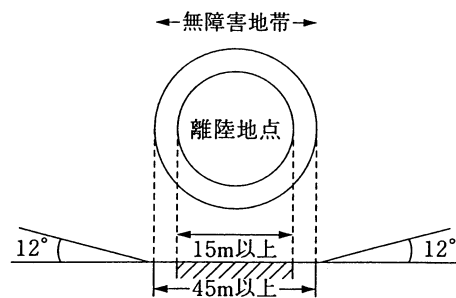
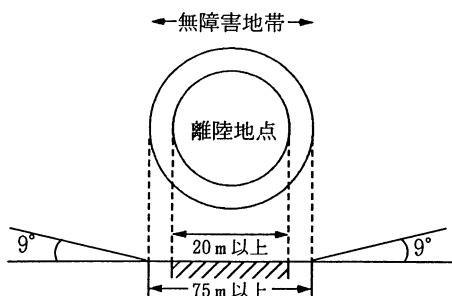


図2 離陸地点及び無障害地帯の基準

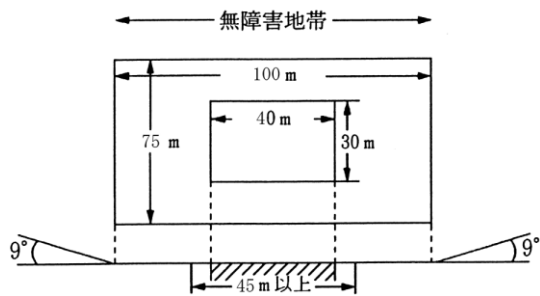
a 小型機（OH-6）の場合



b 中型機（UH-1）の場合

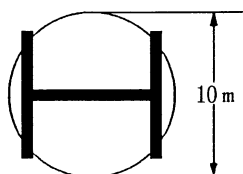


c 大型機（CH-47）の場合



※着陸地点の地盤は堅固で平坦地であること。

図3 ヘリポート



第2項 海上保安庁への応急措置の実施要請等

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、町が行う災害応急対策の支援

2 支援要請の手続

町長は、海上保安庁の応急措置を必要とするときは、応急措置実施要請書に次の事項を記入し、地域活性化局長を経由して知事（総括班）に支援要請を求めます。

ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができます。

なお、町長が知事に支援要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船若しくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができます。ただし、この場合、町長は、事後速やかに、第四管区海上保安本部長に要請した旨を知事に連絡します。

3 支援部隊の受入体制の整備

町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとします。

- (1) 応急措置の実施部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設（野営施設）及びヘリコプター離着陸場等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 応急措置の実施部隊の誘導

4 派遣部隊の撤収要請

支援目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、知事に撤収要請書により、撤収の要請を行います。

5 経費の負担区分

応急措置に要した経費は、海上保安庁と県及び町が事前に協議して負担区分を決めます。ただし2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

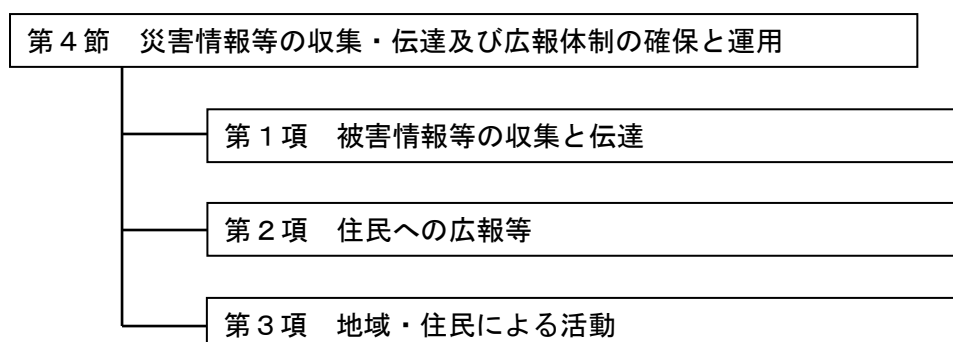
第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【主幹課】 災害対策本部事務局、総務課（総務部）、企画課（総務部）、
税務課（総務部）、住民課（総務部）

災害が発生した場合、速やかに情報を収集するとともに、その情報を分析し、災害対策活動方針を検討するための体制を確保します。

また、住民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用します。

【対策の体系】



第1項 被害情報等の収集と伝達

1 町の被害状況の収集

（1）参集途上（登庁時）職員の情報収集

職員は、災害発生時及び動員指令により非常参集する際、周囲の被害状況を把握し、町（町災害対策本部）に対し報告するものとします。

（2）自主防災組織等の情報収集

町（町災害対策本部）は、自主防災組織等を通じて被害状況を収集し、集約します。

（3）住民の安否情報の収集と伝達

町、防災関係機関及び自主防災組織等は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集と伝達に努めます。

ア 町（町災害対策本部）

町（町災害対策本部）は、避難場所及び避難所等における住民等の安否情報を収集し、集約します。

イ 自主防災組織等

自主防災組織等は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所（避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民への周知と、災害時は、その代表を通じ町（町災害対策本部）へ報告します。

ウ 社会福祉施設等

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、発災後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保し、安否情報を把握し、町（町災害対策本部）へ報告します。

2 関係機関からの情報収集

町（町災害対策本部）は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとします。

3 県等への被害情報等の報告

町（町災害対策本部）は、町内に災害による被害が発生した場合は、基本法及び災害報告取扱要領並びに火災・災害等速報要領に基づき、県にその状況等を報告します。

通信手段の途絶、輻輳等により県地方災害対策部（地方部）及び県災害対策本部に連絡できない場合には、町は、直接消防庁へ連絡します。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行うこととします。

消防庁への連絡先

平日 9：30～17：45（消防庁応急対策室）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

夜間・休日（消防庁 消防防災・危機管理センター）

N T T回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

第2項 住民への広報等

1 広報内容

町（町災害対策本部）は、主に住民等に対して次の内容を報告します。

- （1）災害発生状況（被害状況）
- （2）気象状況
- （3）町災害対策本部に関する情報
- （4）避難に関する情報及び避難所の状況
- （5）二次災害の危険性に関する情報
- （6）主要道路情報
- （7）公共交通機関の状況
- （8）電気、水道、ガス等ライフライン施設の状況
- （9）医療機関及び救護所等の状況
- （10）給食、給水、生活必需品等の供給に関する情報
- （11）河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- （12）被災者の安否に関する情報
- （13）救助・救出に関する情報
- （14）防疫・衛生に関する情報

- (15) 小中学校・保育所等並びに児童生徒・園児等に関する情報
- (16) ボランティア及び支援に関する情報
- (17) 住宅に関する情報
- (18) 民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（町長からの呼びかけ等を含む。）

2 伝達及び広報手段

町（町災害対策本部）は、可能な限り多くの伝達手段を用います。

- (1) 町防災行政無線
- (2) 広報車
- (3) 掲示板
- (4) 広報紙、チラシ等の印刷物
- (5) 自主防災組織等の連絡網による伝達
- (6) ホームページ
- (7) C A T V文字放送
- (8) 情報通信ネット（インターネット、携帯電話・スマートフォン・ファックス等）

3 報道機関に対する報道要請等

- (1) 町（町災害対策本部）は、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞紙面等を通じて情報を伝達するよう県に要請します。ただし、やむを得ない場合には、直接報道機関に依頼し、事後に県に報告します。
- (2) 報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるため、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表します。

4 災害・広報資料の収集

- (1) 各部は、各担当分野にかかる災害写真を撮影し、災害の記録に努め、総務部では、全体記録を収集及び整理するものとします。
- (2) 調査報告及び災害写真は、広報担当に提出するものとし、それを広報材料として活用します。

5 広聴（問い合わせ・相談）体制

- (1) 災害時においては、被災地区ごとの広聴体制を強化します。
- (2) 住民等からの問い合わせや相談に対応するため、住民相談窓口を設置します。

第3項 地域・住民による活動

1 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した場合は、速やかに避難行動をとり、身の安全を確保するとともに、遅滞なくその旨を町又は警察官等防災関係機関に通報するよう努めます。

- (1) 発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を、町長、警察官又は海上保安官に通報します。

(2) 警察官又は海上保安官の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報します。

(3) 町長の通報

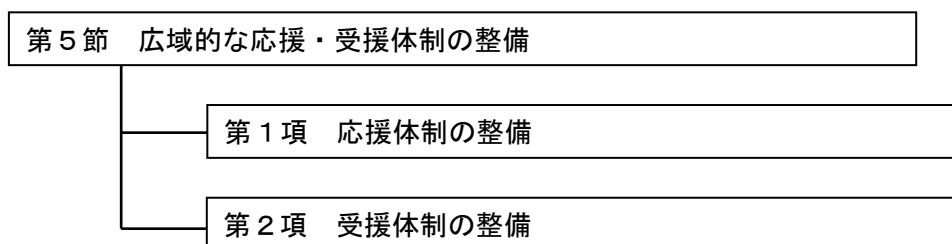
上記(1)及び(2)によって「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに関係機関に通報又は連絡するものとします。

第5節 広域的な応援・受援体制の整備

【主幹課】 災害対策本部事務局、総務課（総務部、救援・救護部）、健康福祉課（救援・救護部、被災者支援部）

町は、県や国に対する要請、各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受入を迅速に行い、被災者への救援を実施します。

【対策の体系】



第1項 応援体制の整備

1 三重県市町災害時応援協定等に基づく応援要請の受理

町は、三重県市町災害時応援協定及び基本法第67条、第72条並びに第74条の3第4項や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援の要求について、確実に受理します。

また、各市町間の個別の応援協定等、上記以外に基づく応援を行う場合は、各市町間での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行います。

2 情報収集と応援内容の検討等

町は、応援要請を受けた場合には、応援市町と災害に関する情報を共有し、県等と応援の内容（活動エリア、期間等）について調整を行うとともに、応援活動の実施における要員の安全確保や、応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保します。

第2項 受援体制の整備

1 協定等に基づく応援要請

町は、応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町災害時応援協定等各協定及び基本法第67条並びに第68条や総務省「応急対策職員派遣制度」等に基づき、他の市町及び県に対し応援を求め、災害応急対策に万全を図ります。

また、応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、町内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集します。

2 具体的な要請内容の検討と受入体制の構築

町は、必要となる資源（人・物）の状況についての確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行います。

また、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受入拠点を確保するとともに、要請内容に応じた活動要領を作成するなど、業務の引継ぎを確実に行います。

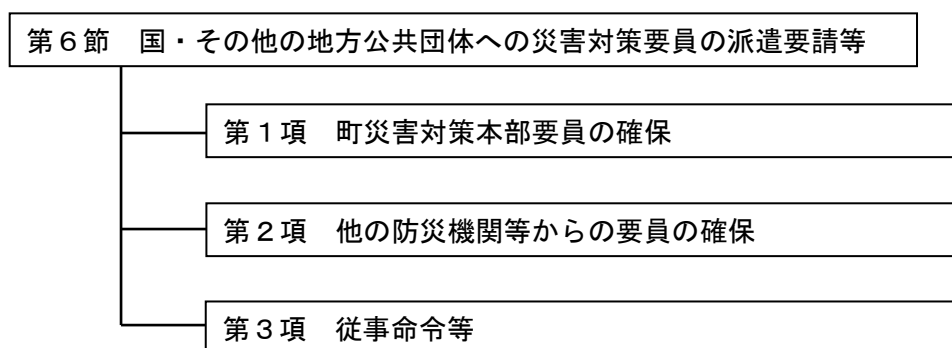
第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等

【主幹課】 総務課（総務部、救援・救護部）

大規模災害発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、町職員を動員し、他の防災機関等から要員を確保します。

また、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、県等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣の斡旋を求め、要員を確保するとともに、県が応急措置を実施するために特に必要があると認めたときに発する従事命令、協力命令を受け、当該事務を実施します。

【対策の体系】



第1項 町災害対策本部要員の確保

1 職員の動員方法

本部長（町長）は、職員を招集する必要があるときは、部長等を通じて次の方法により直ちに職員を招集します。

（1）勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、部長等から職員へ伝達するとともに、必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達します。

（2）勤務時間外、休日等の場合

ア 休日、夜間等の勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の職員の招集のための連絡は、緊急連絡網によります。

イ 配備指令の伝達は、電話、防災行政無線、職員参集メール等を活用し、敏速に行います。

（3）配備報告

ア 部長等は、動員配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告します。

イ 町は、県に人員の配備状況等を「県防災情報システム」により報告するものとします。

2 町職員以外の動員方法

本部長（町長）は、町職員による要員が不足する場合は、町職員以外（町職員退職者等）の者に協力を求め、要員の確保に努めます。

第2項 他の防災機関等からの要員の確保

本部長（町長）は、災害の規模等により町災害対策本部の要員のみで対処できない場合、又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置します。

1 応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは次のとおり応援要請します。

要請先	内容	根拠法令
知事	応援の要求、応急措置の実施	基本法 68 条
知事	指定地方行政機関又は特定公共機関の職員の派遣要請	基本法 29 条
知事	指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関又は特定公共機関の職員の派遣斡旋	基本法 30 条
知事	職員の派遣、特定地方独立行政法人の職員の斡旋	基本法 30 条 地方自治法 252 条の 17
市町村長	応援の要求	基本法 67 条

2 特殊作業のための労力、機械等の確保にかかる協力要請

本部長（町長）は、特殊作業のための労力、機械等の確保については、三重県建設業協会及び御浜町指定水道公認業者等と密接な連絡を保持し、協力を要請します。

また、県等の協力を得ながら各種応援協定を活用し協力を要請します。

第3項 従事命令等

基本法第 71 条第 2 項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、町長は、当該期間において当該事務を行わなければならないとされています。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならないとされています。

【参考 1】 基本法第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項

- ①災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ②施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ③清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ④犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑤緊急輸送の確保に関する事項
- ⑥①から⑤までの事項及び警報の発令伝達、避難の勧告指示、消防、水防、救難、救助等に関する事項を除く災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

【参考 2】 基本法第 71 条第 1 項の規定による知事の権限

1 従事命令（救助法第 7 条関係）

従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第 10 条）

- ①医師、歯科医師又は薬剤師
- ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士又は歯科衛生士
- ③土木技術者又は建築技術者
- ④大工、左官及びとび職
- ⑤土木業者、建築業者及びこれらの従事者
- ⑥鉄道業事業者及びその従事者
- ⑦軌道経営者及びその従事者
- ⑧自動車運送事業者及びその従事者
- ⑨船舶運航事業者及びその従事者
- ⑩港湾運送事業業者及びその従事者

2 協力命令（救助法第 8 条関係）

協力命令は、救助を要する者及びその近隣の者に対して発することができる。

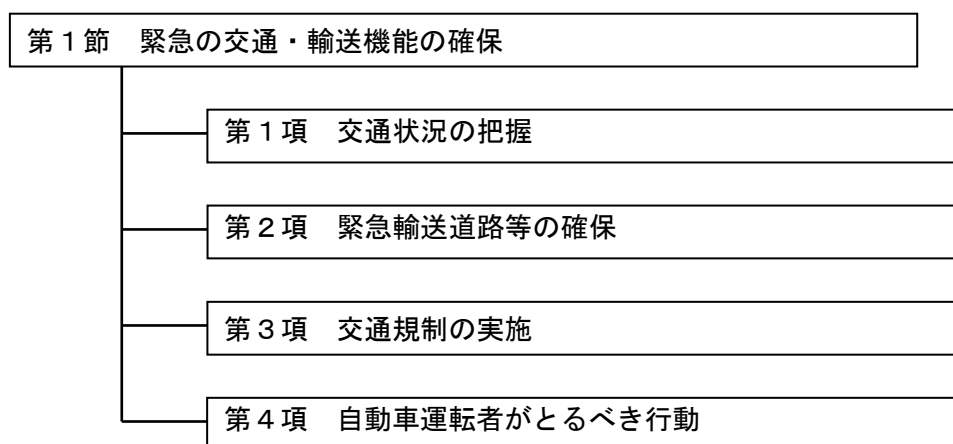
第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

第1節 緊急の交通・輸送機能の確保

【主幹課】 建設課（社会基盤対策部）、総務課（総務部）

道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じるとともに、防災活動の拠点となる防災拠点や医療機関等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保します。

【対策の体系】



第1項 交通状況の把握

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町（町災害対策本部）は、道路管理者等その他の防災関係機関との連携を密にして情報を収集するとともに、町内の道路交通障害情報等を収集する等、相互の情報交換を実施します。

第2項 緊急輸送道路等の確保

被災者及び救助・救急要員等あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等の災害対策活動を迅速かつ効果的に実施するため、以下により、必要な緊急輸送道路等の確保を図ります。

1 災害時における車両の移動等

緊急輸送道路等において、車両等が緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策の実施に著しい支障が生じ、かつ、緊急車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第76条の6の規定に基づき、当該車両等の移動を行います。

2 応急復旧工事の実施及び迂回路の確保

緊急輸送道路等が被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路の確保を図ります。

第3項 交通規制の実施

1 交通規制の実施責任者

道路交通制限は、道路管理者（町長等）及び警察が実施する権限を持つもので、災害時は、速やかに必要な規制を行います。

2 交通規制の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通規制の実施責任者は、通行の禁止及び制限を行う必要があると認めたときは、次によりこれを行います。

（1）道路管理者による交通規制

道路管理者（町長等）は、道路の損壊・決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路法（第46条）に基づく交通規制を実施します。この場合、警察との連携を密に行います。

（2）警察による交通規制

道路交通法及び基本法等により警察が交通規制を行う場合は、連携を密に行います。

3 交通規制の周知等

交通規制を実施した場合は、道路管理者（町長等）及び警察は、報道機関、日本道路情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区域又は区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図ります。

4 路上放置車両等に対する措置

（1）警察官の措置

基本法第76条の3に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官は、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができます。

また、現場に管理者等がいなかったため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができます。

（2）現場に警察官がいない場合の措置

消防吏員及び災害派遣部隊自衛官は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記（1）で警察官がとった措置を行うことができます。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに警察に通知します。

5 道路の応急復旧等

(1) 被害箇所等の調査及び通報連絡体制

- ア 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察又は道路管理者（町長等）に通報します。
- イ 通報を受けた道路管理者（町長等）又は警察は、相互に連絡し、調査の結果、支障箇所を発見したときは、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡します。
- ウ 電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報します。

(2) 道路、橋梁等の応急措置

- ア 道路管理者（町長等）は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な対策を行い、交通・輸送機能の確保を図ります。
- イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、交通・輸送機能の確保を図ります。

6 緊急通行車両の確認

(1) 事前届出制度

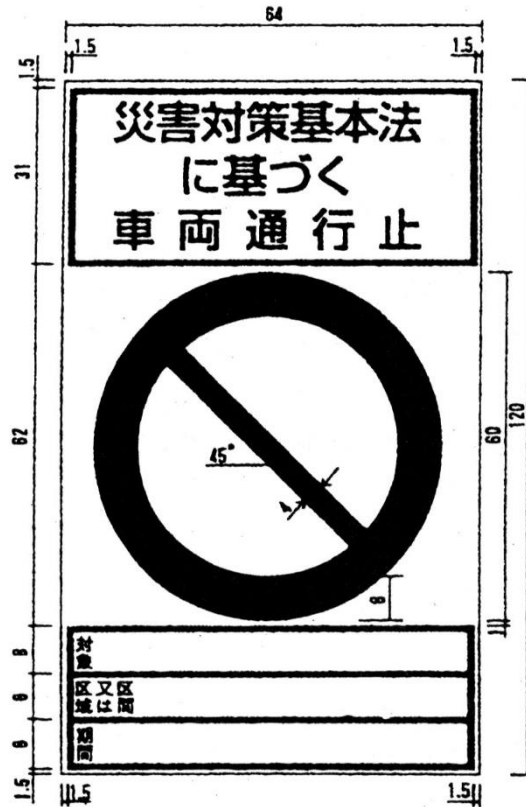
- ア 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両のうち必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受けます。
- イ 事前届出についての事務は、警察署において行われます。

(2) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

- ア 確認の申出
車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出ます。
- イ 標章及び証明書の交付
上記において確認を受けたときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則で定める標章及び証明書が交付されます。
- ウ 緊急通行車両の確認の取扱
緊急通行車両の確認事務については、警察本部若しくは警察署若しくは交通検問所等の検問箇所又は知事部局において行います。

〈参考〉

- (1) 災害対策基本法施行令第 32 条に基づく緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合の対象、区間等及び期間を定める標示



- (2) 災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項に基づく緊急通行車両の標識



- ア 色彩は、文字、沿線及び区分線を青色、斜めの対及び枠を赤色、地を白色とする。
- イ 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- ウ 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- エ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第4項 自動車運転者がとるべき行動

1 交通規制時の行動

基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、以下の行動をとらなければならない。

（1）速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

（2）速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行に支障とならない方法により駐車する。

（3）警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第2節 水防活動

【主幹課】	災害対策本部事務局、建設課(社会基盤対策部)
【関係機関等】	消防団

台風・大雨時等の河川、海岸、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講じます。

【対策の体系】

第2節 水防活動

第1項 水防活動の実施

第1項 水防活動の実施

1 監視、警戒態勢

(1) 巡視

水防管理者（町長）は、水防団員等の安全が確保できる範囲内で、水防法第9条に基づき、水防上危険と思われる河川、海岸、ため池等の巡視を行います。

(2) 非常警戒

台風等により水防施設の被害が予測される場合、水防団員等の安全が確保できる範囲内で水防区域の監視及び警戒を厳重にし、特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるとともに、水防作業を開始します。

ただし、水防活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

2 応急対策

堤防、ため池、又は樋門等が決壊するおそれがあるとき、又は決壊したときは、水防管理者等はできる限り被害の増大を防止するように努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。

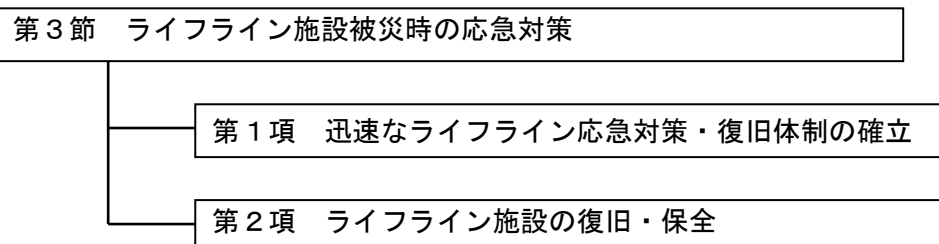
ただし、水防活動に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

第3節 ライフライン施設被災時の応急対策

【主幹課】	生活環境課（上下水道部）
【関係課】	総務課（総務部）

大規模災害発生時に水道施設が被害を受けた場合には被災者に大きな影響を及ぼすことから、町は、迅速な応急復旧を行います。また、ライフライン事業者は、県及び町災害対策本部と連絡を密にしながらライフライン施設の迅速な応急復旧を行います。

【対策の体系】



第1項 迅速なライフライン応急対策・復旧体制の確立

町及びライフライン施設の関係機関は、被害状況の迅速な把握のもと、連絡体制を常に明確にし、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立し、早期復旧に努めます。

第2項 ライフライン施設の復旧・保全

1 上下水道施設

大多数の住民は、飲料水をはじめ生活用水を水道に依存しており、上下水道施設は住民の生活に一日も欠かせない施設であるため、水害等による断・減水の影響は非常に深刻なものがあることから、こうした事態に迅速かつ的確に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努めます。

（1）水道施設

- ア 発災後、施設の損傷や機能の確認を行い被害状況の把握を行い、応急復旧に必要な資機材を確保します。
- イ 速やかに水道施設の応急復旧工事に着手するよう努めます。
- ウ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始します。
- エ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努めます。
- オ 町のみで復旧が困難な場合は「三重県水道災害広域応援協定」に基づき応援を要請します。

（2）下水道施設

- ア 発災後、施設の損傷や機能の確認を行い被害状況の把握を行い、応急復旧に必要な資機材を確保します。
- イ 速やかに下水道施設の応急復旧工事に着手するよう努めます。

ウ 復旧までの間、必要に応じて住民に対し、下水排除の制限を行います。

エ 「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール（H16.7.22 施行）」に基づき、下水道施設の復旧等を図るための協力体制を確立します。

2 ライフライン事業者の対策

復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県及び町災害対策本部と連絡を密にしながら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者と連携し、被害箇所の応急復旧を行い、迅速な機能回復に努めます。

なお、各事業者が実施する対策は、県地域防災計画に定めるとおりです。

3 住民等への広報

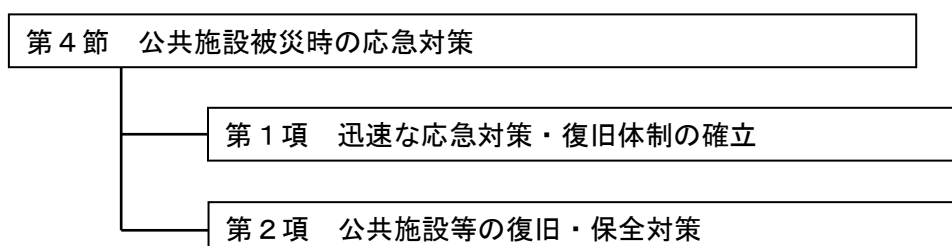
町は、上下水道施設の被害状況、断水・下水排除の制限状況、施設復旧の見通し等について、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、被災住民等の不安解消に努めます。

第4節 公共施設被災時の応急対策

【主幹課】 総務課(総務部)、健康福祉課(被災者支援部)、建設課(社会基盤対策部)、教育委員会(教育部)

住民の生命・身体を保護を図るため、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで、二次災害を防止します。

【対策の体系】



第1項 迅速な応急対策・復旧体制の確立

1 被害状況の把握と二次災害防止

公共施設の管理者は、緊急点検・巡視を実施し被害の拡大や二次災害を防止するとともに、連絡体制を密にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

2 危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止めや立入禁止等の応急的な安全確保対策を施したうえで、ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知します。

第2項 公共施設等の復旧・保全対策

1 公共土木施設の応急復旧計画

(1) 道路・橋梁

管理者は、緊急輸送道路等の確保を図るとともに、災害復旧を進めるうえで重要な道路については、被災後速やかに被害状況を把握し、障害物除去、応急復旧工事に着手します。

管理者、警察、消防及び自衛隊は、関係事業者等の協力を得て必要な措置をとります。

(2) 河川、海岸

管理者は、河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、早期の被害状況の把握に努め、関係事業者等の協力を得て速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防止します。

(3) 砂防

管理者は、風水害等発生後には、二次災害を防止するため、既設の砂防ダム等設備の被災状況を点検します。また、地震に起因する山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施します。

2 町が管理する公共施設等

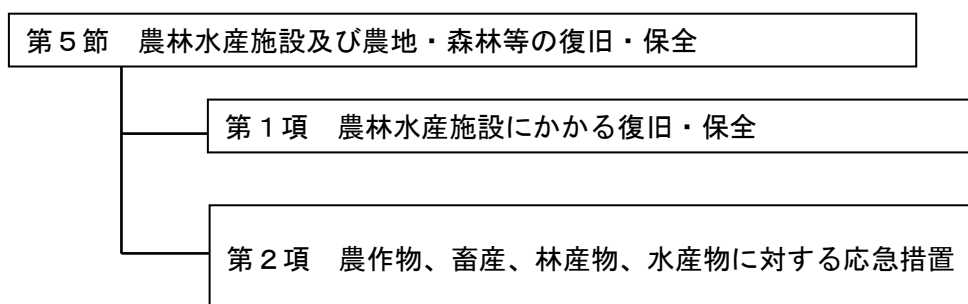
町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等は、被災後速やかに被害状況を把握し、早期の機能回復を図るため、応急措置を行うとともに、応急復旧工事に着手します。また、町独自の応急復旧が困難な場合は、県に応援要請を行います。

第5節 農林水産施設及び農地・森林等の復旧・保全

【主幹課】 農林水産課（社会基盤対策部）
【関係課】 建設課（社会基盤対策部）

町及び農林水産関連団体・機関は、災害による農林水産施設及び生産物に対する被害の軽減及び拡大を防止します。

【対策の体系】



第1項 農林水産施設にかかる復旧・保全

1 農林水産施設の応急対策

町は、施設の被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行うとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めます。

特に、防災重点ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、速やかに点検を行い、避難対策や応急措置等を実施します。

2 林道施設

町は、災害の発生により林道施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、必要な措置を講じるとともに、事後の復旧が速やかに進行するように努めます。また、独自で応急復旧が困難な場合は、県に応援要請を行います。

第2項 農作物、畜産、林産物、水産物に対する応急措置

1 農作物に対する応急措置

（1）稲種子の確保

県と連携を密にし、稲種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、県を通じて国に災害応急用種子の斡旋を依頼し、確保を図ります。

（2）柑橘や水稻などの病虫害の防除

ア 町は、被災地の植物防疫についての計画を策定し、実施します。

イ 町、県及び農協は、連絡を密にして防除組織の強化を図ります。

ウ 防除の方法は、実施責任者（町長）の指示に基づき一斉に行うものとし、防除の基準は特別の指示のない限り県の定める病虫害防除基準によります。

エ 防除器具は、町において整備します。

オ 農薬については、農協等と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬を確保します。

2 畜産に対する応急措置

町は、災害時における家畜伝染病の予防とまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止に努めます。

(1) 家畜伝染病防疫対策

町は、県が家畜防疫員を指揮して実施する、被災地における家畜伝染病予防業務に協力します。

(2) 一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農協を主体に獣医師会の協力により治療します。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施します。

(4) 消毒薬等の確保と斡旋

救助法が適用された場合は、家畜伝染病予防法の規定により、伝染病発生に伴う必要消毒薬品については県が確保し、一般疾病の治療に必要な医薬品については県に斡旋を要請します。

3 林産物に対する応急措置

町は、災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除に努めます。

(1) 山林種苗の供給

ア 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努めます。

イ 被災造林地については、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図ります。

(2) 病虫害の防除

被災木は害虫の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努めます。

(3) 風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、県及び森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等を行います。

4 農協、森林組合、漁協等との連絡体制

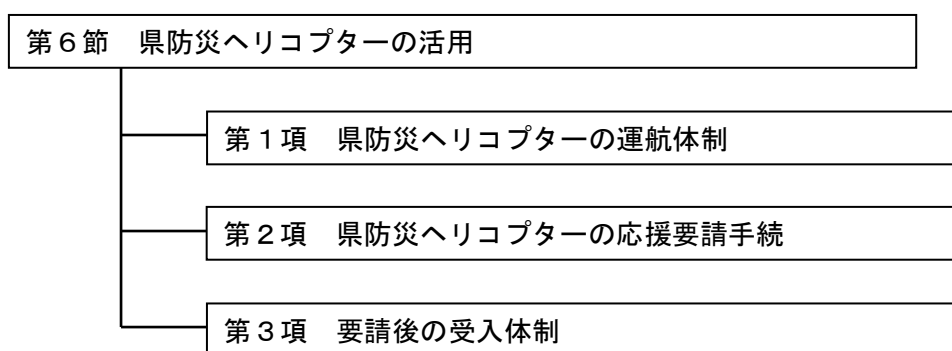
町は、被害の状況等について農協、森林組合、漁協等と連携して把握に努めるとともに、応急措置についての状況や県の指示等については電話連絡若しくは会議の開催等の方法で連絡調整するものとします。

第6節 県防災ヘリコプターの活用

【主幹課】 災害対策本部事務局

風水害の発生により、町内で甚大な被害が発生し、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出、救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行います。

【対策の体系】



第1項 県防災ヘリコプターの運航体制

県防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター支援協定」の定めるところにより、町及び消防機関が運航を要請します。また、緊急を要する場合は、町及び消防機関の要請の有無に関わらず、出動し、目視による情報収集のほか、ヘリコプターテレビ電送システムを用いた情報収集等の活動を行い、効果的な被害情報の収集及び共有を行います。

主な活動内容

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 災害応急対策活動要員、資機材の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 救援物資等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- (7) その他、災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第2項 県防災ヘリコプターの応援要請手続

町及び消防機関は、知事に対し県防災ヘリコプターの支援要請を次のとおり行うものとします。

1 支援要請の原則

町及び消防機関は、現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、県防災ヘリコプターの支援を要請するものとします。

- (1) 災害が、隣接市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町及び消防機関等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ県防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、県防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとしますが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出します。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

第3項 要請後の受入体制

町及び消防機関は、県防災ヘリコプターの派遣を要請した場合には、県防災ヘリコプターが円滑に活動できるよう、直ちに次の準備等を行います。

- (1) 町及び消防機関の連絡責任者の決定
- (2) ヘリコプター離着陸場の確保
- (3) その他応援要請内容に応じた必要な措置

第3章 救助・救急及び医療・救護活動

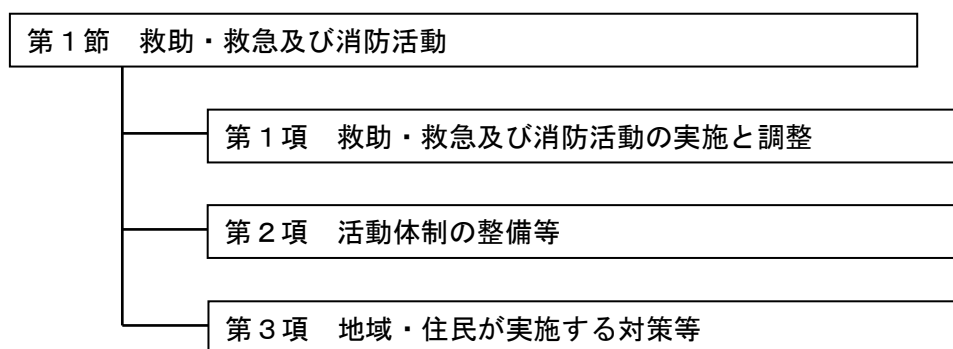
第1節 救助・救急及び消防活動

【主幹課】	災害対策本部事務局
【関係課】	税務課（総務部）
【関係機関等】	消防団

大規模災害が発生した場合、救助を要する者が多数発生し、消防や警察等のみの力では救助することができないことが想定されます。

そのため、自主防災組織等を中心とした住民自身が、災害からの避難と可能な限りの出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を行うとともに、救助活動に参加します。

【対策の体系】



第1項 救助・救急及び消防活動の実施と調整

1 救助・救急活動の実施

- (1) 町は、医療機関、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て、救助・救急活動を実施します。また、住民の相互支援を呼びかけます。
- (2) 町は、町単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は、県や他の市町へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたります。
- (3) 町は、住民や事業所に出火防止と初期消火活動の徹底について呼びかけるとともに、消防団と一体となって避難の安全確保及び延焼防止を行います。
- (4) 町は、医療機関等の協力を求めて救急活動を行います。

2 消火活動の実施と応援・受援

(1) 消火活動の実施

町は、同時多発火災による被害を軽減するための消防活動の主体として、管内で火災等の災

害が発生した場合に、住民に対し、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行います。

また、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行うなど迅速に対応します。

(2) 協定に基づく応援要請

町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合には、県、市町、及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請します。

町は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請します。また、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとします。

(3) 協定に基づく応援出動

町は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合に、県内相互応援隊を編成・応援出動するとともに、関係機関との連携を図ります。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動します。

第2項 活動体制の整備等

1 活動拠点の確保

町は、県と連携して医療機関、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の応援部隊やその他の救助及び消防救急活動に必要な施設、空地等を確保します。

2 資機材の調達等

救助活動等に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行し、発災直後の必要な資機材の緊急点検、整備、配備等を行います。また、必要に応じ、民間からの協力等により資機材を確保し、効率的な活動支援を行います。

3 惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。

第3項 地域・住民が実施する対策等

1 初期消火及び自主避難活動等の実施

(1) 被災地の住民や自主防災組織等は、災害が発生した場合には、被害が広域において同時に多発し、輸送路も麻痺し、被災地に赴くのに時間を要することから、救助及び消防救急関係機関が到着するまでの間、可能な限りの救助及び消防救急活動に努めます。

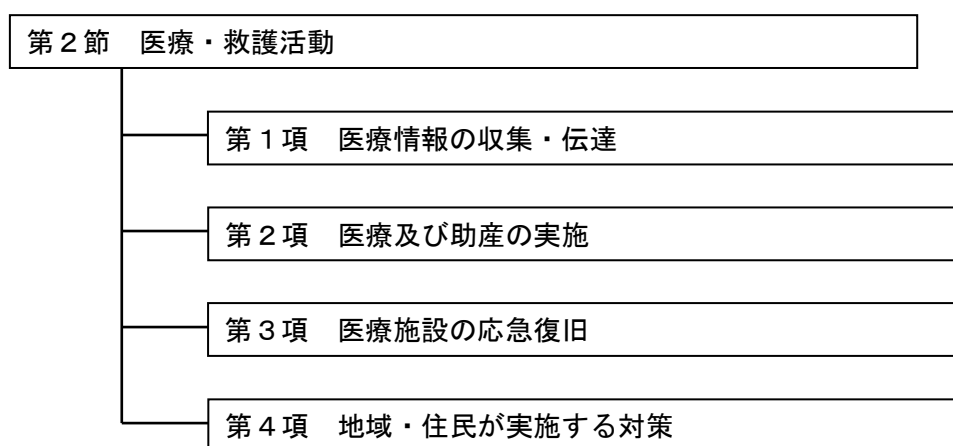
(2) 被災地の住民や自主防災組織等は、迅速な避難と可能な限り出火防止、初期消火及び延焼拡大防止に努めます。

第2節 医療・救護活動

【主幹課】 健康福祉課(救援・救護部)
【関係課】 災害対策本部事務局

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者等が同時に発生し、医療・救護の需要は膨大なものとなりますが、このような場合でも、町及び医療・救護活動関係機関は、的確に医療・救護活動を行い、被災者の生命、身体の保護に努めます。

【対策の体系】



第1項 医療情報の収集・伝達

医療施設の被災状況、負傷者等の収容状況の情報を迅速に把握、伝達に努めます。

第2項 医療及び助産の実施

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではありませんが、おおむね次の方法によるものとします。

1 医療救護班等の派遣による実施

災害現場において、医療活動を実施する必要がある場合には、実施責任者（町長）は、紀南医師会及び南紀歯科医師会、紀南薬剤師会等の協力を得て医療救護班を編成します。また、紀南医師会と協議し、あらかじめ定めた場所の中から救護所を設置します。

医療救護班は、必要に応じて医療施設を利用して実施することができることとし、町長は、あらかじめ医療施設の利用について施設管理者と協議しておくものとします。

救護所では、医療のトリアージ、応急措置、周辺医療機関への搬送指示、遺体の一次収容等を行います。

救護所において行われるトリアージは、医師等により行い、「保留群（緑）」、「準緊急治療群（黄）」、「緊急治療群（赤）」、「死亡群（黒）」の4分類とします。

2 医療機関による実施

実施責任者は、医療救護班が到着するまでの間又は被災地の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関と協議して、平常時の取扱に準じて実施することができることとします。

3 患者搬送及び収容の実施

- (1) 実施責任者は、医療救護班等に対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施します。
- (2) 被災地周辺の救急病院等で医療を実施できない場合には、県内及び他都道府県に対し、患者の一時避難先の確保を要請し、受入可能な地域への移送を行います。

4 応援等

実施責任者は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県地方災害対策部（熊野地方部）に医療救護班等の派遣要請を行います。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町に医療救護班等の派遣要請を行います。

5 傷病者の搬送

- (1) 町は、救急車及び救急隊員等の出動を消防機関等に依頼し、傷病者を医療機関等に搬送します。
- (2) 傷病者搬送用の車両が不足するときは、第5部 第2章 第2節「緊急輸送手段の確保」によるものとします。
- (3) 緊急性があり、車両による搬送が困難な場合には、知事に対し防災ヘリコプターの派遣を要請します。

6 医薬品等の確保

町は、災害時における医薬品等が円滑に供給できるよう、関係機関、関係団体等と緊密な連携を図り確保に努めます。

第3項 医療施設の応急復旧

1 公共病院診療所施設の応急復旧

町は、公共の病院、診療所の災害については、早期に応急復旧を図るよう努めます。

2 応急復旧用物資の優先供給

町は、医療機関の応急復旧に必要な自家発電用の燃料や水等について、関係機関に対して優先供給を依頼します。

第4項 地域・住民が実施する対策

1 食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間を受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」、「薬」を適切に管理し、摂取することとします。

第4章 緊急避難対策

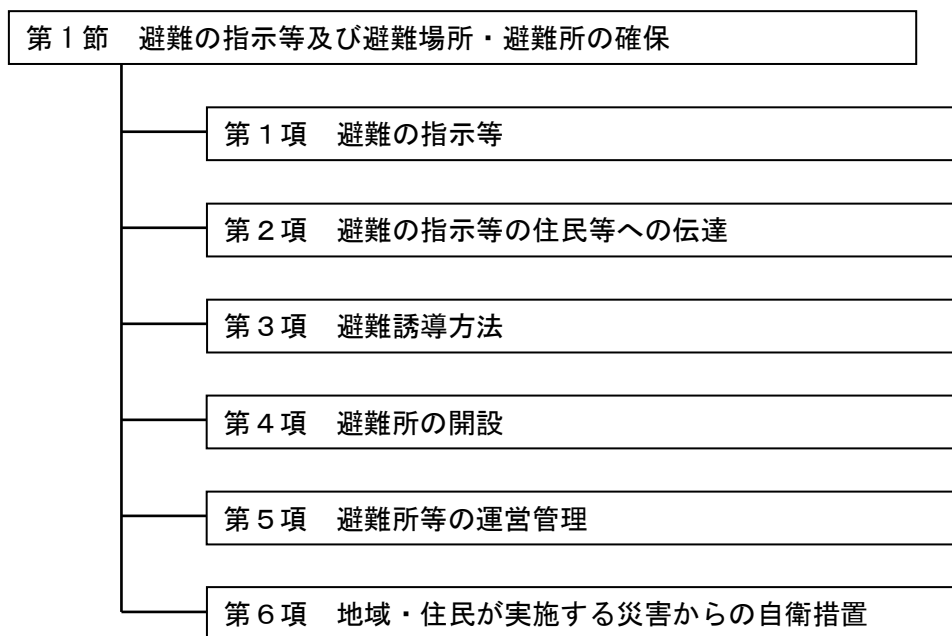
第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保

【主幹課】 災害対策本部事務局、総務課(総務部)、税務課(総務部、被災者支援部)、住民課(総務部・被災者支援部)、健康福祉課(救援・救護部、被災者支援部)
【関係機関等】 消防団

大規模災害発生時には、多数の被災者が生じることが想定されるため、町及び防災関係機関等は、迅速かつ的確な避難誘導を実施し、人命被害の軽減を図ります。

また、避難所の開設・運営に関しては、要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう支援します。

【対策の体系】



第1項 避難の指示等

1 町長による発令

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合、土砂災害防止法第29条に基づく土砂災害緊急情報が通知され人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、町長は速やかに当該地域住民に対して〔警戒レベル4〕避難指示の発令等により避難のための指示を行います。

また、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策

を行うとともに、当該地域住民が警戒避難し得るよう、周知のための必要な措置を講ずるほか、海岸付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水のおそれがある場合についても同様の措置をとります。

町長は必要に応じて警戒区域を設定し、危険な場所への住民の立ち入りを制限します。

- (1) 町長は、必要が認められるときは、基本法第 60 条により、避難対象地域に対し、避難指示等を発令します。発令を行った場合、町長は、速やかにその旨を知事に報告するものとします。発令の解除についても同様とします。
- (2) 町長不在時における避難指示等の発令・解除は、町災害対策本部の職務代理の順位により行うものとします。

2 避難指示等の内容

避難指示等は、次の項目から必要な情報を明示して行います。

- (1) 要避難対象地域
- (2) 避難場所
- (3) 避難理由
- (4) 避難経路
- (5) 避難時の注意事項等

3 「警戒レベル 3」高齢者等避難の発令

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「警戒レベル 3」高齢者等避難を必要に応じて発令します。
(基本法第 56 条)

4 町長以外の発令措置

- (1) 知事の指示

災害の発生により町の行政機能が著しく低下し、町長が避難指示等を行うことができなくなったときは、町長に代わり知事が避難指示等を発令します。

- (2) 警察官又は海上保安官の発令措置（基本法第 61 条）

ア 町長が指示できないと認められるとき又は町長から要求があったときは、町長の職権による発令措置を行います。この場合には、直ちにその旨を町長に通知します。

イ 災害による危険な事態がある場合、警察官は、その場の危険を避けるため、その場に居合わせた者を避難させます（警察官職務執行法第 4 条）。この場合、その旨を公安委員会に報告します。

ウ 災害による危険を防止するため特に必要がある場合において、町長が現場にいないとき、又は町長から要求があったときは、警察は、警戒区域を設定します。この場合、直ちにその旨を町長に通知します。

エ 海上保安官は、警察官の措置に準じます。

(3) 地すべり、洪水のための指示等（地すべり等防止法第 25 条、水防法 29 条）

ア 地すべり、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退きを指示します。

イ この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ 降雨等による土砂災害等の危険がないか速やかに土砂災害警戒区域のパトロールを実施し、その結果危険性が高いと判断された箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の応急対策を行うとともに、町長へ連絡します。

エ ただし、津波等により作業に従事する者の安全が確保できない場合はこの限りではなく、直ちに避難をすることを優先します。

(4) 自衛官の措置（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合に、その場にいる者を避難させます。

5 警戒区域の設定

(1) 実施者

ア 本部長（町長）、町職員（基本法第 63 条）

イ 消防団長、消防団員、消防職員（水防法第 21 条）

ウ 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

エ 警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合）

オ 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条第 3 項、町長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

(2) 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいいます。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の 3 点です。

ア 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものです。

イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多いです。

ウ 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定があります。

(3) 住民等への周知及び避難先の指示

警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、住民等及び防災関係機関に対してその内容を周知し、避難先を指示します。

第2項 避難の指示等の住民等への伝達

1 避難指示等の周知徹底

町長は、避難指示等を発令したとき、又はその通知を受けたときは以下のとおり避難の周知徹底を図ります。

(1) 関係機関相互の通知及び連絡

町長及び町長以外の避難指示等発令者は、避難のための立退きを指示し、あるいは指示等を承知したときは、第1章第2節「通信機能の確保」に定めるとおり、防災関係機関に通知又は連絡し、住民等への避難指示等の徹底を図るための協力体制を速やかに構築します。

(2) 住民等への周知

第1章第4節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」に定めるとおり、防災関係機関と協力して、以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図ります。

ア 町防災行政無線（同報系）等による周知

イ 消防車、広報車による周知（ただし、津波被害のおそれのある地区には立ち入らない。）

ウ 県防災ヘリコプターの活用による周知（県への支援要請）

避難の周知につき必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、県防災ヘリコプターの要請をすることができます。

エ 放送関係機関への放送要請（県を通じて）

避難の周知に必要と認められる場合は、県災害対策本部に対し、放送関係機関への放送を要請します。

(3) 避難行動要支援者等への周知

避難行動要支援者及び高齢者、障がい者、観光客、外国人等に対する避難情報の周知に努めます。

2 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次のとおりです。

警 鐘	乱 打		
余いん防止付 サイレン信号	1 分	1 分	1 分
	5 秒	5 秒	

信号にあたっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

第3項 避難誘導方法

1 避難場所等への避難

避難場所等への避難にあたっては、自主防災組織等による防災訓練や地区防災計画等に沿って、速やかな避難を実施します。

(1) 避難の順序

避難の誘導にあたっては、避難行動要支援者等を優先して行います。

その際、避難行動要支援者の情報把握については避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等を使用して行うものとし、社会福祉施設関係者等を含め、民生委員や地域住民と連携して行います。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難所等への誘導に努めます。

(2) 移動方法

避難は、避難者が個々に行い、自力歩行を原則とし、避難者が自力により避難が不可能な場合に限り、車両等によって行います。

一般の歩行可能な人の避難における車両利用は、地区防災計画等で地域の合意形成がなされている場合については、車両での避難を含め誘導します。

2 避難者の大規模移送

(1) 被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は県地方災害対策部（熊野地方部）に、避難者移送を要請します。

(2) 事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町及び警察署等に連絡して実施します。

3 携帯品の制限

避難誘導者は、避難にあたっての携帯品を必要最小限にするよう指示するなど、円滑な避難がなされるよう指示します。

第4項 避難所の開設

1 避難所に収容する対象者

町は、住居が全壊（焼）、半壊（焼）又は流失等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、道路の通行不能や交通機関の停滞等により帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容します。

(1) 災害によって現に被害を受けた者

ア 住宅が全壊（焼）、半壊（焼）又は流失等の被害を受け、日常生活する住居等を失った者

イ 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

(2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア 避難指示が行われた場合

イ 避難指示は行われていないが、緊急に避難することが必要である場合

(3) 帰宅困難者（通勤者・旅行者等）

帰宅が困難になった者が町内に滞留した場合、避難誘導し、避難所等を確保します。

(4) 在宅避難者

避難所に入れない人々や、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない人々（在宅被災者）等を含みます。

(5) その他本部長が必要と認めた者

2 避難所の開設

(1) 町は、各避難所が作成している避難所運営マニュアルに沿って避難所を設置します。

(2) 必要に応じて避難所に併設して、又はあらかじめ協定を締結した社会福祉施設等に福祉避難所を開設します。

(3) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を考慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、宿泊施設等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

(4) 災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないときには、県及び近隣市町と協議し、隣接市町に住民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置します。

(5) 避難所を開設したときは、その旨を防災行政無線等を通じて住民に広報します。

(6) 避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料、生活必需品等の調達、確保に努めます。

3 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況について、次により知事に報告します。

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び収容人員

(3) 開設期間の見込

第5項 避難所等の運営管理

1 避難所の運営管理方針

町は、各避難所が作成している避難所運営マニュアルに沿って運営管理します。

2 運営管理の留意点

(1) 町は、避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等運営管理について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し協力を求めるものとします。

(2) 介護を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対し十分配慮した運営に努めます。また、必要と認められる者については、順次、福祉避難所に移送します。

(3) 避難所の運営に積極的に女性の参画を求め、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

(4) 食料等の配布にあたり、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などの活用を図ります。

- (5) 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮します。
- (6) 避難所における生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を把握するため、保健師などの活用を図ります。
- (7) 避難所の開設期間をできる限り短期間となるよう努めます。
- (8) 破損等により自宅に戻れない避難者について、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても応急仮設住宅や公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、できる限り短期間の開設となるよう努めます。
- (9) 帰宅困難者について、交通機関が停滞しているときは、一斉帰宅を抑制するとともに、状況に応じて早期の帰宅を促します。
- (10) ペット同行の避難者に対して、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努めます。ペットの飼い主は、平常時から同行避難に備えた対策（ペットのしつけ、ペット用避難用具・食料等の準備等）を行います。
- (11) 避難所外避難者の把握に努めるとともに、避難所外避難者に対しても、情報の伝達、食料等の救援物資の配布、いわゆるエコノミークラス症候群対策等の健康管理方法に配慮した対応に努めます。
- (12) 感染対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を減らすことや一人当たりの占有スペースの確保、体調管理、ゾーン分け等に努めます。

3 避難所における地域や避難者の協力

- (1) 避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力するよう心がけます。
- (2) 避難所の運営にあたっては、健全な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力します。
- (3) 自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに自宅避難に切り替えるとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努めます。

4 救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第6項 地域・住民が実施する災害からの自衛措置

1 適切な避難行動の判断

町から〔警戒レベル4〕避難指示等が発令された場合、若しくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合等には、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、最寄りの避難場所等に避難する、自宅の2階等安全な場所に退避するなど、各自の判断によって安全を確保するために適切な避難行動をとります。

2 住民の協力による避難行動の促進

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難します。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ないケースについては、自家用車等で避難を行います。

3 避難行動要支援者の避難支援

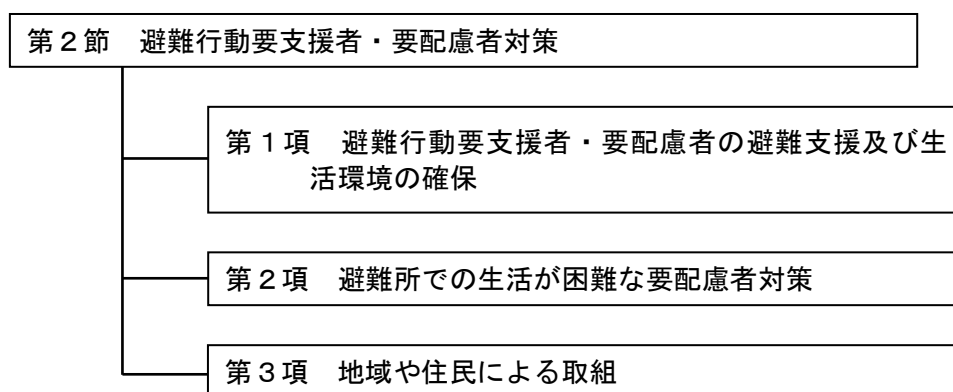
洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、〔警戒レベル3〕高齢者等避難が発令されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努めます。避難行動要支援者の個別避難計画を作成している場合は、計画に沿った支援に努めます。

第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策

【主幹課】 災害対策本部事務局、健康福祉課（被災者支援部）、税務課（総務部、被災者支援部）、住民課（総務部、被災者支援部）

要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を把握し、関係機関等への情報提供や共有を図り、被災施設や要配慮者のニーズに応じた支援体制を整備します。
また、地域や住民は、町が作成する避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者の安全確保や避難の協力を努めます。

【対策の体系】



第1項 避難行動要支援者・要配慮者の避難支援及び生活環境の確保

1 避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に基づき、発災後速やかに避難行動要支援者の避難行動支援等を行います。

2 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保を図ります。

3 要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況の把握に努め、関係機関等への情報提供や共有を図ります。

第2項 避難所での生活が困難な要配慮者対策

1 避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送します。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保します。

2 要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行います。

第3項 地域や住民による取組

1 地域住民等による取組

地域住民や自治会、自主防災組織等は、町、防災関係機関等、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用する等により、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援します。

また、町及び各避難所の避難所運営マニュアルに沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施します。

2 避難行動要支援者及び保護責任者の対策

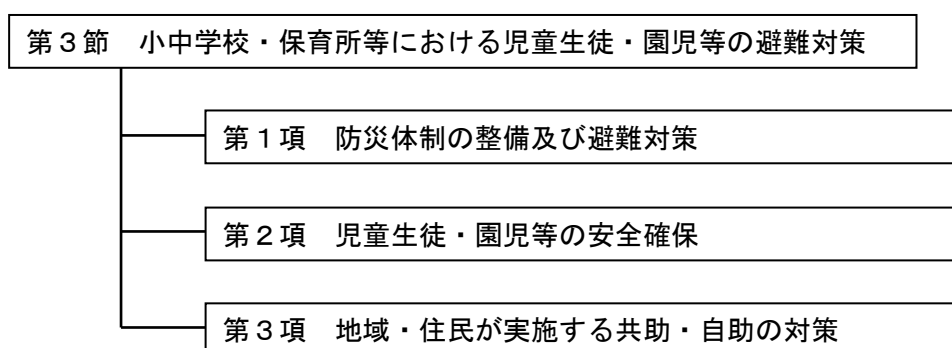
避難行動要支援者及び保護責任者は、地域住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保します。

第3節 小中学校・保育所等における児童生徒・園児等の避難対策

【主幹課】 教育委員会（教育部）、健康福祉課
（被災者支援部）

風水害等発生時は、児童生徒・園児等の安全確保を最重要活動方針とし、小中学校・保育所等における災害対策の周知徹底と防災訓練の強化により、教職員・保育士等は迅速かつ適切な行動を行います。

【対策の体系】



第1項 防災体制の整備及び避難対策

小中学校・保育所等における児童生徒・園児等の集団避難については、次の避難方針のとおりとし、慎重にして安全な避難を実施します。

1 防災体制の整備

実施責任者は、小中学校は校長、保育所等は所（園）長とします。

2 避難誘導の要領、措置

- （1）実施責任者は、小中学校及び保育所等の避難計画をもとに避難を実施します。
- （2）実施責任者は、避難誘導の状況を町災害対策本部に報告します。
- （3）実施責任者は、台風等気象情報を踏まえた早急かつ確実な避難を実施します。

第2項 児童生徒・園児等の安全確保

1 在校（園）時の安全確保

（1）児童生徒・園児等の避難

実施責任者は、予・警報等の発表等気象情報や災害の発生状況から、施設内にとどまること
が危険であると判断したときは、直ちに教職員・保育士等全職員で児童生徒・園児等を掌握し、
あらかじめ定める避難場所へ避難させます。

(2) 児童生徒・園児等の安否確認

児童生徒・園児等の安全が確保された場合は、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

2 登下校時の安全確保

登下校時に人的、物的被害が見込まれる災害が発生した場合、あらかじめ定めた登下校時の情報収集伝達方法、保護者との連絡方法等により、登下校中の児童生徒等の安否確認を行い、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

3 夜間・休日等における児童生徒・園児等の安否確認

(1) 校長、所（園）長及び教職員・保育士等の参集等

小中学校の校長及び学校防災計画であらかじめ指定された教職員、又保育所等の所（園）長等は、災害発生を確認次第、参集基準に従い登校（園）し、施設が被災している場合には応急措置を行う等被害の拡大防止に努めます。

(2) 児童生徒・園児等への連絡による安否確認

実施責任者は、災害により地域に人的・物的被害が見込まれる場合は、児童生徒・園児等の保護者等に連絡を取り、安否及び所在を確認し、町災害対策本部に対し安否情報を報告するとともに、行方不明者等がいる場合は警察、消防等に通報します。

4 学校・保育所等の施設の被害状況の把握と公表

(1) 町災害対策本部は、小中学校及び保育所等の人的及び物的被害の状況を収集し、整理します。

(2) 児童生徒・園児等の保護者に対し、メール等を活用して安否情報や避難状況等を提供するとともに、ホームページ等により被害状況等の公表に努めます。

第3項 地域・住民が実施する共助・自助の対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域住民や自主防災組織等は、小中学校及び保育所等と協力し、地域社会全体で児童生徒・園児等の安全確保に努め、総力を傾けて児童生徒・園児等の救出・救助にあたります。

第5章 特定自然災害対策

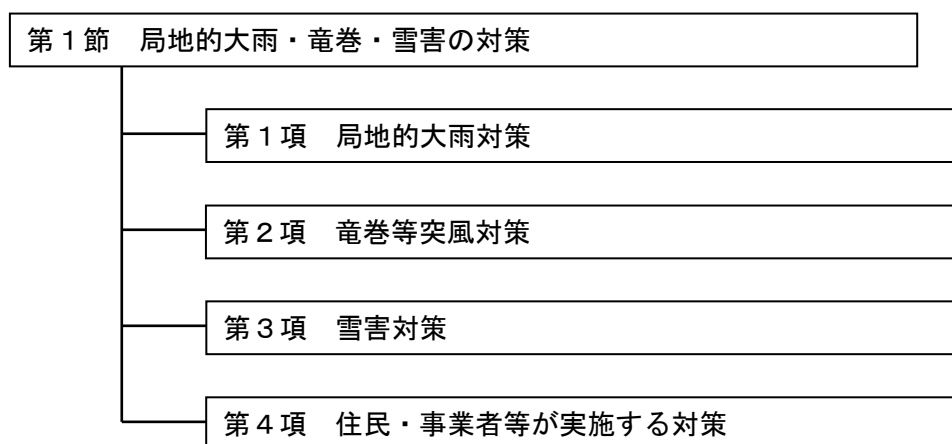
第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策

【主幹課】 災害対策本部事務局
【関係課】 建設課（社会基盤対策部）

台風・気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を収集し、住民等に適切かつ速やかに情報提供を行います。

また、収集した情報をもとに、災害の可能性に応じて必要な防災対策を実施します。

【対策の体系】



第1項 局地的大雨対策

積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降りはじめから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や道路のアンダーパスが冠水するといった災害が発生することがあります。

また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間にわたり降り続くため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがあります。

このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じます。

1 県や防災関係機関との情報共有

町は、災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、避難指示等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じます。

2 住民への注意喚起

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、収集した情報を住民等へ周知するよう努めます。

3 道路の適切な管理

町管理の道路について、浸水時における通行止め等による安全確保対策を講じます。

第2項 竜巻等突風対策

竜巻は、突発的に発生することから、その発生を予測することが難しい一方で、風速 70m/s 以上にも達することがある猛烈な風により、進路にあるものを巻き上げながら移動することから、建築物の破壊や飛来物の衝突などの甚大な被害を生じるおそれがあります。

このため、竜巻が発生する可能性が高まった場合、又は竜巻が発生した場合には、以下の対策を講じます。

1 住民への注意喚起

気象庁が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達するよう努めます。

2 避難所の開設及び運営

竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容します。

3 災害がれき処理

町災害廃棄物処理計画に基づき、災害復旧のために最優先されるもの、人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬し、迅速な処理処分を行うための体制に基づき作業を行います。

第3項 雪害対策

山間部を中心に大雪が発生した場合、道路の交通障害や停電などの影響が生じるおそれがあるため、雪害が発生した場合には、以下の対策を講じます。

1 住民への注意喚起

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促します。

2 適切な道路管理と交通対策

道路管理者、県警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図ります。

車両滞留が発生した場合には、基本法第 76 条の 6 の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講じます。

3 防災関係機関との協力

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保します。

第4項 住民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難指示等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、住民や事業者等が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることが重要となっています。

1 局地的大雨対策

(1) 局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

住民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る。）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・がけ・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講じます。

(2) 局地的大雨からの避難対策

住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動をとります。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、高層階の山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講じます。

(3) 建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講じます。

2 竜巻等突風対策

(1) 竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

住民・事業者等は、竜巻等突風局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、＜気圧の変化で＞耳に異常を感じる。）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講じます。

(2) 竜巻等突風からの避難・防護対策

住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜巻等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動をとります。

ア 屋内での退避行動

- ・ 窓やドア、外壁から離れる。
- ・ 家の一階で中心部に近い、窓のない部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
- ・ 浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

イ 屋外での退避行動

- ・ コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
- ・ 駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
- ・ 車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

3 雪害対策

(1) 大雪に関する防災気象情報等の活用

住民・事業者等は、気象台が発表する大雪注意報・警報や 12 時間降雪量等により大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努めます。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着します。

(2) 雪害からの防護対策

住民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講じます。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により 2 人以上で作業を行うよう努めます。

第5部 被災者支援・復旧対策

第5部 被災者支援・復旧対策

第5部の被災者支援・復旧対策の構成

章	節
第1章 災害対策本部 活動体制の確保	第1節 災害対策本部の継続・廃止 第2節 災害救助法の適用
第2章 避難者支援等 の確保	第1節 避難所の運営 第2節 緊急輸送手段の確保 第3節 救援物資等の供給 第4節 給水活動 第5節 ボランティア活動の支援 第6節 防疫・保健衛生活動 第7節 災害警備活動 第8節 行方不明者の捜索及び遺体の取扱
第3章 社会基盤施設 等の復旧・保全	第1節 公共施設等の復旧・保全 第2節 農作物等の被害軽減対策 第3節 ライフライン施設の復旧・保全 第4節 流木等漂着物対策
第4章 復旧に向けた 応急対策	第1節 廃棄物対策活動 第2節 住宅の保全・確保 第3節 文教等対策 第4節 中小企業・農林漁業復旧対策 第5節 災害義援金等の受入・配分
第5章 復旧・復興対 策	第1節 災害復旧事業にかかる財政支援 第2節 被災者の生活再建に向けた支援

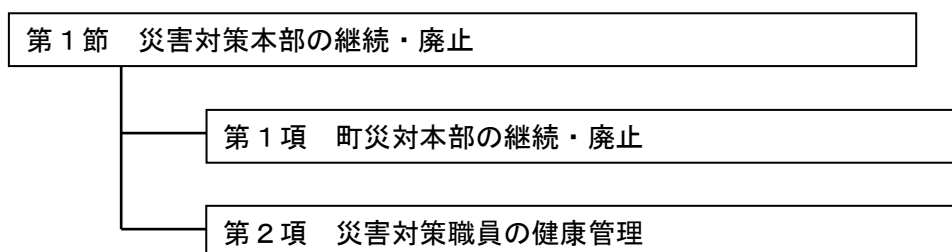
第1章 災害対策本部活動体制の確保

第1節 災害対策本部の継続・廃止

【主幹課】 災害対策本部事務局、総務課（総務部）

災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、災対本部の設置を継続します。
なお、災対本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮します。

【対策の体系】



第1項 町災対本部の継続・廃止

1 町災対本部の継続

「2 町災対本部の廃止」の状況にあると認められない場合は、町災対本部を継続し、県、関係機関と連携を図るとともに、情報収集等必要な対応に努めます。

2 町災対本部の廃止

町災対本部は、所管区域に被害が拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したときに廃止します。

第2項 災害対策職員の健康管理

1 連続勤務制限

各課の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないように、必要に応じて交代で休憩をするなど、適切な健康管理に努めます。

2 こころのケア

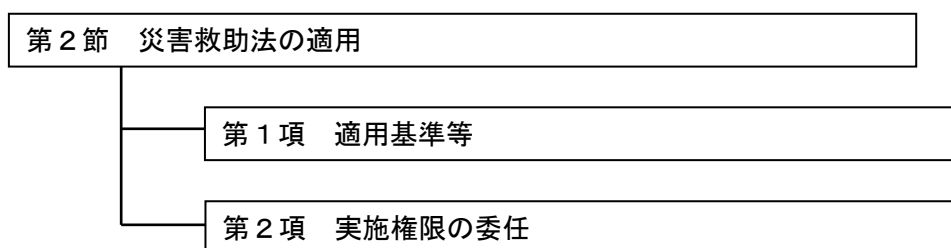
災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講じます。

第2節 災害救助法の適用

【主幹課】 総務課（総務部）

町は、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続を行います。

【対策の体系】



第1項 適用基準等

1 適用基準

救助法の適用基準は、災害救助法施行令（以下本節において「施行令」という。）第1条に定めるところによりますが、本町における適用基準はおおむね次のとおりです。

（1）適用要件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

（2）適用基準

災害の程度が次の基準のいずれかに該当し、かつ被害者が現に救助を要する状態にあるとき、救助法が適用されます。

- ア 本町の住家の滅失した世帯の数が、「市町別適用基準」に定める数である40世帯以上に達したとき。（施行令第1条第1項第1号）
- イ 被害世帯数がアの基準に達しない場合でも、県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、本町の区域内の被害世帯数がアの世帯数の2分の1である20世帯以上に達したとき。（施行令第1条第1項第2号）
- ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県の区域内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、町の区域内で多数の住家が滅失したとき。（施行令第1条第1項第3号）
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（施行令第1条第1項第4号）

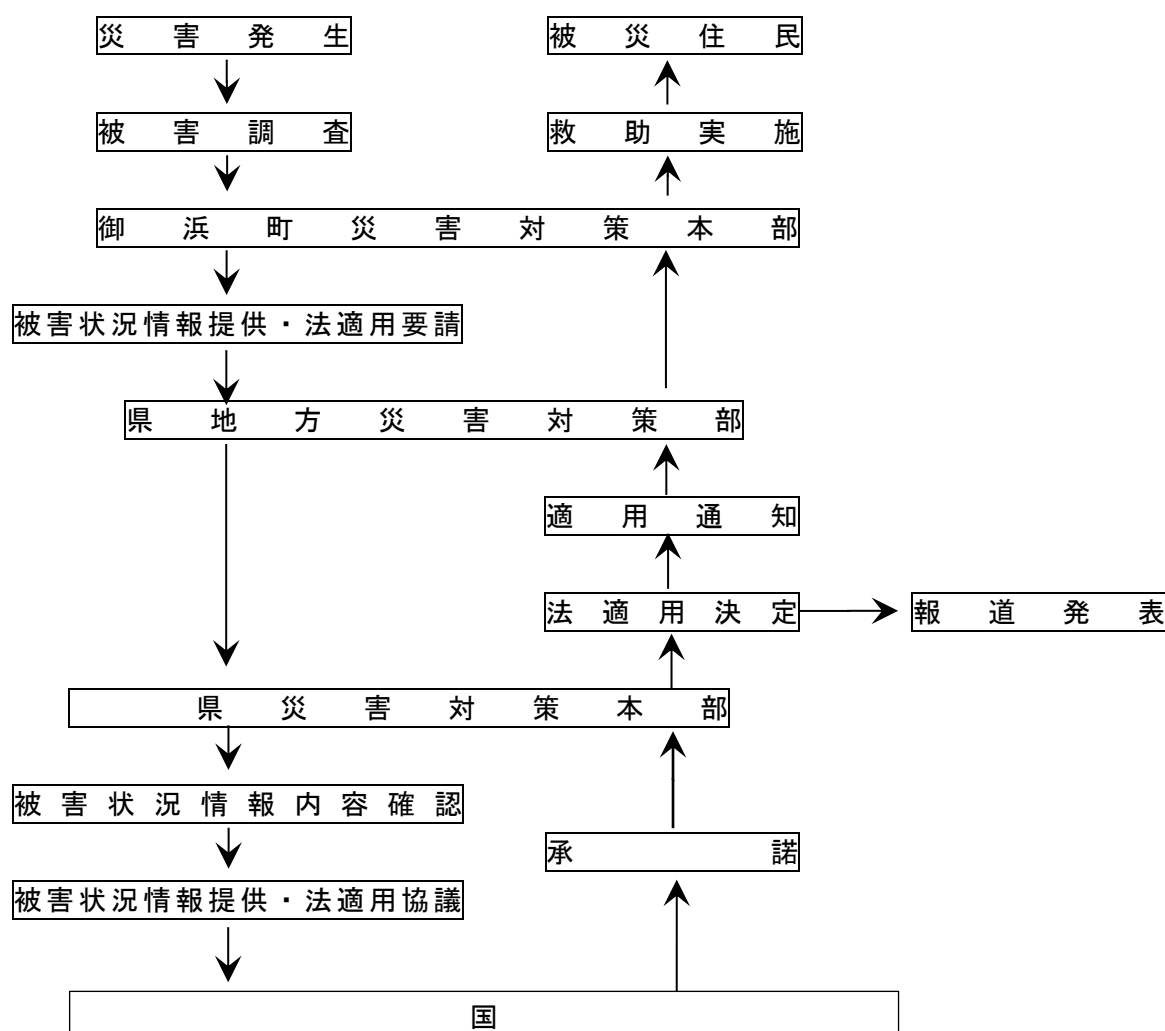
(3) 被災世帯の算定基準

- ア 全壊（焼）、流世帯は、1世帯とします。
- イ 半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とします。
- ウ 床上浸水、土砂の堆積等で一時的居住困難世帯は、3世帯をもって1世帯とします。

2 救助法の適用手続

- (1) 町の区域内における災害の程度が救助法の適用基準に達し、又は達する見込であるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとします。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、町長は直ちにその旨を知事に報告するものとします。

救助法適用に関する情報伝達系統



3 救助の種類

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 被害者の救出
 - (6) 被災した住宅の応急修理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (※)
 - (8) 学用品の供与
 - (9) 埋葬
 - (10) 死体の搜索及び処理
 - (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (※) 生業資金の貸付については、公的資金による長期かつ低利の貸付制度が整備・拡充されてきたことから、現在では運用されていません。

4 経費の支弁及び精算

災害救助法が適用になった場合の経費負担については、次のとおりとなっています。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

市町別適用基準

災害救助法施行令第 1 条第 1 項による

市町名	人口	世帯数	第 1 号	第 2 号
御浜町	8, 079	3, 711	40	20

(令和 2 年国勢調査を基礎)

第 2 項 実施権限の委任

知事から委任を受けた町長は、委任された救助の実施責任者となります。

第2章 避難者支援等の確保

第1節 避難所の運営

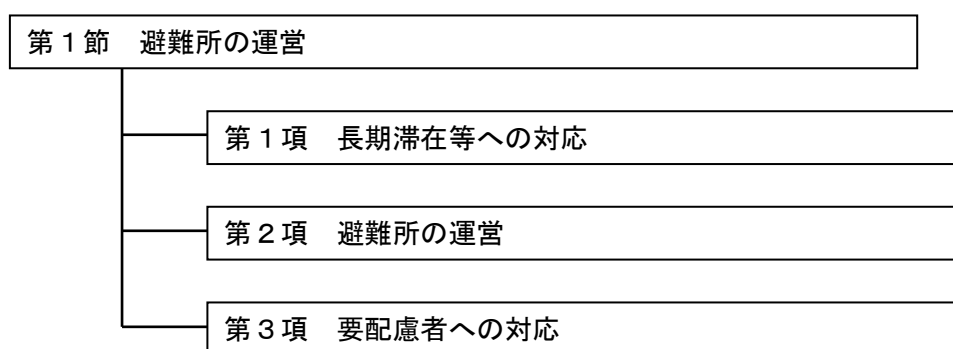
【主幹課】 災害対策本部事務局、総務課(総務部)、税務課(総務部、被災者支援部)、住民課(被災者支援部)、健康福祉課(救援・救護部、被災者支援部)

【関係機関等】 消防団

県内市町等と協力して広域的な避難対策に取り組みます。

また、要配慮者をはじめとする避難所への入所者の安全・安心が確保され、男女のニーズに配慮した避難所づくりを支援します。

【対策の体系】



第1項 長期滞在等への対応

1 長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整します。

2 隣接市町への避難受入要請

災害の様相が深刻で、町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、県を通じ、隣接市町に住民の受入を要請します。

3 再避難の実施

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講じます。

第2項 避難所の運営

「第4部 第4章 第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保 第5項 避難所等の運営管理」に準じます。

第3項 要配慮者への対応

高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活については、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がけます。

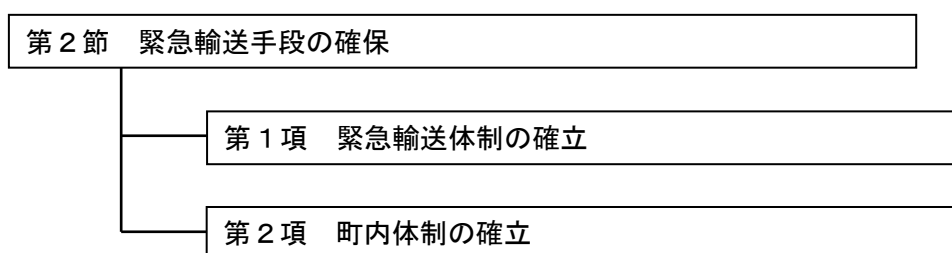
また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士、災害支援ナース等専門職を派遣します。

第2節 緊急輸送手段の確保

【主幹課】 災害対策本部事務局、
総務課（総務部）、建設課（社会基盤対策部）

大規模災害が発生した場合、大きな被害が想定され、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となるため、町は、これらの人員・物資等の緊急輸送手段及び輸送ネットワーク体制を確保します。

【対策の体系】



第1項 緊急輸送体制の確立

1 輸送車両等の確保

町は、町内において輸送車両等の確保を図りますが、町内で処理できない場合は、災害時における緊急輸送について県地方災害対策部（熊野地方部）を経由して知事（総括班）に車両その他の輸送力の確保、及び輸送、移送についての応援等を要請します。

2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行います。

- （1）貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送
- （2）ヘリコプター等による輸送
- （3）船舶等による輸送

第2項 町内体制の確立

1 町内の緊急輸送体制の確立

本町においては、国道42号（第1次）、国道311号及び町道紀南病院線（第2次）、県道鶴殿熊野線（第3次）が緊急輸送道路として指定されています。町は、警察等との連携により、国道42号と以下の防災上の拠点施設を結ぶ道路等の交通規制を実施するなど、必要な措置をとり、町内の緊急輸送体制を確立します。

- （1）町災害対策本部
- （2）ヘリコプター離着陸場
- （3）救援物資の集積場所

2 緊急輸送手段の確保

(1) 陸上輸送

ア 町が保有する車両の適正配置に努め、効率的な輸送を実施します。

イ 町有車両のみでは輸送力に不足が生ずる場合、住民及び事業者等が保有する車両を借り上げて実施します。

(2) 空中輸送

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合には、第4部第2章第6節「県防災ヘリコプターの活用」により、県に対して支援を要請します。

3 燃料の確保

町は、緊急通行車両等の燃料の確保に努めます。

4 道路情報の収集・伝達

町は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供します。

また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保します。

5 救助法が適用された場合

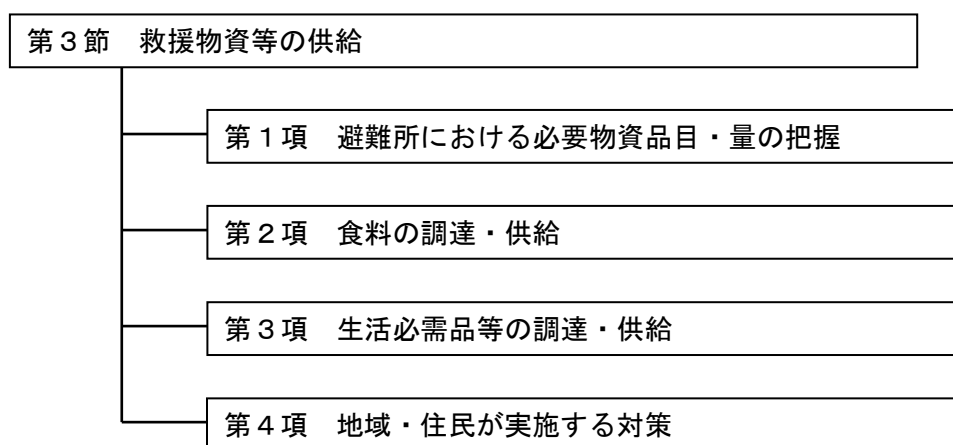
資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第3節 救援物資等の供給

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 【主幹課】 | 災害対策本部事務局、健康福祉課（救援・救護部、被災者支援部） |
| 【関係課】 | 税務課（被災者支援部）、住民課（被災者支援部） |

大規模災害発生時には、自力では食料及び生活必需品等が確保できない被災者が多数発生するとともに、商業施設等も大きな被害を被ることが想定されるため、町は、食料の確保が困難となった被災者に対し、速やかに食料の応急供給を行うとともに、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与します。

【対策の体系】



第1項 避難所における必要物資品目・量の把握

町は避難所等の物資の状況について情報収集を行い、調達が必要となる物資の品目・量を的確に把握することに努めます。

第2項 食料の調達・供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給します。

1 食料の調達

（1）食料の確保

町は、在宅並びに避難所の避難者に対し、各家庭の備蓄と町内業者等の協力による調達体制を確立します。

（2）応援要請等

町においてその供給が不可能であると判断した場合は、県に供給を要請し、県は食料の確保を行い、町に供給します。

また、「三重県市町災害時応援協定」等により協定締結市町に物資等の供給を要請するとともに、全国からの支援物資等を活用します。

(3) 要配慮者等への対応

ア 町は、要配慮者のニーズに応じた食料等について可能な限り確保・供給に努めます。

イ 通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等を有する者のために必要な食料、粉ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図り、その際には患者のプライバシーの保護に留意します。また、糖尿病や腎臓病患者等に対する食事については、可能な限りカロリーや栄養素等に配慮して提供することとします。

災害発生～12 時間以内	住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
災害発生 12 時間後～	協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
災害発生 24 時間後～	協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
災害発生 72 時間後～	住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

2 食料の供給

(1) 災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められるときは、町長がその責任において現品の購入又は引渡を受けて実施します。

(2) 食料の供給は災害の規模に応じて調整します。原則として、1日3回提供します。

3 救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第3項 生活必需品等の調達・供給

在宅並びに避難所の避難者に対し、備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給します。

1 実施体制

(1) 生活必需品等の給与又は貸与については、町が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて町長が実施するものとします。

(2) 供給対象者は災害によって日常生活に欠くことができない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無に関わらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者としてします。

(3) 町は、要配慮者のニーズに応じた生活必需品等について可能な限り確保・供給に努めます。

2 生活必需品の確保

(1) 生活必需品の確保

町は、被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、炊事道具、食器、日用品等の生活必需品等について現物をもって支給します。

(2) 応援要請等

町においてその供給が不可能であると判断した場合は、県に供給を要請し、県は生活必需品等の確保を行い、町に供給します。

また、「三重県市町災害時応援協定」等により協定締結市町に物資等の供給を要請するとともに、全国からの支援物資等を活用します。支給品目等は、災害発生からの経過時間に対応する供給を目指します。

(3) 要配慮者等への対応

町は、要配慮者等のニーズに応じた生活必需品等について可能な限り確保、供給に努めます。
また、社会福祉施設等に、避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄を図るよう啓発をします。

3 生活必需品の供給

- (1) 町は、救援物資を効率的に活用するため、町災害対策本部（被災者支援部）内に救援物資対策担当者を設置し、救援物資情報の一元的管理を行い、救援物資の適切な供給を図ります。
- (2) 救援物資の配分については、自主防災組織等の協力を求めて迅速かつ的確に実施します。また、各配布段階において受払の記録及び受領書を整備します。

4 救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第4項 地域・住民が実施する対策

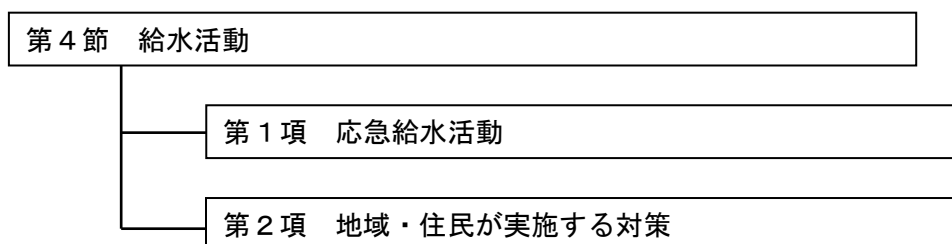
発災後、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれるまでに必要な物資等は、地域住民が平素から備えている3日間程度（できれば1週間程度）以上の個人備蓄によって確保することを基本として、自助・共助による対策に努めます。

第4節 給水活動

【主幹課】 生活環境課（上下水道部）
【関係課】 総務課（総務部）

大規模災害発生時には、水道施設が被害を被ることが想定されるため、断水等により飲料水を得られない被災者等に対する生活用水及び飲料水を迅速かつ適確に供給し、応急復旧対策を実施します。

【対策の体系】



第1項 応急給水活動

1 応急給水実施体制

- (1) 町は、災害が発生した場合において、給水活動及び施設等の災害応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の緊急点検、整備及び配備等を行います。
- (2) 町の総力をあげても応急給水活動が困難なときは、県、市町及び水道供給事業者で構成される「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、支援を得て行います。
- (3) 災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場などの貯留水を主体とします。不足する場合は、可能な限り、公共施設の井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水の供給に努めます。
- (4) 飲料水又は生活用水の水質検査については、県を通じて、公的検査機関等において実施してもらうよう要請します。

2 応急給水の実施

- (1) 給水の方法は、救護所、避難所を拠点として給水します。
- (2) 飲料水の確保
 - ア 給水する飲料水は、一人1日3リットルを目安に原則として水道水とします。
 - イ 被災地において、飲料水を確保することが困難なときは、被災地付近の浄水場等から給水車、容器（給水タンク、ポリタンク）等により運搬供給します。
 - ウ 必要に応じて、販売業者等からボトル入り飲料水を購入し、配給します。

災害発生からの日数別の応急給水目標水量

災害発生からの日数	目標水量	用途
～3日まで	一人1日3リットル	飲料等
7日	一人1日20～30リットル	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量 (一人1日250リットル)	

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

3 広報活動

(1) 災害時の広報活動

町は、水道施設の被害状況等の必要な情報を速やかに提供することにより、住民の不安を軽減し、混乱を未然に防止するとともに、応急対策の方針、進捗状況等を周知することにより、円滑な応急対策の実施を図ります。

(2) 広報の主な内容

- ア 施設の被害状況、復旧の見込
- イ 断水地域、通水地域
- ウ 応急給水の実施場所と方法
- エ 復旧作業の基本方針
- オ 水質についての注意事項
- カ 情報提供等の協力要請

4 救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第2項 地域・住民が実施する対策

1 飲料水、生活用水の確保

- (1) 災害発生後3日間程度（できれば1週間程度）は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努めます。
- (2) 自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用します。また、事前に登録された災害協力井戸は、自主防災組織等が地域における生活用水としての供給に努めます。

2 応急復旧対策

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持・管理（試薬による水質検査等も含む。）について、自主防災組織等が協力して行います。

第5節 ボランティア活動の支援

【主幹課】 健康福祉課（被災者支援部）
【関係機関等】 社会福祉協議会

被災者の多様な援助ニーズに対応するため、町、県、社会福祉協議会、関係団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つ支援団体）等は相互に協力・連携して、ボランティアの円滑な受入体制を確立します。

【対策の体系】

第5節 ボランティア活動の支援

第1項 災害ボランティアセンターの設置等

第2項 ボランティアの受入・支援

第1項 災害ボランティアセンターの設置等

1 御浜町災害ボランティアセンターの設置

大規模災害が発生した場合、町と御浜町社会福祉協議会は迅速に災害ボランティアセンターの設置協議を行い、設置を決定します。

また、御浜町災害ボランティアセンターは、みえ災害ボランティア支援センター、三重県社会福祉協議会など関係機関との連携を図り、町内外からのボランティアを円滑に受け入れるとともに、災害ボランティア活動に必要な資機材を提供し、効率的に活動ができる環境を作ります。

2 御浜町災害ボランティアセンターの役割

- (1) 被災地におけるボランティアニーズの把握、ボランティア情報の広報
- (2) みえ災害ボランティア支援センターとの連絡調整
- (3) ボランティアの受入、被災地での活動の支援
- (4) 専門性をもつ支援団体との連携
- (5) その他ボランティア活動に関する庶務

3 現地出張所（サテライト）の設置

町は、被災が甚大な地域やボランティア派遣依頼が特に多い地域に対しては、必要に応じてボランティアへ物資等を供給できるような現地出張所（サテライト）を設置します。

第2項 ボランティアの受入・支援

1 ボランティアの受入・支援

町は、被災地にとってよりよい支援となるよう、ボランティアニーズの把握、ボランティアの受入と活動先との調整を行うとともに、必要な支援を行います。

また、専門性をもつNPO・ボランティア団体、企業等が効果的に活動を行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行います。

2 災害支援団体との連携

町は、被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行います。

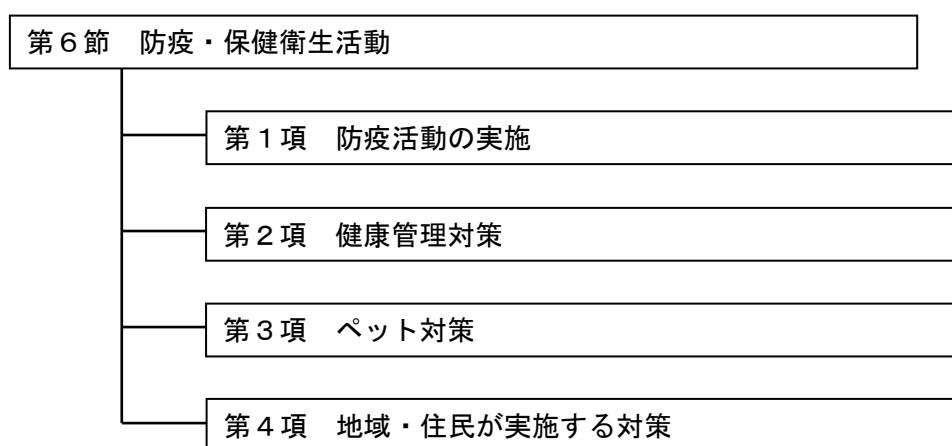
第6節 防疫・保健衛生活動

【主幹課】 健康福祉課（救援・救援救護部）、
生活環境課（社会基盤対策部）

感染症発生防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に迅速かつ適切な防疫・保健衛生活動を実施します。

また、保健師等を中心とする被災者への健康相談等による健康管理対策を促進します。

【対策の体系】



第1項 防疫活動の実施

1 防疫・保健衛生体制の確立

（1）実施責任者

町は、被災地の防疫についての対策を講じて実施します。

（2）被災地における防疫体制の確立

保健所と連携を密にし、防疫組織体制、資機材、薬剤等を整備するとともに、住民等に対する予防教育及び広報活動を実施します。

2 防疫活動

（1）避難所の衛生保持

町は、避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努めます。

（2）臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施します。

（3）仮設トイレの防疫

仮設トイレを設置した場合は、定期的にその施設及び周辺部を消毒します。

（4）消毒その他の措置

町が実施する消毒その他の措置は、感染症法施行規則第14条から第16条までの規定により実施します。

3 防疫用資器材・薬剤等の緊急点検・調達

- (1) 町は、防疫・保健衛生活動を実施するため、必要な資機材の緊急点検、配備等の準備を行います。
- (2) 防疫活動に必要な薬剤等は、町内の薬局等から調達しますが、不足する場合には、「三重県市町災害時応援協定」に基づき、県及び他市町に対し、応援を要請します。

第2項 健康管理対策

1 保健衛生活動

町は、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、予測性を持った、計画的・継続的支援を行います。要配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携し、組織的な活動を行うとともに、必要に応じ関係機関に応援を要請します。

2 栄養・食生活支援

- (1) 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行います。
 - ア 要配慮者（介護を必要とする高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）等に対する栄養相談・指導を行います。
 - イ 避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行います。
 - ウ 避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行います。
- (2) 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行います。

第3項 ペット対策

町は、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努めます。

第4項 地域・住民が実施する対策

1 治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、1週間分程度保管しておき、避難時に携行します。

2 ペットの同行避難対策

災害が発生し避難所へ避難する場合、ペットの飼い主は、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提として、ペットとともに同行避難を行います。

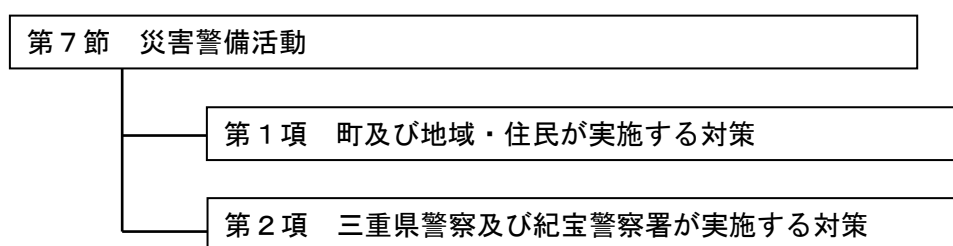
また、ペットの管理場所及び救護所の管理責任者（担当者）の指示に従い、ペットを適正に管理します。

第7節 災害警備活動

【主幹課】	総務課（総務部）
【関係課】	災害対策本部事務局
【関係機関等】	消防団

町は、被災地域の治安の維持を図るため、関係機関と協力し、様々な社会的混乱の中、住民の安全確保、各種犯罪の予防等を行い、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施します。

【対策の体系】



第1項 町及び地域・住民が実施する対策

1 災害警備等に関する情報の収集

町は、警察等と連携し、行方不明者救出・救護・避難誘導・民心安定を著しく低下させる行為等の情報収集に努めます。

2 町及び地域、住民が実施する災害警備活動

警察等の協力を得て、次の対策を実施に努めます。

（1）各地区におけるパトロール

町は、必要に応じて、消防団及び自主防災組織等と連携しパトロール等を行います。

（2）避難所での活動

避難生活が長期にわたる場合には、住民による自主的な計画・運営に基づき、避難所周辺の警備活動が行われるよう働きかけます。

第2項 三重県警察及び紀宝警察署が実施する対策

1 災害警備体制の確立

（1）職員の招集・参集

（2）災害警備本部の設置

（3）警察災害派遣隊の派遣要請

2 災害警備活動の実施

- (1) 災害情報の収集・連絡等
- (2) 救出救助活動
- (3) 避難誘導
- (4) 緊急交通路の確保
- (5) 身元確認等
- (6) 二次災害の防止
- (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (8) 社会秩序の維持
- (9) 被災者等への情報伝達活動
- (10) 相談活動
- (11) ボランティア活動の支援

第8節 行方不明者の搜索及び遺体の取扱

【主幹課】 災害対策本部事務局、
生活環境課（社会基盤対策部）
【関係機関等】 消防団

大規模災害発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、町は、防災関係機関と連携し、行方不明者の搜索及び遺体の搜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行います。

【対策の体系】

第8節 行方不明者の搜索及び遺体の取扱

第1項 行方不明者の搜索

第2項 遺体の取扱

第1項 行方不明者の搜索

1 実施者及び方法

町は、消防、警察及び防災関係機関の協力を得て、必要な舟艇その他機械器具等を借り上げて行方不明者の搜索を実施します。ただし、町のみで不十分な場合は、自衛隊や他市町の応援を得て実施します。

2 応援の要請等

町は、災害対策本部が被災その他の条件により、行方不明者の搜索が実施できないとき、又は行方不明者が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、紀南福祉事務所に搜索の応援を要請します。

第2項 遺体の取扱

1 遺体の処理

町は、遺体を発見したときは、速やかに所轄の警察による検視等を待って、必要に応じて遺体を処理するものとします。

(1) 実施者及び方法

町は、日本赤十字社三重県支部の協力を得ながら、医師が必要な遺体の洗浄、縫合及び消毒等を行った後、遺族に引き渡します。ただし、身元不明の遺体等で遺族等に引き渡すことができない場合は、遺体安置所に安置し、その後の引渡に対応します。

(2) 応援の要請等

被災その他の事情により行方不明者の搜索が実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、県地方災害対策部（熊野地方部）に遺体搜索の応援を要請します。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をします。

(3) 遺体保存用資機材の確保

遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存及び感染対策用の用具・資機材を確保します。

2 遺体安置所の開設

町は、被災状況に応じて遺体安置所を速やかに開設します。

3 遺体の埋火葬

町は、埋火葬が適切に行われるよう、相談窓口を設置し、遺族の埋火葬を支援します。また、遺体の埋火葬を行うものがない場合又は身元が判明しない場合は、町が埋火葬を行います。

4 遺体の搬送

町は、遺体の搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請します。

5 救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

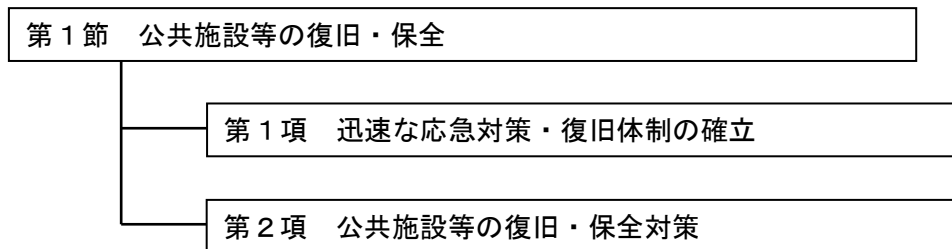
第3章 社会基盤施設等の復旧・保全

第1節 公共施設等の復旧・保全

【主幹課】 総務課(総務部)、健康福祉課(被災者支援部)、建設課(社会基盤対策部)、教育委員会(教育部)

大規模災害発生後、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検やパトロールを実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止します。

【対策の体系】



第1項 迅速な応急対策・復旧体制の確立

1 被害状況の把握と二次災害防止

公共施設の管理者は、緊急点検・巡視を実施し被害の拡大や二次災害を防止するとともに、連絡体制を密にし、相互に連携を図りながら、迅速な応急対策・復旧体制を確立します。

2 危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、通行止めや立入禁止等の応急的な安全確保対策を施したうえで、ホームページ等を通じて危険箇所を住民等施設利用者に周知します。

第2項 公共施設等の復旧・保全対策

1 公共土木施設の応急復旧計画

(1) 道路・橋梁

管理者は、緊急輸送道路等の確保を図るとともに、災害復旧を進めるうえで重要な道路については、被災後速やかに被害状況を把握し、障害物除去、応急復旧工事に着手します。

管理者、警察、消防及び自衛隊は、関係事業者等の協力を得て必要な措置をとります。

(2) 河川、海岸

管理者は、河川及び海岸の堤防並びに護岸については、被災後、早期の被害状況の把握に努め、関係事業者等の協力を得て速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防止します。

(3) 砂防

管理者は、二次災害を防止するため、既設の砂防ダム等設備の被災状況及び山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施します。

2 町が管理する公共施設等

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等は、被災後速やかに被害状況を把握し、早期の機能回復を図るため、応急措置を行うとともに、応急復旧工事に着手します。また、町独自での応急復旧が困難な場合は、県に応援要請を行います。

第2節 農作物等の被害軽減対策

【主幹課】 農林水産課（社会基盤対策部）

風水害等により被害を受けた農林水産物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置を講じます。

【対策の体系】

第2節 農作物等の被害軽減対策

第1項 農作物、畜産、林産物、水産物に対する応急措置

第1項 農作物、畜産、林産物、水産物に対する応急措置

1 農作物に対する応急措置

（1）災害対策技術の指導

町は、県及び農協等と協力して対策及び技術の指導を行うものとします。

（2）採種ほ産種子の確保

県と連携を密にし、採種ほ産種子の確保を図るとともに、必要がある場合は、県を通じて国に災害応急用種子の斡旋を依頼し、確保を図ります。

（3）病虫害の防除

ア 町は、被災地の植物防疫についての計画を策定し、実施します。

イ 町、県及び農協は、連絡を密にして防除組織の強化を図ります。

ウ 防除の方法は、実施責任者（町長）の指示に基づき一斉に行うものとし、防除の基準は特別の指示のない限り県の定める病虫害防除基準によります。

エ 防除器具は、町において整備します。

オ 農薬については、農協等と常に連絡を保ち、防除に必要な農薬を確保します。

2 畜産に対する応急措置

町は、災害時における家畜伝染病の予防とまん延の防止並びに家畜損耗の未然防止に努めます。

（1）家畜伝染病防疫対策

町は、県が家畜防疫員を指揮して実施する、被災地における家畜伝染病予防業務に協力します。

（2）一般疾病対策

治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び農協を主体に獣医師会の協力により治療します。

(3) 畜舎の消毒対策

伝染病発生対策のための畜舎の消毒については、県が時期、場所及び方法を指定して実施します。

(4) 消毒薬等の確保と斡旋

救助法が適用された場合は、家畜伝染病予防法の規定により、伝染病発生に伴う必要消毒薬品については県が確保し、一般疾病の治療に必要な医薬品については県に斡旋を要請します。

3 林産物に対する応急措置

町は、災害時における林産物の被害の軽減、山林種苗の供給及び病虫害の防除に努めます。

(1) 山林種苗の供給

ア 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努めます。

イ 被災造林地については、幼令林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図ります。

(2) 病虫害の防除

被災木は害虫の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努めます。

(3) 風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、県及び森林組合と連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等を行います。

4 農協、森林組合、漁協等との連絡体制

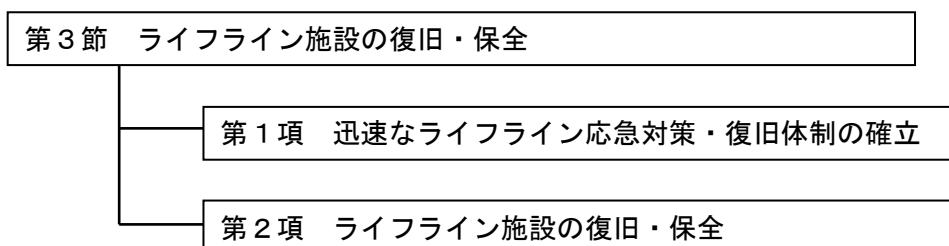
町は、被害の状況等について農協、森林組合、漁協等と連携して把握に努めるとともに、応急措置についての状況や県の指示等については電話連絡若しくは会議の開催等の方法で連絡調整するものとします。

第3節 ライフライン施設の復旧・保全

【主幹課】	生活環境課（上下水道部）
【関係課】	総務課（総務部）

大規模災害発生時に水道施設が被害を受けた場合には被災者に大きな影響を及ぼすことから、町は、迅速な応急復旧を行います。また、ライフライン事業者は、県及び町災害対策本部と連絡を密にしながらライフライン施設の迅速な応急復旧を行います。

【対策の体系】



第1項 迅速なライフライン応急対策・復旧体制の確立

町及びライフライン施設の関係機関は、被害状況の迅速な把握のもと、連絡体制を常に明確にし、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立し、早期復旧に努めます。

第2項 ライフライン施設の復旧・保全

1 上下水道施設

大多数の住民は、飲料水をはじめ生活用水を水道に依存しており、上下水道施設は住民の生活に一日も欠かせない施設であるため、災害による断・減水の影響は非常に深刻なものであることから、こうした事態に迅速かつ的確に対処し、可能な限り短時間のうちに施設を復旧させるよう努めます。

（1）水道施設

ア 発災後、施設の損傷や機能の確認を行い被害状況の把握を行い、応急復旧に必要な資機材を確保します。

イ 速やかに水道施設の応急復旧工事に着手するよう努めます。

ウ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始します。

エ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努めます。

オ 町のみで復旧が困難な場合は「三重県水道災害広域応援協定」に基づき応援を要請します。

(2) 下水道施設

- ア 発災後、施設の損傷や機能の確認を行い被害状況の把握を行い、応急復旧に必要な資機材を確保します。
- イ 速やかに下水道施設の応急復旧工事に着手するよう努めます。
- ウ 復旧までの間、必要に応じて住民に対し、下水排除の制限を行います。
- エ 「三重県の下水道事業における災害時相互応援に関するルール（H16.7.22 施行）」に基づき、下水道施設の復旧等を図るための協力体制を確立します。

2 ライフライン事業者の対策

復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと、県及び町災害対策本部と連絡を密にしながら応急復旧計画を策定し、他のライフライン事業者と連携し、被害箇所の応急復旧を行い、迅速な機能回復に努めます。

なお、各事業者が実施する対策は、県地域防災計画に定めるとおりです。

3 住民等への広報

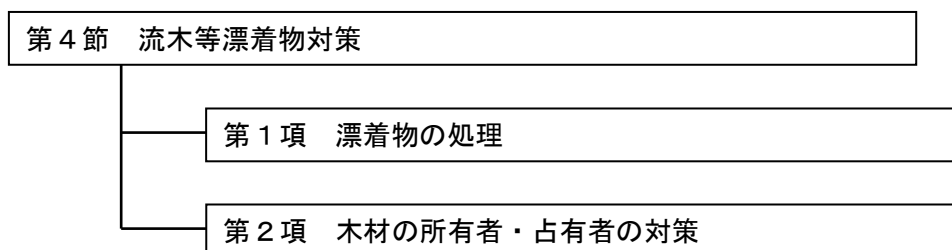
町は、上下水道施設の被害状況、断水・下水排除の制限状況、施設復旧の見通し等について、広報車、防災行政無線等を活用して広報を実施し、被災住民等の不安解消に努めます。

第4節 流木等漂着物対策

【主幹課】 建設課（社会基盤対策部）
【関係課】 災害対策本部事務局

大雨や高潮により流出した木材等漂流物による二次災害を防止します。

【対策の体系】



第1項 漂着物の処理

1 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理

河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木等漂着物について、河川管理者及び海岸管理者並びに町は、その所有者に直ちに除去させます。

所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図ります

2 湛水・浸水区域内の漂着物の処理

湛水又は浸水地域に漂流する流木等漂着物については、警察及び町が「1 河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとります。

第2項 木材の所有者・占有者の対策

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川、海岸等の管理者に速やかに連絡します。

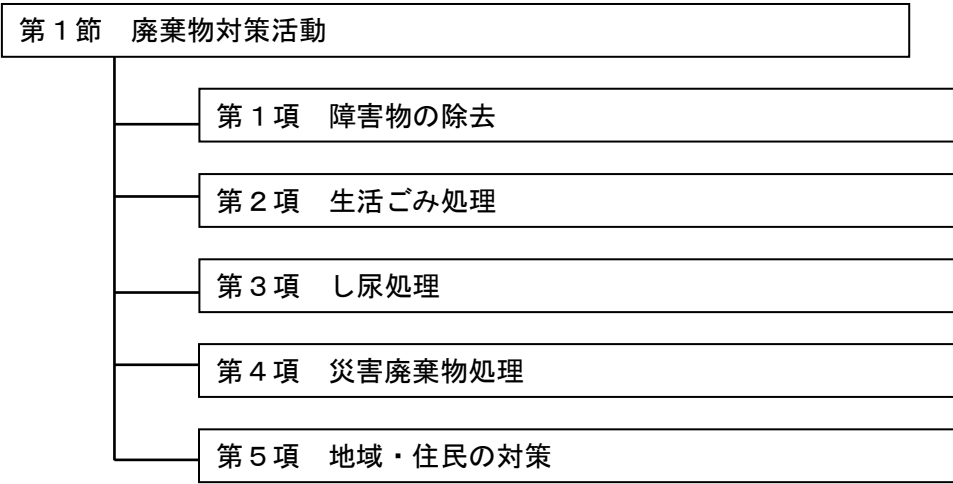
第4章 復旧に向けた応急対策

第1節 廃棄物対策活動

【主幹課】 生活環境課（社会基盤対策部）
【関係課】 建設課（社会基盤対策部）

大規模災害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊・流失家屋等のがれき、避難所のし尿等）が大量に発生することが想定されるため、これらを適切に処理し、環境衛生に万全を期します。

【対策の体系】



第1項 障害物の除去

1 実施責任者

- （1）風水害による山（がけ）崩れ・浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行います。
- （2）道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行います。
- （3）救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行います。

2 障害物除去の対象

実施責任者は、災害時における障害物の除去を行います。

- （1）住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- （2）河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- （3）緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- （4）その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建設事業者等の協力を得て速やかに行います。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように努めます。

4 除去した障害物の処理

(1) 障害物の集積場所

障害物は次の場所に集積、廃棄又は保管します。

- ア 廃棄するものについては、実施責任者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所
 - イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- #### (2) 障害物の処理における留意点
- ア 障害物の発生量の把握
 - イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集
 - ウ できる限りの分別収集とリサイクル化

5 障害物除去に関する応援及び協力

町は、必要に応じて県に対し障害物の除去について応援、協力の要請をするものとします。

6 救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第2項 生活ごみ処理

1 処理体制

- (1) 町は、避難所でのごみを含めた生活ごみ等の発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況等を総合的に判断して、適切な処理体制を確立します。
- (2) 日々発生するごみの処理が遅滞しないよう、住民に対して仮置場への持込・集積や分別の協力依頼を行います。
- (3) 可能な限り、町の現有体制で対応しますが、必要に応じた資機材の借上等により、迅速な処理に努めます。
- (4) 被害が甚大であり、処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定」により、その程度に応じて近隣市町あるいは県に応援を要請します。

2 処理方法

- (1) ごみ処理は、焼却のほか、必要に応じて環境影響上支障のない方法で行います。
- (2) 施設の能力低下・機能停止や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮します。

- (3) 倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努めます。

第3項 し尿処理

1 処理体制

- (1) し尿発生量は、一人1日当たり1.7リットルを目安とします。
- (2) 発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を確立します。
- (3) 仮設トイレ、避難所のくみ取り便所については、貯留容量を超えることがないように配慮します。
- (4) 人員、資機材が不足する場合には、第2項「生活ごみ処理」「1 処理体制」(3)及び(4)に準じます。

2 処理方法

- (1) し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて環境衛生に支障のない方法を併用するものとします。
- (2) 大規模災害に備えた仮設トイレ、消臭剤、脱臭剤、トイレ関連の消毒用品等の緊急資機材について、応援協定に基づく広域的な備蓄体制を確保します。

第4項 災害廃棄物処理

1 処理体制

町は、災害廃棄物の処理を担当する組織を発災後速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置準備等を行い、「町災害廃棄物処理実行計画」を策定し適正かつ迅速に処理を行います。

また、甚大な被害が発生した場合は、速やかに県への支援要請を行います。

2 処理方法

町災害廃棄物処理計画に基づき処理を行います。道路通行上支障のあるもの、有害なものを優先的に収集・運搬、処理・処分を行います。

また、災害廃棄物の分別・破碎を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行います。

第5項 地域・住民の対策

1 生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等町のルール及び指示を遵守します。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、町の指示する分別方法や排出場所等への運搬・集積に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄が行われないよう留意・対応します。

2 し尿処理

避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、各避難所の運営マニュアルに沿った使用・管理ルールに基づいて、公衆衛生の維持やし尿収集に協力します。

第2節 住宅の保全・確保

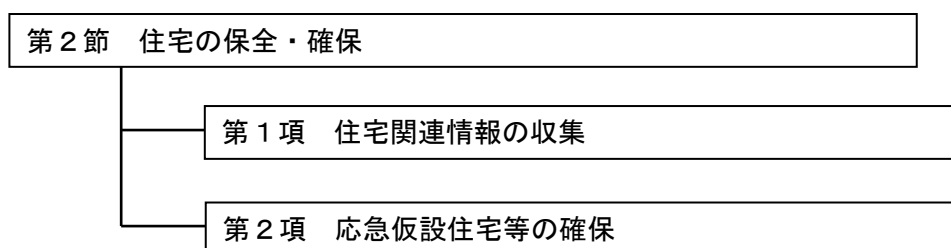
【主幹課】	建設課（社会基盤対策部）
【関係課】	健康福祉課（被災者支援部）、 生活環境課（社会基盤対策部）

県と連携して、被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行います。

既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供するとともに、被災宅地危険度判定等を速やかに実施し、被災状況に応じた住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進します。

応急仮設住宅は、中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設します。

【対策の体系】



第1項 住宅関連情報の収集

1 住宅関連情報の収集

（1）住宅相談窓口等の設置

町は、住宅相談窓口等を設置し、被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制の整備に努めます。

（2）住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅（建設・借上）の必要量などを把握します。また、必要な情報を県災対策部に報告します。

2 被災宅地危険度判定の実施

（1）被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に報告します。あわせて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県に判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施します。

（2）被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも情報提供を行います。

第2項 応急仮設住宅等の確保

1 実施体制

町は、応急仮設住宅の建設要請及び住宅の応急修理を行います。

2 町営住宅及び民間賃貸住宅の活用

町は、町営住宅への入居や民間賃貸住宅を活用することにより、居住の安定を図ります。

なお、これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先します。

3 被災住宅の応急修理

町は、建築業協会等業界団体、事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し、早期の生活再建を促します。

4 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは町が行います。

(1) 設置場所

町は、仮設住宅の建設可能箇所等について次の事項を踏まえ、設置場所を決定します。

ア 用地の選定にあたっては、できる限り集团的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保します。

イ 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定します。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定します。

ウ 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮します。

エ 町内において必要な応急仮設住宅の確保が困難な場合、近隣市町において必要な建設可能用地を確保し、応急仮設住宅の建設を図ります。

(2) 要配慮者への配慮

ア 応急仮設住宅は、介護を必要とする高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮した住宅の設置等に努め、優先的入居を検討します。

イ 要配慮者への応急仮設住宅建設に関する情報の提供についても十分に配慮します。

ウ 応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。

(3) ペット対策

町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を設置するよう努めます。

5 救助法が適用された場合

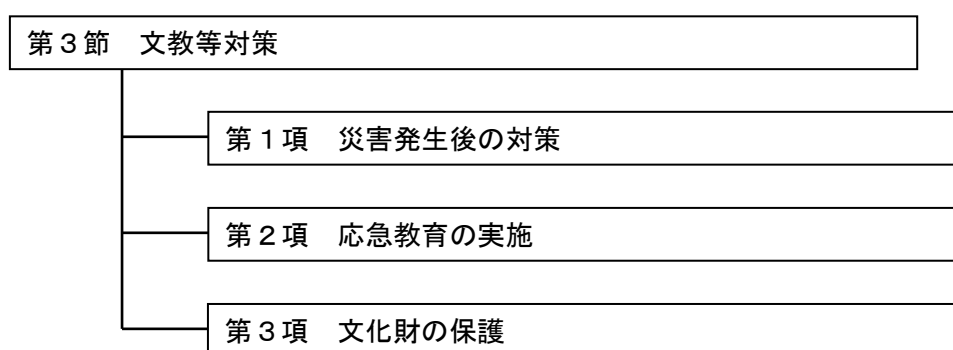
資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第3節 文教等対策

【主幹課】 教育委員会（教育部）

大規模災害発生後は、小中学校等の学校施設が避難所として使用されることが想定されるため、被害状況を報告するとともに、教育施設の速やかな回復を目指します。

【対策の体系】



第1項 災害発生後の対策

1 被害状況の報告

学校長は、災害が発生した場合、児童生徒を避難させた後、可能な方法で町災害対策本部等に以下の状況を報告します。

- (1) 児童生徒及び教職員の人的被害及び避難に関する報告
- (2) 学校施設の被害状況
- (3) 休校措置の実施に関する報告
- (4) その他必要な事項

2 学校施設等の一時使用措置

- (1) 学校長は、避難所の施設管理者として、避難所設置初期対応や避難所運営に対し協力します。
- (2) 学校長は、災害応急対策のため、学校施設の一時的な使用の要請があった場合、支障のない範囲において、これを使用させることができます。
- (3) 学校長は、避難所として開放できる部分、開放できない部分を明確にし、避難者の協力を得ます。

第2項 応急教育の実施

1 実施責任者

- (1) 町立学校……………町教育委員会
- (2) 県立学校……………県教育委員会

2 文教施設・設備の確保

避難所が開設され、避難所と学校施設が重複するときには、避難生活に配慮しながら、教育の低下をきたさないよう努めます。

- (1) 学校長は、学校施設の被害状況を確認し、必要な場合は、被災建築物応急危険度判定を依頼します。
- (2) 校舎の被害が軽微で安全が確認できたときは、必要な応急修理等を行い、使用します。
- (3) 校舎の一部が使用できないときは、特別教室、体育館等の利用を検討します。
- (4) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長期間を要する場合には、立入制限措置を行い、使用可能な学校施設、公民館、その他民有施設の借上等により、応急の仮校舎を設置し、授業を行います。
- (5) 応急の仮校舎が(4)により設置できない場合は、県立学校施設等（県立学校、県営施設等）の一時使用を県に要請します。
- (6) 施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、町教育委員会は町災害対策本部に対し、児童生徒等の他の学校施設への転入学等の調整を要請します。

3 教職員の確保

- (1) 学校長は、教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、町教育委員会、県教育委員会との連携のもとに、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師等の任用などを行います。
- (2) 学校長は、教職員の不足が補えない場合は、県に教職員の派遣を要請します。

4 応急教育実施の周知

学校長は、応急教育実施にあたっては、児童生徒並びに保護者等に対し周知するとともに、避難した児童生徒等の連絡先がわからない場合にも情報を伝達する方法をあらかじめ講じておき、実施時期等の周知を図ります。

5 給食の措置

- (1) 町は、学校給食施設・設備が被災した場合には、一時的に給食を中止します。
- (2) 学校が避難所として開設された場合には、学校給食施設・設備を避難者の炊き出し用にも供します。

6 被災児童生徒等の保健管理

町は、健康観察により保護者や主治医等と連携をとり、被災児童生徒等のこころのケアに努めます。

7 児童生徒に対する支援

- (1) 学用品の給与

町は、災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し、教科用図書（教材を含む。）、文房具及び通学用品等を現物支給します。

(2) 授業料の免除等

授業料支弁困難な被災児童生徒等に対する減免措置について広報します。

(3) 奨学金

家計が困窮状態に陥っている被災児童生徒等に対する奨学金制度について広報します。

8 救助法が適用された場合

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

第3項 文化財の保護

1 被害報告

国・県・市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者、管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告します。県教育委員会は、被害状況を直ちに集約し、国指定文化財については、国（文化庁）に報告します。

2 応急対策

国・県・市指定文化財が被害を受けたときは、県教育委員会は、国（文化庁）あるいは県文化財保護審議会の指示・指導をもとに、市教育委員会並びに所有者及び管理者、管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行います。

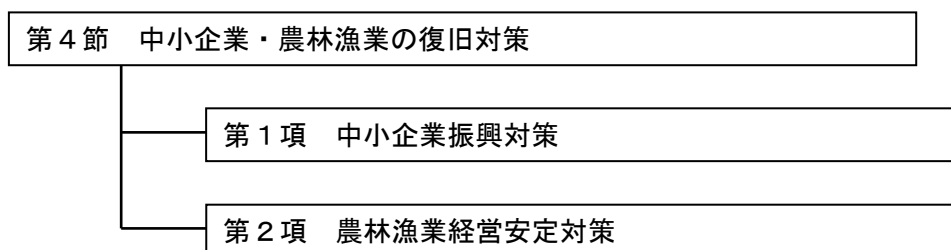
所有者等は県教育委員会の指示・助言に従い、その保存等を図るものとします。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではありません。

第4節 中小企業・農林漁業復旧対策

【主幹課】 企画課（社会基盤対策部）、農林水産課（社会基盤対策部）

町は、被災した中小企業及び農林漁業者等の自立を支援する対策を促進します。

【対策の体系】



第1項 中小企業振興対策

1 各種融資制度の活用

町は、被災した中小企業に対する資金対策として、県及び関係機関と連携し、各種融資制度の活用を図ります。

第2項 農林漁業経営安定対策

1 株式会社日本政策金融公庫等融資

町は、県と連携し、被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために政府系金融機関である株式会社日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを被災者に対して紹介します。

2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、町、国及び県が農協・漁協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資します。

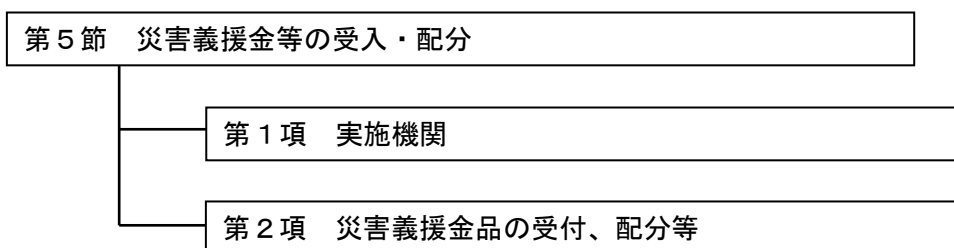
なお、本法の適用は、天災の被害程度に応じ政令で定められます。

第5節 災害義援金等の受入・配分

【主幹課】 健康福祉課（被災者支援部）
【関係課】 出納室（総務部）

町は、被災者に対する災害義援金品の募集、保管輸送及び配分を円滑に行い、被災者の生活の安定を図ります。

【対策の体系】



第1項 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、町と県、日本赤十字社三重県支部、三重県共同募金会、町社会福祉協議会等関係機関が共同し、又は協力して行うものとします。

第2項 災害義援金品の受付、配分等

1 災害義援金品等の募集

- (1) 町は、県、日本赤十字社三重県支部、三重県共同募金会、町社会福祉協議会等の関係機関と相互に連携を図りながら、義援金等の募集方法、送り先、募集期間等を定め、町ホームページや報道機関等を通じて広報活動を実施します。
- (2) 義援物資については、被災地が受入を希望する義援物資の把握に努め、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間を定め、報道機関等を通じて広報活動を実施します。

2 町の義援金品等の受付及び保管

- (1) 町は、義援金品等の受付窓口を開設して受付を行い、寄付者に領収書を発行し、寄付者リストを作成します。
- (2) 義援金を一括とりまとめ保管し、義援品等については、各防災関係機関において保管します。

3 配分

- (1) 町は、被災者に対して、義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容及び送り先等の配分者リストを作成し、県に報告します。
- (2) 被災地の状況、義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分します。

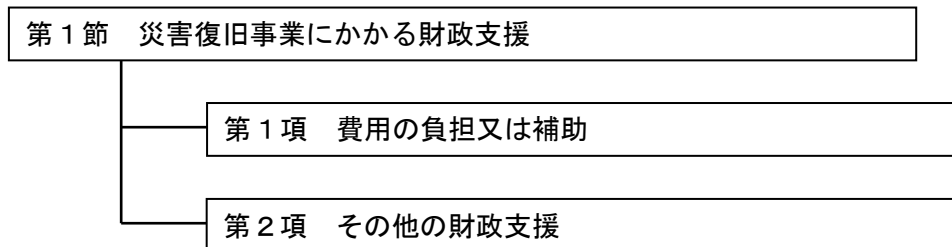
第5章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧事業にかかる財政支援

【主幹課】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）
【関係課】	全課

町は、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を行います。

【対策の体系】



第1項 費用の負担又は補助

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担します。

ただし、次の法令に特別の定めがある場合は除きます。

ア 救助法 第36条

イ 水防法 第44条

ウ 基本法 第94条、第95条

エ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 第62条

(2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担します。しかし、一時繰替え支弁を求めることができます。

(3) 知事の指示に基づいて町長が実施した費用

知事の指示に基づいて町長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた町に負担させることが困難又は不適当なもので、基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担します。

その負担率については、基本法施行令第 40 条により、負担することが不適当と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担します。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

(2) 緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国が設置する緊急災害対策本部の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、町又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助します。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定されます。

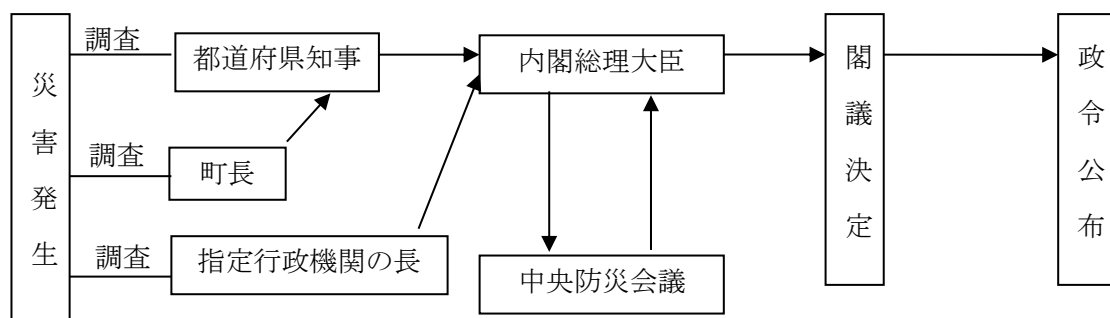
(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助します。

(4) 激甚災害の財政支援措置

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとします。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりです。



(5) 激甚災害にかかる財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ①公共土木施設災害復旧事業
- ②公共土木施設災害関連事業
- ③公立学校施設災害復旧事業
- ④公営住宅災害復旧事業
- ⑤生活保護施設災害復旧事業

- ⑥児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ⑨障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑩婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫感染症予防事業
- ⑬堆積土砂排除事業

- ・ 公共施設の区域内的の排除事業
- ・ 公共的施設区域外の排除事業

- ⑭湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ①農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- ⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ①中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- ②小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
- ③事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の特別の財政援助及び助成

- ①公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ②私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- ④市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ⑤母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- ⑥水防資材費の補助の特例
- ⑦罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑧公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑨雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2項 その他の財政支援

1 起債の特例

次の場合、起債の特例を受けることができます。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
- (3) 上記(1)及び(2)の場合において、基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定に関わらず地方債をもってその財源とすることができます。

2 国の援助を伴わない災害復旧事業費

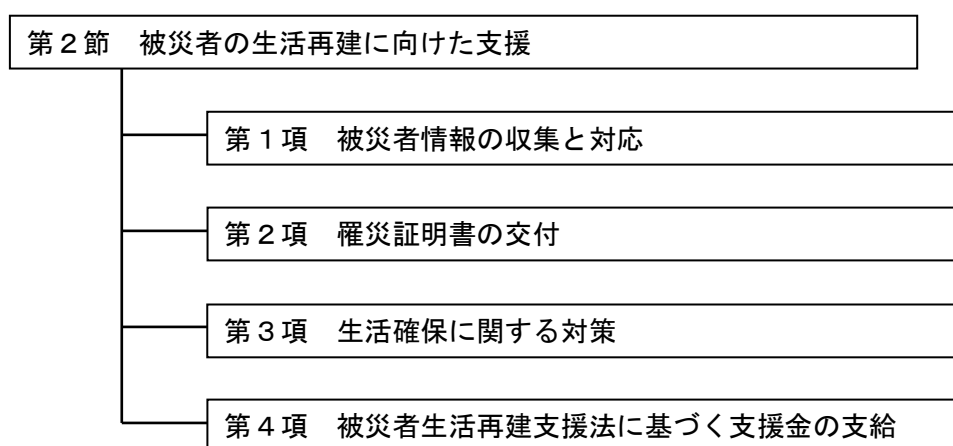
激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができます。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

【主幹課】 総務課（被災者支援部）、税務課（被災者支援部）、健康福祉課（被災者支援部）、建設課（社会基盤対策部）

被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備するとともに、県と連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行います。

【対策の体系】



第1項 被災者情報の収集と対応

1 被災者台帳の作成

町は、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援への配慮事項等の被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備し、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とします。

2 被災者台帳に基づく生活再建支援体制の整備

被災者台帳が援護を実施するための基礎となることから、罹災証明書の発行から被災者台帳に基づく生活再建まで一貫した被災者の生活再建を支援する体制を整備します。

第2項 罹災証明書等の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書等の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書等を交付します。

1 証明事項

町は、基本法 90 条第2項に規定する被害（住家の被害その他町長が定める種類の被害）について、次の事項の証明を行います。なお、火災にかかるものについては、消防本部消防長が証明します。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損
- (3) 町が定める追加証明事項

2 証明書の発行要領

- (1) 町は、罹災証明書等の受付・発行窓口を開設します。
- (2) 罹災証明書等の発行は、町災害対策本部及び消防本部が連携して行います。
- (3) 町内の被災状況によっては、郵送による受付・発行を行います。
- (4) 被害調査の実施
災害発生後、二次災害等のおそれなくなり次第、原則、申請者等の立会いのもとで、該当証明事項に関し、町災害対策本部又は消防本部が被害調査を行います。
- (5) 罹災証明書等の発行に伴う罹災受付台帳の作成
 - ア 罹災証明書等の発行時に罹災受付台帳を作成します。
 - イ 罹災受付台帳には、被害調査による判定結果、罹災内容、地番、住民基本台帳等のデータを集約します。

3 罹災届出証明書の発行

町は、罹災の届け出があったことを証明する罹災届出証明書を発行します。

4 罹災証明書等発行に関する広報

- (1) 町は、罹災証明書等発行等の実施方針を作成次第、速やかに、その内容を広報します。
- (2) 被害調査の前に建物等の撤去・修繕を行う場合には、被害状況の写真を撮影し、工事にかかる業者の見積りや領収書等と合わせて保管するよう広報します。

5 被害調査の判定基準等

- (1) 被害調査の判定基準は、以下のとおりです。
 - ア 罹災証明の根拠となる被害家屋等の判定は、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号通知）」に基づき 1 棟全体で行います。
 - イ 判定にあたっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行うこととします。
 - ウ 被害調査は、原則として、外観目視調査とし、判定結果に対して、被災者等からの再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部に立ち入って再調査を行います。ただし、調査対象が少ない場合等は、調査員は、最初から内部立ち入り調査を実施することができます。
- (2) 再調査
罹災証明書の発行後、以下のような場合には、被災者等からの申出により、再調査を実施し、再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、罹災台帳に反映するとともに、罹災証明書等の修正を行います。

- ア 被災者等が罹災証明書の判定結果に不服であった家屋
- イ 周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

第3項 生活確保に関する対策

災害を受けた地域の民生を安定させるため、生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金等の貸付、被災者に対する職業の斡旋、租税の徴収猶予及び減税、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を行います。

1 町による災害弔慰金の支給等及び災害援護資金の貸付

災害により死亡し、障害の状態となり、又は住居等に被害を受けた遺族等に対して、町は「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年御浜町条例第16号）」の規定に基づき次の施策を実施します。

(1) 災害弔慰金の支給等

災害により死亡した者一人当たり

- ア その者が主として生計を維持していた場合 500万円
- イ その他の場合 250万円

(2) 災害障害見舞金の支給

- ア 災害により障害の状態となった者が主として生計を維持していた場合 250万円
- イ その他の場合 125万円

(3) 災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸し付けます。

- ア 住居、家財の被害の程度に応じて、150～350万円の貸付を行います。
- イ 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は3年とします。

2 生業資金等の貸付

(1) 災害救助法による生業資金

資料編に「救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」として掲げています。

(2) 生活福祉資金

- ア 実施主体：県社会福祉協議会
- イ 受給者：第1項2の災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
- ウ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書（町社会福祉協議会に備えつけられている。）を、その居住地を担当区域とする民生委員を通じ、町社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会長に提出します。

エ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

オ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

- (ア) 総合支援資金
 - ・生活支援資金
 - ・住宅入居費
 - ・一時生活再建費
- (イ) 福祉資金
 - ・療養費
 - ・介護等費
 - ・福祉費
 - ・福祉費（住宅）
 - ・福祉用具購入費

(ウ) 教育支援資金 ・教育支援費 ・就学支度費

(エ) 不動産担保型生活資金 ・不動産担型生活資金

(3) 母子父子寡婦福祉資金

ア 実施主体：県

イ 受給者：母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない児童、寡婦

ウ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書（町役場に備付）に関係書類を添付して、町役場を経由して県に申請します。

エ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

オ 貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

事業開始資金、事業継続資金、住宅資金、技能習得資金、生活資金、就職支度資金、修学資金、修業資金、医療介護資金、結婚資金

3 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図ります。

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができます。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによります。

(2) 県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

県は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行うものとします。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとします。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、県は、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長するものとします。

(3) 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの町の条例の定めるところに従って必要な措置をするものとします。

- ・御浜町町税条例（昭和 41 年御浜町条例第 12 号）
- ・御浜町国民健康保険税条例（昭和 42 年御浜町条例第 11 号）

4 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

町及び防災関係機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努めるとともに、災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めるものとします。

5 自力再建支援、災害公営住宅の建設等

(1) 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行います。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び町においては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであるため、早期から積極的に促進を図っていくものとします。

また、再建資金等の調達方法等も含めた支援メニューの提示をはじめとする、災害発生時における住宅に関する情報については、平時から、行政内部での事前検討及び住民への情報提供に努めることで、想定外となる部分を減らします。

(2) 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、町及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図ります。

(3) 独立行政法人住宅金融支援機構資金の斡旋（参考）

県及び町は、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図ります。

6 日本郵便株式会社の郵便業務にかかる災害特別事務取扱援護対策（参考）

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施します。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付します。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。

- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。

第4項 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりです。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域にかかる自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域にかかる自然災害
- (4) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、(1)・(2)に規定する区域内の他の市町の区域にかかる自然災害
- (5) 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にあって、(1)～(3)に規定する区域に隣接するものに限る当該自然災害
- (6) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が市町村を含む都道府県が2以上ある場合、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域にかかる自然災害（人口10万人未満。）ただし、人口5万人未満の場合、2以上の世帯の住宅が全壊する自然災害

2 対象世帯と支給限度額

自然災害によりその居住する住宅が、①全壊世帯、②半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、③長期避難世帯、④大規模半壊した世帯に対し、住民の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給します。また、中規模半壊した世帯に対しては、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給します。

《複数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	1 0 0	2 0 0	3 0 0
	補修	1 0 0	1 0 0	2 0 0
	賃借（公営住宅以外）	1 0 0	5 0	1 5 0
大規模半壊した世帯	建設・購入	5 0	2 0 0	2 5 0
	補修	5 0	1 0 0	1 5 0
	賃借（公営住宅以外）	5 0	5 0	1 0 0
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	1 0 0	1 0 0
	補修	—	5 0	5 0
	賃借（公営住宅以外）	—	2 5	2 5

《単数世帯の場合》

(単位：万円)

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	7 5	1 5 0	2 2 5
	補修	7 5	7 5	1 5 0
	賃借（公営住宅以外）	7 5	3 7. 5	1 1 2. 5
大規模半壊した世帯	建設・購入	3 7. 5	1 5 0	1 8 7. 5
	補修	3 7. 5	7 5	1 1 2. 5
	賃借（公営住宅以外）	3 7. 5	3 7. 5	7 5
中規模半壊した世帯	建設・購入	—	7 5	7 5
	補修	—	3 7. 5	3 7. 5
	賃借（公営住宅以外）	—	1 8. 7 5	1 8. 7 5

3 支援金の支給申請

(1) 申請窓口

ア 町

(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金 罹災証明書、住民票等

イ 加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等）等

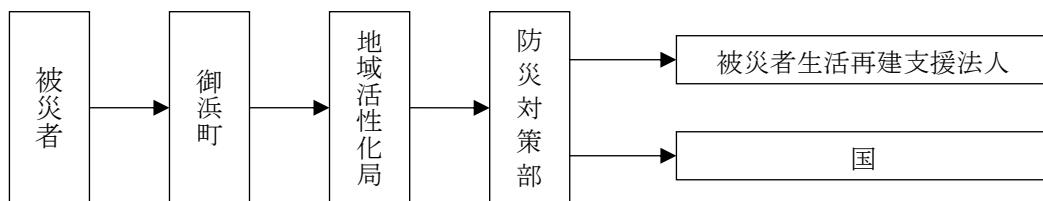
(3) 申請期間

ア 基礎支援金 災害発生日から 13 月以内

イ 加算支援金 災害発生日から 37 月以内

(4) 申請の流れ

申請の流れは以下のとおりです。



4 被災者生活再建支援制度の周知

町は、被災者に対して、臨時広報紙の発行やパンフレットの配布等により、当該被災者生活再建支援制度について周知の徹底を図るものとします。

第6部 事故等による災害対策

第6部 事故等による災害対策

第6部の事故等による災害対策の構成

章	節
第1章 重大事故等対策	第1節 危険物施設等の事故対策
	第2節 航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策
	第3節 流出油事故等への対策
第2章 火災対策	第1節 大規模火災・林野火災の対策

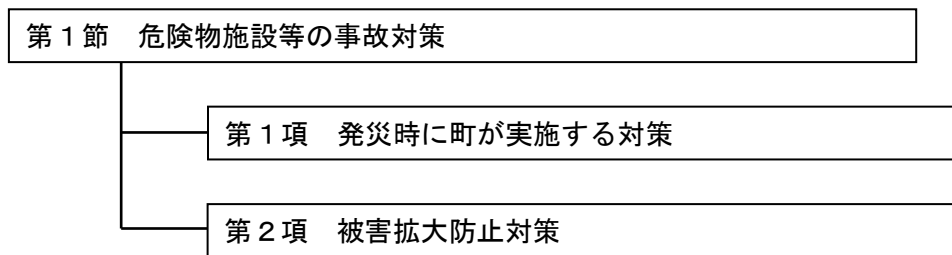
第 1 章 重大事故等対策

第 1 節 危険物施設等の事故対策

【主幹課】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）
【関係課】	税務課（総務部）
【関係機関等】	消防本部

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設、火薬類施設、放射性物質施設等の事故による災害が発生したときは、施設管理者等による応急対策とあわせて、町及び防災関係機関による応急対策により、被害拡大を防止します。

【対策の体系】



第 1 項 発災時に町が実施する対策

1 応急措置体制の確保

町は、危険物、高圧ガス、毒物・劇薬、火薬類、放射性物質等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに関係機関（県、熊野市消防本部、紀宝警察署等）に通報します。

また、被害の状況、災害の危険性が及ぶ範囲等について調査します。

2 使用停止命令等

町長は、公共の安全の維持又は災害の発生防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行います。（消防法第 12 条の 3）

第2項 被害拡大防止対策

1 被害拡大防止措置

町長は、事故による災害の拡大防止を図るため、状況に応じて、次の措置をとります。

- (1) 消防機関、警察官、及び海上保安官への出動要請（基本法第58条）
- (2) 警戒区域の設定に伴う立入制限、禁止及び退去（基本法第63条）
- (3) 物的応急公用負担行為の権限及び障害物除去等の権限（基本法第64条）
- (4) 「三重県内消防相互応援協定」による他市町に対する応援要請（消防組織法第39条）
- (5) 県に対する自衛隊災害派遣要請
- (6) 県に対する必要資機材（化学消火剤・中和剤・ガス検知器等）の提供要請
- (7) 住民に対する危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱の制限及び危険区域への立ち入り制限

2 避難の指示等

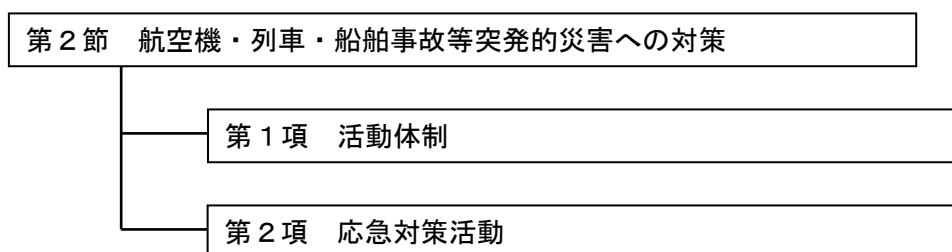
町長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保します。

第2節 航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策

【主幹課】	災害対策本部事務局、総務課（総務部）
【関係課】	全課
【関係機関等】	消防団

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没、ガス爆発、トンネル崩落等による道路災害など、突発的な事故災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動に努めます。

【対策の体系】



第1項 活動体制

町は、突発的な事故災害による緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、町長が必要と認めた場合には町災害対策本部を設置して、適切な配備態勢を敷くものとします。

活動体制については、第4部第1章第1節「災害対策活動の実施体制の確保」に定めるところによります。

第2項 応急対策活動

町は、必要に応じて次の応急対策活動を実施します。

1 被害情報収集・連絡活動

被害情報収集・連絡活動については、第4部第1章第4節「災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用」に定めるところによります。

2 救助及び消防救急活動

救助及び消防救急活動については、第4部第3章第1節「救助・救急及び消防活動」に定めるところによります。

3 医療・救護活動

医療・救護活動については、第4部第3章第2節「医療・救護活動」に定めるところによります。

4 避難の指示等及び避難場所等の確保

避難の指示等及び避難場所等の確保については、第4部第4章第1節「避難の指示等及び避難場所・避難所の確保」に定めるところによります。

5 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等

自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等については、第4部第1章第3節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるところによります。

第3節 流出油事故等への対策

【主幹課】 災害対策本部事務局、総務課（総務部）

町地先海域において、タンカー事故等による大量の油流失や火災等による災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、又は陸上で流失油事故が海域に及ぶ場合、船舶及び沿岸地域の人命、財産並びに水産資源を災害から保護するため、町及び防災関係機関は緊密な協力のもとに、各種応急対策を迅速に推進し、災害の防止及び被害の減少に努めるものとします。

【対策の体系】

第3節 流出油事故等への対策

第1項 災害応急対策の実施

第1項 災害応急対策の実施

1 活動体制の確立

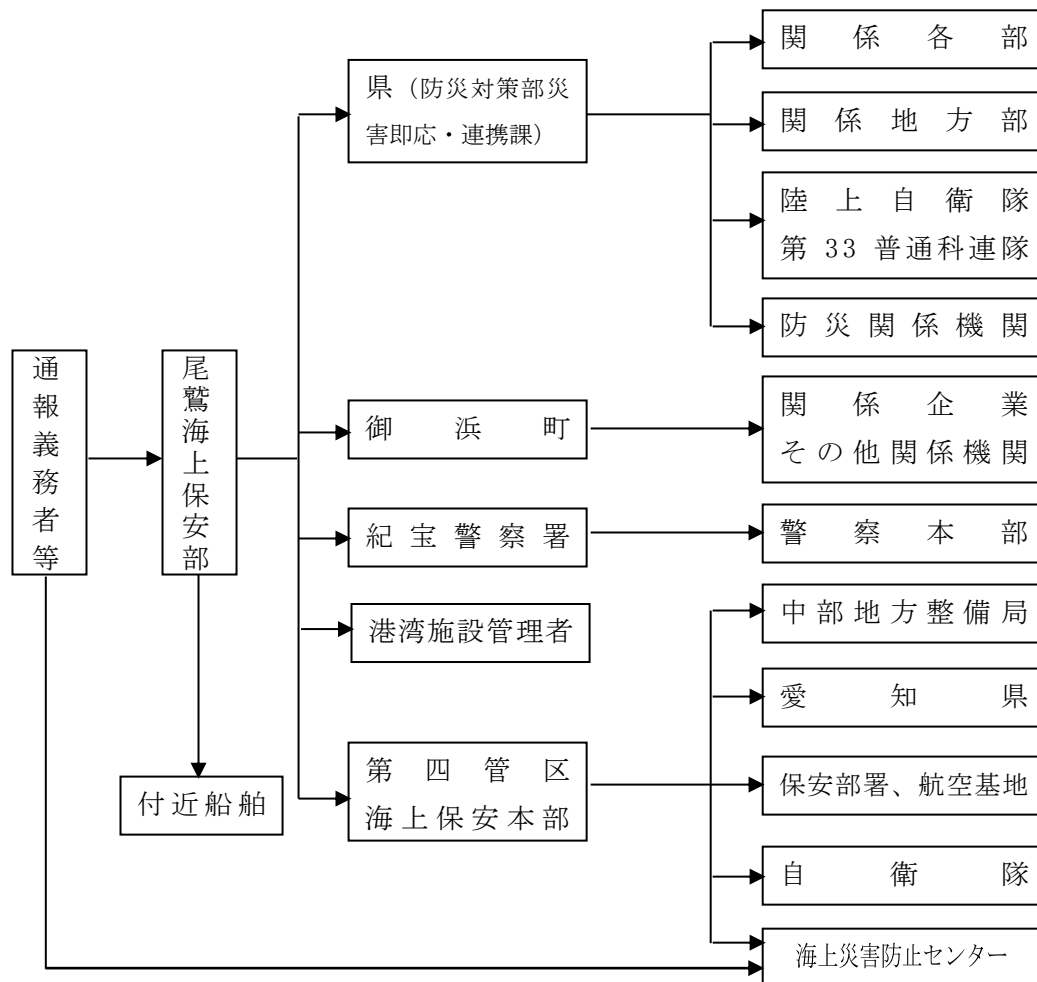
町は、町の周辺海域において、流出油事故等が発生したことを覚知したときは、町災害対策本部を設置する等、必要な応急対策活動が実施できる体制をとります。

活動体制については、第4部第1章第1節「災害対策活動の実施体制の確保」に定めるところによります。

2 情報の伝達

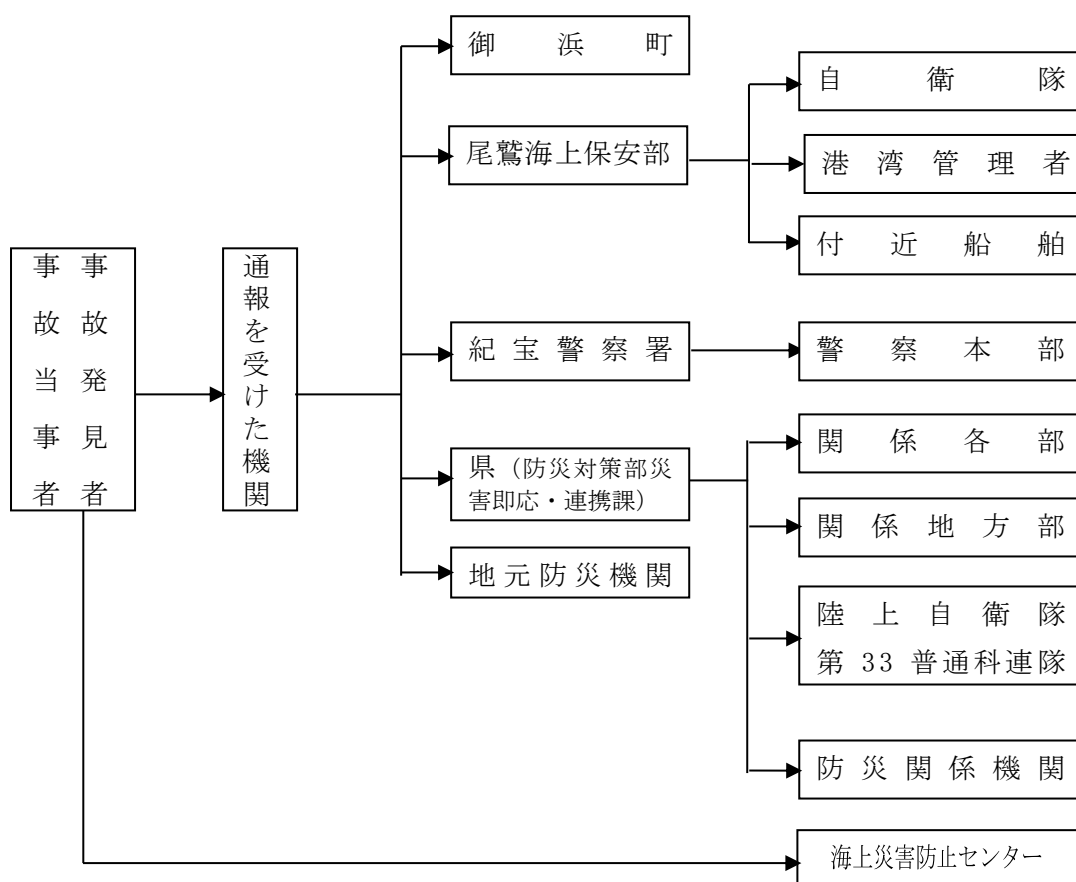
(1) 関係機関との連絡

ア 海上での災害



※海上災害防止センターは、事故原因者から委託、又は、海上保安庁からの指示があった場合に活動する。

イ 陸上からの災害



(2) 一般への周知

ア 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対し、周知に努めます。

機関名	周知方法	対象船舶
第四管区海上保安本部	無 線 通 信 ・ 電 話	付 近 船 舶
尾 鷲 海 上 保 安 部	〃	〃
放送局（NHK・民放）	ラ ジ オ ・ テ レ ビ 放 送	〃

イ 沿岸住民への周知

町及び防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努めます。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
御 浜 町	防災行政無線及び広報車からの放送等	(1) 事故の状況 (2) 防災活動の状況 (3) 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 (4) 避泊準備等一般的注意事項 (5) その他必要事項
紀 宝 警 察 署	広報車からの放送等	
尾 鷲 海 上 保 安 部	巡視船艇からの放送	
放 送 局 (NHK・民放)	テレビ・ラジオ放送	

3 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施します。

- (1) 総合的応急対策の実施並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請
- (4) 油吸着材、油処理剤及び油回収船による油処理
- (5) オイルフェンス展開による拡散防止
- (6) 消火
- (7) 防災資材の輸送

4 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施します。

- (1) 流出油等並びに火災対策
 - ア 人命の救助、救護
 - イ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
 - ウ 通信連絡
- (2) 高潮対策
 - ア 船舶並びに沿岸住民の避難
 - イ 外洋における前進警戒
 - ウ 沿岸水防対策の実施
 - エ 気象情報の収集・連絡

5 流出油等防除応急対策活動

陸上施設及びタンカー等から、石油等及び有害液体物質が流出又は流出のおそれのある場合（以下「流出油等」という。）の防除活動について、次により実施します。

（１）実施機関

流出油防除等の活動にあたっては、県及び町、海上保安庁、海上災害防止センター、港湾管理者等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行います。

また、県及び海上保安庁は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置します。

なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は、原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括されます。

連絡調整本部の設置場所は、海上保安部若しくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施します。

（２）防除活動の分担

ア 海上における防除活動の分担

（ア）発災船舶等は、海上保安庁への通報を行うとともに、流出油の拡大防止及び回収作業を実施し、また、必要があると認められるときは、海上災害防止センターに、防除措置を依頼します。

（イ）海上保安庁は、流出油の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行います。

なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防御措置を講ずるべきことを、海上災害防止センターに対し指示することができるものとし、また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行います。

イ 陸上における防御活動の分担

（ア）消防機関は、防御活動を指示するとともに、必要に応じ流出油の状況を海上保安庁に連絡します。

（イ）海上保安庁は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行います。

（３）町の措置

ア 沿岸に漂着した流出油等の除去・回収等活動及び連絡調整

イ 災害情報の収集及び伝達

ウ 住民に対する広報

エ 避難の指示等及び誘導

オ 防災資機材の調達搬入

カ 他市町に対する応援要請

キ 県に対する自衛隊の派遣要請の要求

ク その他の災害の規模に応じた措置

(4) その他の防災関係機関の措置

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力します。

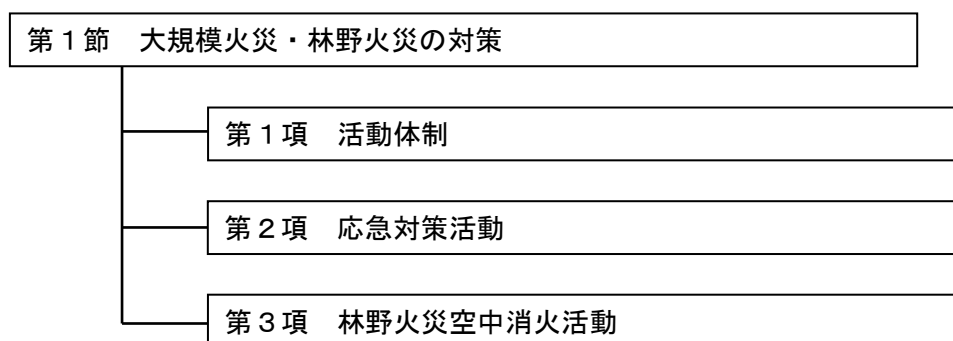
第2章 火災対策

第1節 大規模火災・林野火災の対策

【主幹課】 災害対策本部事務局
【関係機関等】 消防本部、消防団

大規模火災・林野火災が発生した場合においては、被害の軽減を図るため広域協力活動体制をとり、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を防ぎます。

【対策の体系】



第1項 活動体制

1 消防活動体制

町及び熊野市消防本部等の消防機関は、大規模火災や林野火災が発生したときは、これらの火災による被害の軽減を図るため、火災規模に対応し得る消防隊を編成し、重大な事態に至らない態勢をとり、万全を期します。

2 広域協力活動態勢

(1) 応援要請

町長等は、大規模災害、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県及び協定している他の市町等の長に対し応援要請を行います。

ア その災害が他の市町に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合

イ 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合

ウ その災害を防除するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

エ 町長が必要と認める場合

(2) 活動調整

町長等は、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めます。

第2項 応急対策活動

1 応急対策活動の実施

大規模火災・林野火災が発生した場合は、第6部第1章第2節第2項「応急対策活動」に準じて必要な応急対策活動を実施します。

2 大規模林野火災におけるヘリコプターの活用

大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれがあるときは、町長は、知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を行います。

防災ヘリコプターの応援要請は、第4部第2章第6節「県防災ヘリコプターの活用」によります。

第3項 林野火災空中消火活動

1 空中消火の実施

町長等は、林野火災空中消火を実施するにあたって次の措置を行います。

(1) 初動体制の整備

ア 町長等は、御浜町地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を県（災害対策課）に報告します。

イ 空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100トン以上の水源を有し、毎分1トンの取水が可能な平坦な場所を選定します。

空中消火基地のうち、離着陸場所の選定については、第4部第1章第3節「自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に定めるとおりです。

ウ 火災現場付近の状況の把握

(ア) 空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておきます。

(イ) 危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておきます。

エ 資機材の確保

(ア) 他の自治体、関係機関の保存状況を把握し、補給できる体制を整えます。

(イ) 使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておきます。

オ 輸送手段の確立

(ア) 資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておきます。

(イ) 陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとります。

(2) 空中消火活動

ア 現場指揮本部における任務

(ア) 情報の総括

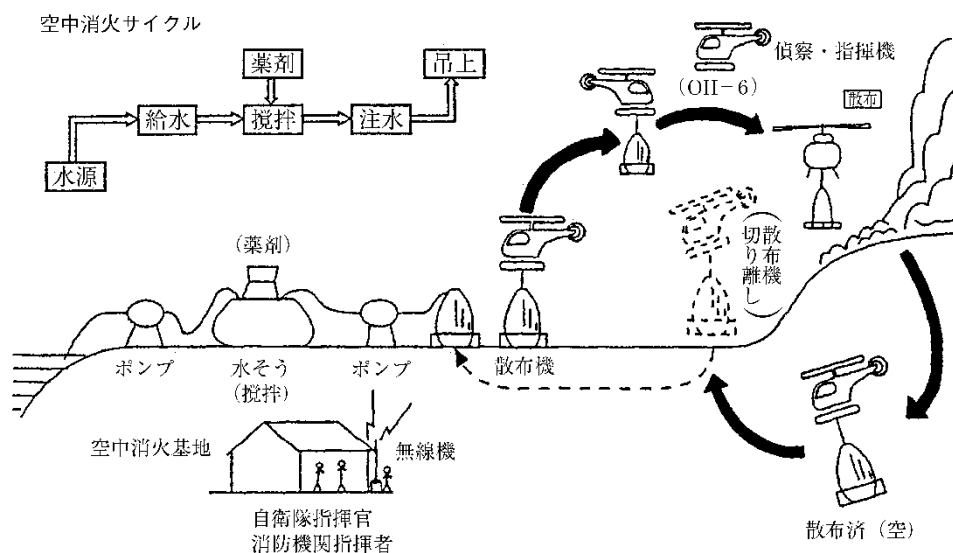
空中偵察用航空機、空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行います。

(イ) 空中・地上各消火隊の活動統制

消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行います。

イ 作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をします。



(3) 派遣要請

ア 県防災ヘリコプターの派遣要請

町長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの支援を要請することができます。

支援を要請する場合は第4部第2章第6節「県防災ヘリコプターの活用」の手続により行います。

(4) 報告

町は、空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（災害対策課）に報告します。

報告事項

(ア) 林野火災の場所

(イ) 林野火災焼失（損）面積

(ウ) 災害派遣を要請した市町名

- (エ) 災害派遣に要した航空機の機種と機数
- (オ) 散布回数（機種別）
- (カ) 散布効果
- (キ) 地上支援の概要
- (ク) その他必要事項